

「新たな防災気象情報」・「気象警報等発表区域の細分化」の運用開始について【情報提供】

1 事業の趣旨

(1) 新たな防災気象情報

令和 8年 5月下旬から、新たな防災気象情報の運用が全国で始まります。

(2) 気象警報等発表区域の細分化

横浜地方気象台から横浜市域に発表される気象警報等は、現在「市全域」に発表されていますが、令和 8年 5月下旬から、「北部」及び「南部」の 2 区域に細分化されて発表されることとなります。

2 お願いしたいこと

【区連長】 本制度の開始について、ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合会の定例会等において、地域の皆様への周知にご協力をお願いします。

【単位会長】 定例会等での情報提供をお願いいたします。

3 概要

(1) 新たな防災気象情報

別紙のとおり

(2) 気象警報等発表区域の細分化

別紙のとおり

総務局緊急対策課
担当 古賀、福原
電話 045-671-2064
メール so-kinkyu@city.yokohama.lg.jp

令和8年から 気象警報等が 大きく変わります。



警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます。

◎発表される警報・注意報の名称にレベルが付記されます。避難行動と直結するレベルがすぐわかり、避難判断の目安が明確になります。詳しくは裏面に。

【変更例】

(旧) 「大雨警報」

→ (新) 「レベル3大雨警報」



「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます。

◎危険な場所から避難が必要な状況であるレベル4相当の情報が「危険警報」として発表されます。

【変更例】

(旧) 「土砂災害警戒情報」

→ (新) 「レベル4土砂災害危険警報」

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

【お問い合わせ】

横浜市総務局緊急対策課 電話：045-671-2064/FAX：045-641-1677
若しくは、最寄りの区役所総務課にお問い合わせください。

避難のタイミングは レベルで判断



災害が起きる前に何をすべきか、
レベルごとにチェック！

時間推移のイメージ

数日～
1日前

レベル1 早期注意情報 ・災害への心構えを一段高める

半日～
数時間前

レベル2 注意報 ・ハザードマップ等で災害リスクを再確認する
・自らの避難行動を確認

数時間～
3時間前

レベル3 警報 ・避難に時間がかかる**高齢者等は危険な場所から避難する**
・高齢者等以外の人にも必要に応じて避難の準備や自主避難

2時間～
0時間前

レベル4 危険警報 ・**危険な場所から全員避難する**
※台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了

災害
発生

レベル5 特別警報 ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況
・今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する

気象警報等の発表区域が南北に分かれます。

POINT



なぜ、南北に分けて発表するの？

◎横浜市は面積が広く、降雨の状況や危険度に地域差が生じやすいという特性がありました。そのため、市内全域で発表される気象警報等が、区域によっては実際の危険度と必ずしも一致していない場合があります。今回、発表区域を北部・南部に分けることで、より実際の危険度に即した気象警報等を発表できるようになり、また、市としての確かな防災対応を図ることができます。

POINT



何が変わるの？

◎全ての気象警報等（大雨、土砂、高潮など）が南北に分かれて発表されます。例えば、これまで市内全域で発表されていた「大雨警報」が、今後は「レベル3大雨警報（横浜市北部）」、「レベル3大雨警報（横浜市南部）」と発表されるようになります。



GREEN×EXPO 2027 の入場チケット等について【情報提供】

1 事業の趣旨

GREEN×EXPO 2027 の入場チケットの発売開始日が決まりましたのでお知らせします。また、子どもたちの招待等についてもお知らせします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 入場チケットの販売開始（別添資料あり）

販売開始日：令和 8 年 3 月 19 日(木)

前売りチケットとして、お得な早割価格の 1 日券に加え、何度も入場できる通期パスや夏パスなどを設定しています。

入場チケット（電子チケット）は、GREEN×EXPO 2027 チケットサイトを通じて販売します。

紙の入場チケットは、旅行代理店等のチケット販売事業者の店頭でご購入いただけるよう協会が手続きを進めています。詳細が決まり次第ご案内します。

※来場日時予約は、秋ごろから開始できるよう調整しています。

入場チケットの券種・価格

販売期間	券種	概要	大人 (満18歳以上)	中人 (満12~17歳)	小人 (満4~11歳)
前売チケット 2026年3月19日~ 2027年3月18日	お得 1日券 (早割価格)	会期中いつでも1回入場可	4,900円	3,000円	1,400円
前売・会期中 販売チケット	特別割引券	障がい者手帳等をお持ちの方および 同伴者1名が購入可能で、 会期中いつでも1人1回入場可	2,800円	1,700円	800円
	通期パス	会期中いつでも何度も入場可	28,000円	16,000円	6,500円
	夏パス	夏の決まった期間(7/1~8/31)に 何度も入場可	12,000円	7,000円	3,000円
会期中販売 チケット	1日券 (通常価格)	会期中いつでも1回入場可	5,500円	3,300円	1,500円
	夜間券	会期中いつでも17時以降1回入場可	3,500円	1,900円	900円

※価格は全て日本円・税込みです。

(紙チケットを購入する場合は、別途 100 円 (税込み) をいただく予定です。)

4 未来を担う子どもたちの招待

子どもたちが地球規模の課題を自分事として捉え、新たなグリーン社会への意識を高めるきっかけとします。

(1) 学校招待

環境問題や EXPO への興味・関心を高めるため、「事前の学び」を経たうえで、市立学校に通う児童・生徒を、校外学習等の一環などで招待します。

【来場時期】2027年4月～6月

※市内の私立・県立・国立学校には、神奈川県の実業があります。

(2) こども招待

市内在住の満4～18歳の皆さんを、会期中1回招待します。

【申込開始】2026年9月頃（予定）

※年齢は、2027年4月1日現在

※3歳以下は無料です。

なお、令和8年度予算の執行を伴う事業などは、市会での議決後に確定します。

5 3月19日の開催1年前イベントについて【参考】

開催1年前となる3月19日（木）に、「GREEN×EXPO 2027 開催1年前発表会」を横浜市役所アトリウムにて開催します。

発表される内容については、4月の市連会でも情報提供します。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課 担当 中島、橋本 電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223 メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp
--

NEWS RELEASE

報道関係者各位

2026年2月20日

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

GREEN×EXPO 2027 の入場チケット 開催1年前の3月19日から前売り販売開始 ～公式チケットサイト、旅行代理店や各種プレイガイド等全国で取扱い～



©Expo 2027

GREEN×EXPO協会（正式名称:公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会、会長: 筒井義信、所在地: 横浜市中区）は、開催1年前となる2026年3月19日（木）から、GREEN×EXPO 2027の入場チケットの前売り販売を開始します。

前売りチケットとして、お得な早割価格の1日券に加え、何度も入場できる通期パスや夏パスなどを設定しています。チケットは、当協会の公式チケットサイトのほか、旅行代理店や各種プレイガイド等で購入できます。

入場チケット販売開始日

2026年3月19日（木）

入場チケットの購入方法

入場チケットは、GREEN×EXPO 2027 チケットサイト（以下、「公式チケットサイト」という。）を通じて販売します。

入場チケットの購入ステップ



この他、旅行代理店や各種プレイガイド等チケット販売事業者による販売も実施予定です。

また、入場チケットは、電子チケットのほか、紙チケット等もご用意予定です（追加料金が必要）。公式チケットサイトURLやチケット販売事業者など購入の詳細については、随時2027年国際園芸博覧会協会公式ホームページ内チケットインフォメーション（<https://expo2027yokohama.or.jp/tickets-index/>）などでお知らせします。

入場チケットの券種・価格

販売期間	券種	概要	大人 (満18歳以上)	中人 (満12~17歳)	小人 (満4~11歳)
前売チケット 2026年3月19日~ 2027年3月18日	1日券 (早割価格)	会期中いつでも1回入場可	4,900円	3,000円	1,400円
前売・会期中 販売チケット	特別割引券	障がい者手帳等をお持ちの方および 同伴者1名が購入可能で、 会期中いつでも1人1回入場可	2,800円	1,700円	800円
	通期パス	会期中いつでも何度も入場可	28,000円	16,000円	6,500円
	夏パス	夏の決まった期間(7/1~8/31)に 何度も入場可	12,000円	7,000円	3,000円
会期中販売 チケット	1日券 (通常価格)	会期中いつでも1回入場可	5,500円	3,300円	1,500円
	夜間券	会期中いつでも17時以降1回入場可	3,500円	1,900円	900円

※価格は全て日本円・税込みです。

（紙チケットを購入する場合は、別途100円（税込み）をいただく予定です。）

※年齢は2027年4月1日現在の満年齢です。ただし、3月中の入場については、2026年4月1日現在の満年齢を適用します。

※3歳以下の方は無料となります。(チケット無しで入場できます。)

本件に関するお問合せ先

【本リリースについて】

GREEN×EXPO協会（公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会）
入場券部入場券課 担当：森井 TEL：045-307-2139

【入場チケットについて】

GREEN×EXPO 2027入場券販売管理センター
ticket-info@2027tkc.com

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名称	2027年国際園芸博覧会 (International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
正式略称	GREEN×EXPO 2027 (グリーンエクスポニーゼローナナ)
開催場所	神奈川県横浜市
開催期間	2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)
テーマ	幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域	約100ha(内、会場区域80ha)
クラス	A1(最上位)クラス(AIPH承認+BIE認定)
参加者数	1500万人(有料来場者数：1,000万人以上)
公式サイト	https://expo2027yokohama.or.jp/



公式マスコットキャラクター
「トウクントウク」

「令和8年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について【事業説明】

1 事業の趣旨

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和8年度もこれまでと同様に、継続して実施します。是非ご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 令和8年度横浜市市民活動保険補償内容（令和7年度補償内容から変更はありません）

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1名 1億円	死亡	1名 500万円
	1事故 5億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 (1名 上限500万円)
財物賠償	1事故 500万円	入院	1日 3,500円 (180日限度)
保管物賠償	1事故 500万円	通院	1日 2,500円 (90日限度)
免責金額 (自己負担額)	5,000円	手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円

4 添付資料

リーフレット「令和8年度横浜市市民活動保険のご案内」



5 主な配布先

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、
地域ケアプラザ 等

本市ホームページにも掲載します。

▲市民活動保険
ホームページ

※ 令和8年度横浜市市民活動保険事業は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

市民局地域活動推進課
担当 大内、戸田
電話 045-671-3624 /FAX 045-664-0734
メール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

令和8年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和8年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。
補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

特徴

- **保険料は不要です。**
- **事前の登録・加入手続きは不要です。**
- **事故発生後に手続きをしていただけます。**

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

対象

もっぱら市内で、次の**4つの要件を全て満たす**ボランティア活動を行う方。

- ① **自主的に**構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② **無報酬**の活動（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ **継続的・計画的**に行っている活動
- ④ **公益性**のある(他人や社会に貢献する)活動

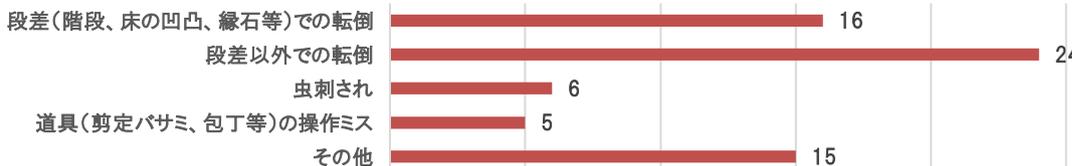
対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

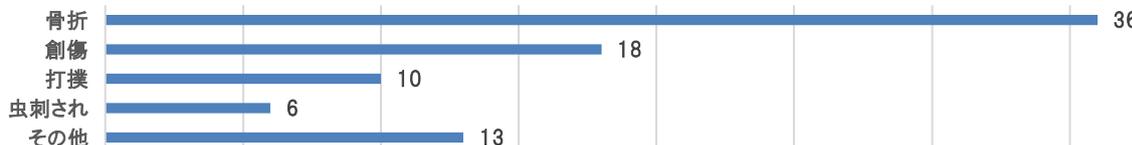
- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との**通常考えられる経路の往復途上**（国内に限る）
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の**準備活動、後片付け**

事故の原因は？

【傷害事故: 令和7年4月～令和7年12月】



負傷内容は？



どうぞ気を付けてご活動ください。

対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営 等



次の活動は対象になりません。(主な例)

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの**非常勤特別職の地方公務員としての活動**
(公務災害等の補償があります)
- (3) **学校管理下での活動**(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) **単位取得や学習のために行う活動**(例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、**労働の対価が支給される活動**(交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) **一時的、突発的な善意の行為**(例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動(例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) **互助的な活動**(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) **特定の個人や特定の団体の利益のための活動**
- (10) **政治、宗教、営利に関わる活動**(例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- (11) **チェーンソーを使用する森林ボランティア活動**(賠償責任事故のみ対象となります)
 - ① 防災訓練やイベントの**参加者**、講座の**受講者は対象になりません**。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)
 - ② 本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)
 - ③ 本市が所有する施設への賠償責任事故には適用できません。

補償内容



賠償責任事故	ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、 法律上の賠償責任を負った場合に 保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。 ※免責金額(自己負担額)5,000 円を超える部分について支払われます。			
	区分	保険金額(限度額)	自己負担額	内容
	身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000 円	他人の身体に損害を与えた場合
	財物賠償	1事故 500 万円		他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償	他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合			

傷害事故	ボランティア活動中に発生した 急激かつ偶然な外来事故(※) によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区分	保険金額	内容
	死亡	1名 500 万円	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に死亡した場合
	後遺障害	程度により 1名 20~500 万円	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に後遺障害が生じた場合
	入院	1日 3,500 円 (180 日限度)	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に入院または通院した場合 ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※ 医師のいる医療機関 で診断・治療を受けてください。
	通院	1日 2,500 円 (90 日限度)	
手術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円	事故の日から 180 日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1 回の手術に限る)	

※急激かつ偶然な外来事故とは

- ・ **急激**・・・原因または結果の発生を**避け得ない**程度に急迫した状態
- ・ **偶然**・・・原因または結果の発生が対象者にとって**予知できない**状態
- ・ **外来**・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(**持病等**)ではないこと



支払いの対象とならない主な例

■賠償責任事故・傷害事故 共通

・地震、噴火、または津波による事故 ・活動者の故意による事故 ・活動者の心神喪失による事故 等

■賠償責任事故

- ・ 車両の所有、使用、または管理に起因する事故
- ・ 故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故
- ・ 自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損
- ・ 活動者の親族に対する事故 等

■傷害事故

- ・ 熱中症
- ・ 対象者の脳疾患や疾病によるもの
- ・ 細菌性食中毒
- ・ むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの
- ・ 自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故
- ・ 重大な過失による事故
- ・ 長時間立って作業をしたことでひざを痛めた 等

事故が起こった際の手続き方法



1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる病院**へ行きます。

2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「**事故報告書(様式)**」をお渡します。必要事項を記入し、**書類(下表参照)**と一緒にご提出ください。

保険の対象要件(確認事項)		提出書類の例
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集チラシ・パンフレット等
2	無報酬の活動である	
3	公益性のある活動である	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ・パンフレット 等
5	申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6	【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ 「**事故報告書**」には、**事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合**は、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合**は、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。 [トップページ](#) [市民活動保険](#) [検索](#)



Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

(各区役所総務課) お問い合わせ・申請先	青葉区	Tel 978-2212 Fax 978-2410	港南区	Tel 847-8305 Fax 841-7030	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
	旭区	Tel 954-6006 Fax 951-3401	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209	中区	Tel 224-8112 Fax 224-8109
	泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505	栄区	Tel 894-8311 Fax 895-2260	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
	磯子区	Tel 750-2311 Fax 750-2530	瀬谷区	Tel 367-5611 Fax 366-9657	保土ヶ谷区	Tel 334-6373 Fax 334-6390
	神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
	市外局番 045	金沢区	Tel 788-7705 Fax 786-0934	鶴見区	Tel 510-1653 Fax 510-1889	南区

<作成・発行> 横浜市市民局地域活動推進課

Tel : 045-671-3624 / Eメール: sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.4」の公開について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和7年11月にウェブ公開した「自治会町内会のための講習会」の内容を中心にとまとめた、自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.4」を作成し、ホームページに公開しました。
負担軽減等の活動事例を紹介していますので、自治会町内会活動をご検討の際にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 内容

(1) 自治会町内会の運営課題と工夫

令和7年度自治会町内会アンケートの回答から、運営上の課題に対する工夫例を紹介しています。

(2) 事例紹介※11月定例会資料にて、動画配信をご案内したものと同事例です。

事例1 中区 本牧大鳥自治会

「人が動きたくなる工夫と参加を生む自治会マネジメントの実践」

事例2 保土ヶ谷区 岩井町原第一町内会

「キャッシュレス決済導入について」～PayPayを活用した集金事例～

事例3 都筑区 東山田四丁目町内会

「デジタルを活用した持続可能な町内会運営に向けて」

(3) 自治会町内会活動におけるデジタルツールの紹介



4 公開先 URL

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索



二次元コード

5 その他

データ掲載のみとなりますので、冊子が必要な場合は、お手数ですが、上記ホームページからデータをダウンロードの上、印刷いただくようお願いいたします。

事例1～3については、発表動画を上記ホームページから視聴できますので、ぜひご覧ください。

【担当】横浜市市民局地域活動推進課 佐藤、笹尾

電話：671-2317

Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会ポータルへの運用開始に向けたお知らせ【情報提供】

1 説明の趣旨

令和 8 年 4 月 1 日より、自治会町内会ポータルへの運用開始に合わせ、ホームページとコールセンターを開設します。2 月にご案内した通り、各自治会町内会あての区連会資料配送に、次の資料一式を入れておりますので、ご覧いただき、現況届の提出や補助金申請にご活用ください。

(配送資料)

- ・① 仮 ID・仮パスワード※ (各自治会町内会ごとに異なります)
- ・② 本登録マニュアル
- ・③ 利用者追加マニュアル

※がついている資料は、地区連合用の資料が別途ございます。区連会にて席上配布。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

また席上の資料につきまして、現況届や補助金申請を行う方(会計・事務担当の方など)へ、資料一式をお渡しし、情報共有をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。また、資料が届きましたら、現況届や補助金申請を行う方(会計・事務担当の方など)へ、資料一式をお渡しし、情報共有をお願いします。

3 自治会町内会ポータルについて

地域活動推進費補助金の申請等の手続きが、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えるようになります。

※従来通り紙、メール、FAX、電子申請での申請も引き続き可能です。

(1) 運用開始予定日時

令和 8 年 4 月 1 日(水) 9 時

(2) オンライン申請可能な項目

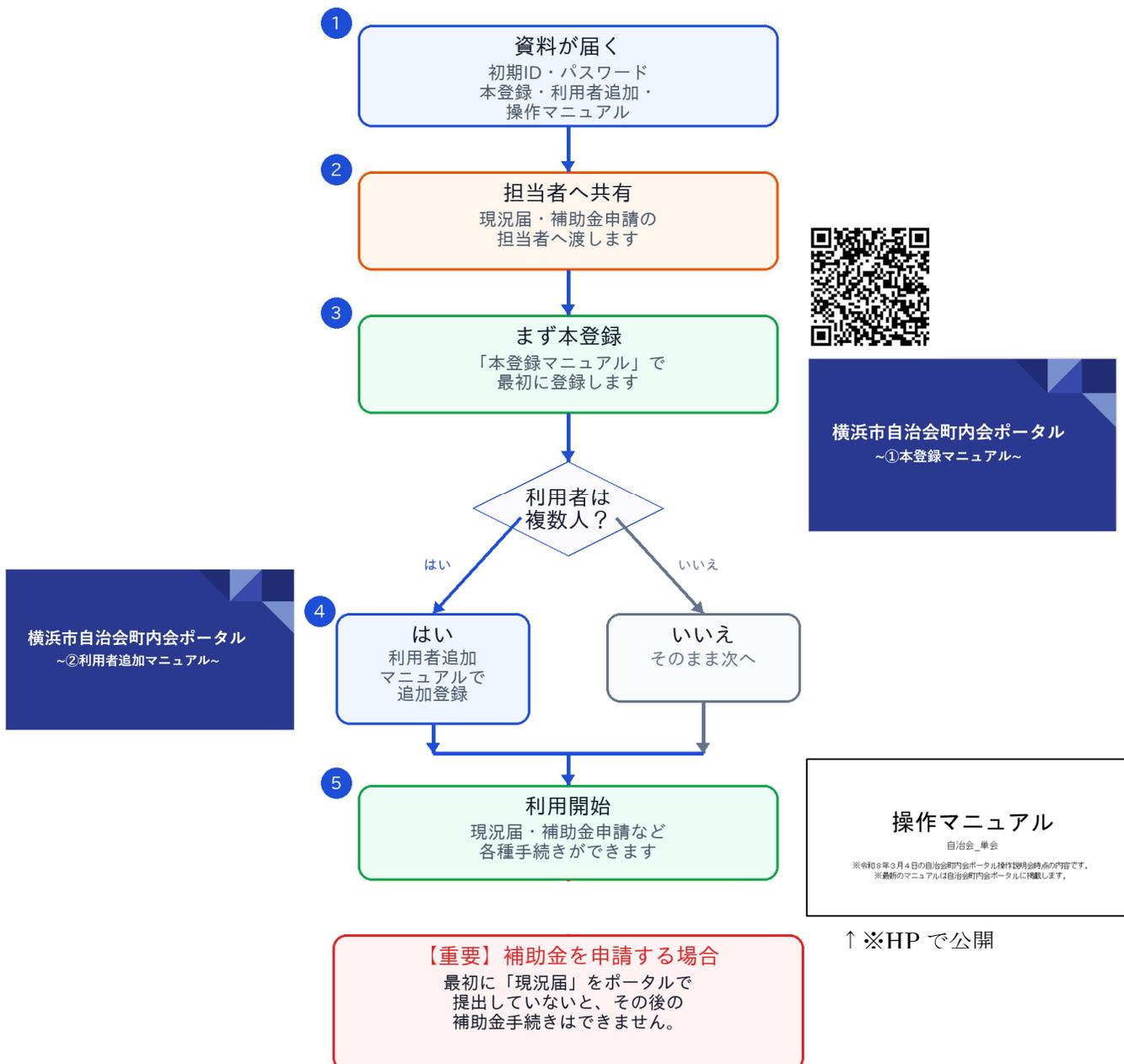
- ① 補助金申請
 - ・地域活動推進費補助金
 - ・地域防犯灯維持管理費補助金
 - ・町の防災組織活動費補助金
- ② 基礎情報(現況届・口座情報等)提出
- ③ 委嘱委員の推薦届出
- ④ 防犯灯新設・移設に係る申請

(3) 利用開始までの流れ

- ① 最初に「本登録マニュアル」を参考に、仮ID・仮パスワードを使って本登録する。
 - ② ポータルの利用希望者が複数人いる場合は、「利用者追加マニュアル」を参考に、利用者追加を行う。
- ・登録作業後の操作方法（現況届の作成方法・補助金申請方法等）は、「操作マニュアル」をご覧ください。
 - ・操作方法がわからない場合は、コールセンターまでご連絡ください。

利用開始までの流れ

まず本登録 → 必要なら利用者追加



(4) 補助金をポータルで申請する場合の注意

- ・補助金をポータルから申請したい場合は、最初に区役所へ提出する「現況届」を、ポータルで提出しておく必要があります。

現況届をポータルで提出していない場合、その後の補助金手続きをポータルで行うことができませんのでご注意ください。

※現況届・補助金申請をご担当される方へ、あらかじめお伝えください。

4 ホームページの開設について

自治会町内会ポータルのホームページを開設し、自治会町内会ポータルへのリンクや操作マニュアル・操作説明動画など、4月1日に向け順次公開していきます。

【パソコン等で検索する場合】

横浜市 自治会町内会ポータル

検索



【スマートフォンで閲覧する場合】



【ホームページ URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/jichikai-portal.html>

5 コールセンターの設置について

操作でお困りの際は、自治会町内会ポータルコールセンターにお電話ください。

(1) 電話番号

045-577-4295

(2) 開設時間

令和8年4月1日(水)～令和8年6月30日(火)

平日 午前9時から午後8時まで

土日祝日 午前10時から午後5時まで

6 ポータル操作説明会について

自治会町内会ポータルの操作方法について、区役所で説明会を実施します。操作説明動画と同様の内容を実際に皆さんで操作していきます。

(日時) 令和8年4月20日(月) 15時から(1時間程度を予定)

(会場) 鶴見区役所6階 第10会議室

(申込) 参加を希望される場合は、令和8年4月15日(水)までに

- ・電子申請システム(右記二次元コードもしくは下記 URL)

(<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/803bdb51-ff2a-4443-a766-500c75256998/start>)

- ・電話 045-510-1687

までお申込みください。



市民局地域活動推進課

担当 栗田、石栗

(鶴見区地域振興課 小川、池田)

電話 045-671-3624 FAX 045-664-0734

メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

令和 8 年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について【情報提供】

1 趣旨

令和 8 年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について、内容の詳細をご案内させていただきます。自治会町内会向けの補助金の拡充等が盛り込まれていますので、ぜひご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

3 今回ご案内する支援制度について（参考：別紙一覧参照）

- (1) 地域防犯カメラ設置補助金【拡充】・・・資料 1
- (2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金【継続】・・・資料 2
- (3) LED防犯灯新規設置事業【継続】・・・資料 3

4 備考

令和 8 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

【各制度所管担当】

(防犯関連) 市民局地域防犯支援課 (1) 地域防犯カメラ設置補助金 電話 045-671-3705 川口、片渕 (3) LED防犯灯新規設置事業 電話 045-671-3709 石橋、早野 メール： sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp	(会館脱炭素化関連) 市民局地域活動推進課 (2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 佐藤、笹尾 電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734 メール： sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp
---	--

市民局（一部総務局） 令和8年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期	問合せ先・申請先
拡充 地域防犯カメラ設置補助金	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助台数の増（240台）、補助率9/10、上限28万円 ※資料1参照	4～7月末	鶴見区地域振興課 地域振興係 電話 045-510-1688
例年同 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率2/3、上限あり ※資料2参照	4～10月末 事務委託事業者	【4月1日～】 横浜市住宅供給公社 (予定) 電話 045-451-7740
例年同 地域活動推進費補助金 ※ポータル申請可	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助 上限額900円×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6月	鶴見区地域振興課 地域振興係 電話 045-510-1687
例年同 地域防犯灯維持管理費補助金 ※ポータル申請可	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円（年、定額）	4～6月	鶴見区地域振興課 地域振興係 電話 045-510-1688
例年同 自治会町内会館整備費補助金	昨年、8年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。 補助率1/2、上限：新築・購入1500万円（1㎡あたり12.5万円を限度）、修繕250万円等	※9年度整備に向けた事前申出 4～6月（予定）	鶴見区地域振興課 （4月市連会・区連会にて案内）
例年同 町の防災組織活動費補助金 ※ポータル申請可	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給（1世帯160円）	4～6月 区総務課	鶴見区総務課 防災担当 電話 045-510-1656

※LED防犯灯新規設置事業：自治会町内会等の申請により電柱共架型500灯、鋼管ポール型36灯の新設 ※資料3参照
（申請時期：4～6月、問合せ・申請先：区地域振興課、3月に案内）

【参考：個人世帯等向け】よこはま安心ボックス設置支援事業：購入を希望する市民の方を対象にして、宅配ボックスの購入費の一部（約1/2）を市で負担します。（開始予定時期：6月、最大6700世帯の利用を想定）詳細は決まり次第、市ウェブページでお知らせします。

※ポータル申請可：自治会町内会ポータルでオンライン申請が可能です。

※令和8年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

令和 8 年度 地域防犯カメラ設置補助制度について

1 事業の趣旨

地域における防犯活動を支援するため、防犯カメラ設置費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を令和 8 年度も実施します。

防犯カメラの設置をご検討されている場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課へご提出ください。

2 制度の概要

(1) 申請書及び添付書類の提出期限

令和 8 年 7 月 31 日 (金) 必着

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、早めに行ってください。

申請の手引・申請書の配付場所

- ・各区地域振興課
- ・横浜市ホームページ（3月下旬頃、公表予定）



(2) 申請書類提出先

- ・各区地域振興課
- ・横浜市電子申請・届出システム

【主な提出書類】

- ・申請書（第 1 号様式）
- ・収支計算書（第 2 号様式）
- ・見積書

詳細は「申請の手引」をご確認のうえ、各区地域振興課へご相談ください。

(3) 補助金交付までのスケジュール

令和 8 年 3 月～	<ul style="list-style-type: none"> ・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意取得 ・関係機関との相談・協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所等)
7 月 31 日まで	・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
10 月上旬頃	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付決定通知（交付/不交付） ※この決定後、機器購入・工事契約が可能になります。
令和 9 年 1 月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、実績報告書類を横浜市へ提出
3 月頃	・補助金交付

(4) 補助条件等

① 補助対象の防犯カメラ

- ・ 公共空間（道路・公園等）を撮影・記録するために固定設置するもの
- ・ 機能強化を目的とした設置機器の更新も対象
- ・ プライバシー保護のため、総会・役員会等で合意形成し、設置箇所周辺住民の同意を必ず取得してください。

② 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

③ 補助対象経費

- ・ 防犯カメラの機器購入費
 - ・ 当該カメラの設置工事に係る費用
- ※電気料金、修繕費、点検費などの維持管理費は対象外

④ 補助内容

防犯カメラ1台につき補助対象経費の 10分の9
補助上限額：280,000円

⑤ 補助予算台数

240台

予算の範囲内で交付決定を行うため、申請いただいても補助されない場合や、申請台数の一部のみとなる場合があります。

その際は、犯罪発生状況等を考慮し、交付を判断します。

【参考】民間事業者による防犯カメラ設置の取組

自治会町内会が飲料自動販売機の設置場所を提供できる場合、その売上や利益を財源として防犯カメラの設置費用等を賄う取組を行う事業者があります。

横浜市の補助制度を利用せずに設置を検討する場合の参考としてください。

※設置条件等は飲料メーカーごとに異なります。詳細は横浜市ホームページをご覧ください。神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課へお問い合わせください。

神奈川県ホームページ



横浜市ホームページ



市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3705

メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp



4月1日～ 申請受付開始(予定)

申請期限10月末 / **予算上限に達し次第、受付終了**

会館への
LED 照明・
省エネエアコン・
太陽光発電設備等
の設置に補助
(補助率 2/3)

すでに会館を持つ
自治会町内会の
半数以上にご利用
いただいています！

「8年度版 募集案内」



横浜市 会館脱炭素 

公開しました

💡 蛍光灯は令和9年末で製造廃止予定のため、今のうちにLEDへの交換をご検討ください。

■申請までの 3ステップ		
① 施工案作成 対象製品・工事内容・予算等の確認、事業者へ見積依頼		
② 会の意思決定 自治会町内会としての意思決定(総会・定例会等での確認)		
③ 申請準備 「募集案内」を確認して、申請に必要な書類の作成・準備		
■対象製品 ※補助基準の詳細は、「募集案内」参照		
LED 照明器具	エアコン	断熱窓など
 <small>補助上限額</small> 60万円 <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; display: inline-block;"> <small>省エネ性能</small> ★★★★★4.0 </div> <small>・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上 ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品</small>  <small>電球形 LED ランプのみの 交換も対象 (トップランナー基準達成製品)</small>	 <small>補助上限額</small> 130万円 <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; display: inline-block;"> <small>省エネ性能</small> ★★★★★2.4 </div> <small>家庭用</small> <small>統一省エネラベル省エネ性能 ★2.4 以上</small> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block;"> <small>業務用</small> </div> <small>トップランナー基準達成製品</small>	   <small>断熱窓</small> <small>太陽光 発電設備</small> <small>蓄電池</small> <small>補助上限額</small> 合算で 200万円 <small>いずれかの実施でも申請ができます。 ※断熱窓:会館の状況により、補助基準に合う製品が 見当たらない場合はお問合せください。</small>
■対象団体		
会館を所有している※自治会町内会・地区連合町内会 <small>※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点としている町内会等も補助対象とします。</small>		
■[4/1～] 申請書提出先 / 建築士訪問アドバイザー事前予約 / 問合せ先		
横浜市住宅供給公社 街づくり事業課 電話 045-451-7740 受付時間 平日9時～17時		●申請方法は、横浜市住宅供給公社へ Eメール、郵送、公社窓口を持参(予約制)

※本補助金の実施は、令和 8 年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。
事業実施主体:横浜市市民局地域活動推進課 電話 045-671-2317

(1) 横浜市のLED防犯灯について

横浜市が管理する防犯灯 約 18 万灯	
電柱共架型 約 16 万灯 (電柱につけた灯具を管理)	鋼管ポール型 約 2 万灯 (独立柱を建て、灯具をつけて柱ごと管理)
灯具の横に黄色のプレートが付いています 	ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています 
磯子区 09 452 Y 瀬谷区 T 555	プレートタイプ Y 鶴見区 AP 1234 シールタイプ 旭 区 H 10 9008

- ・物価高騰等により電気料金など縮減できない経費が事業費全体を圧迫しています。このため、市では、効率の良い防犯灯の維持管理を目標にしています。
- ・土地利用が変わり現在は設置基準を満たさないものがあります。街全体にバランス良く防犯灯を配置する必要があると考えています。

【横浜市防犯灯設置基準（抜粋）】

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はN T T柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(2) 市による新規設置を希望する際の御申請について

～暗がり解消に向けて～

令和8年度から、暗がり解消事業を開始します。

💡 今まで、自治会町内会からの申請のみで新規設置場所を選定してきましたが、防犯灯や電柱を位置情報システム（GIS）で解析し、市（区）からプッシュ型で自治会町内会の皆様に設置場所の提案も致します。他にも、近くに電柱が無い場所にソーラー式防犯灯を設置するなど、過去にご要望に沿えなかった案件にも新たな手段の提案を検討していきます。まずは区役所の地域振興課にご相談下さい。

① 令和8年度の新規設置の御申請について

- ・市（18区）全体で 500灯（電柱共架型）36灯（鋼管ポール） の予定です。
- ・申請は 自治会ポータル又は区地域振興課 にて、締切は令和8年6月30日（火） となります。
- ・各々の『令和8年度 LED防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を確認し、申請してください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。

② 申請にあたっての留意事項

- ・申請にあたり、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。
※設置後に近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- ・複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。

③ その他の方法で必要な灯りを確保するには

次のような手法で必要な灯りを確保する方法もあります。御検討ください。

自治会町内会が自ら灯りを設置し、維持管理を行う	灯りの設置は地域活動推進費補助金の対象です。 なお、地域防犯灯維持管理費補助金の対象となる灯りを整備した場合は、翌年度以降、維持管理に係る補助金交付（年2,200円/灯）が受けられます。
自治会町内会や宅地開発事業者が、LED防犯灯を独自に設置する	<u>事前に横浜市と協議のうえ</u> 、設置基準を満たした防犯灯について設置後に横浜市へ防犯灯を寄附いただける制度があります。 ※鋼管ポール型防犯灯は寄附制度の対象外

（3）LED防犯灯の見守りへの御協力について

市が設置したLED防犯灯については、故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを、自治会町内会の皆様にお願ひしています。

自治会町内会から移管された鋼管ポール型防犯灯は、設置から年数が経ったものも多く、劣化の著しいものも見られます。倒壊による被害を防止するためにも、見守り活動等により劣化したポールを発見した場合は、速やかな情報提供をお願いします。

ポールの劣化事例



【注意：電線の垂れ下がりや切断を見つけたとき】

大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター（0120-995-007）に、直接御連絡ください。

※0120番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803（有料）

【LED防犯灯の故障等を発見された際の連絡先】

- ・鶴見区地域振興課 電話 045-510-1688
- ・市民局地域防犯支援課 sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

■お知らせいただきたいこと

- ① 管理番号 (黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号)
- ② 電柱番号、住所及び目標物
- ③ 不具合の内容 (「点灯していない」「昼間も点いている」「車が衝突し鋼管ポールが傾いた」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)
- ④ 不具合発生の時期 (気づいた日) 及び時間帯

* 防犯灯は、周囲の明るさを感知して自動点灯します。周囲の状況により、点灯のタイミングが異なることがあります。故障ではありません。

【電柱の撤去に伴う防犯灯の取扱いについて (参考)】

市の電柱共架型防犯灯は、電柱事業者や土地所有者の許可を得て設置しています。電柱事業者や土地所有者等の都合により、灯具のついた電柱が撤去・移設される場合、原則として防犯灯も同時に撤去・移設となりますので、予め御承知おきください。

(4) 劣化した鋼管ポール防犯灯への御理解について

令和8年度から鋼管ポールの劣化対策として、「補修」も行う事としました。令和7年度の点検結果をもとに、劣化が著しいものから順に対応します。一方で、ポールが倒壊してしまうと、補修することは出来ません。日常の見守りで、穴が開いていたり、ガタツキのある鋼管ポールを発見した際は、情報提供下さいますようお願いいたします。

また、著しい劣化が認められ、「補修」も不可能な場合、安全を考慮し撤去させていただきます。撤去後は、横浜市防犯灯設置基準に照らし合わせ、①撤去のみ、②近隣電柱に灯具を移設、③建替え (鋼管ポール型防犯灯の再整備) のいずれかの対応となります。

なお、現在設置する鋼管ポールは基礎が大きい (約直径 50cm 地中深 1m) ため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に設置できない場合もあります。設置可能なスペースを確保できない場合や、近隣の方の合意が得られない場合など、市では建替えできない場合があります。



市の設置する防犯灯は電柱共架型を基本としていることから、建替え・補修は付近に電柱がなく、代替照明を設置する場所が無い場合に限りです。

LED防犯灯事業の市ホームページは
URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/LED/>

各地区連合町内会長 様
各自治会町内会長 様

鶴見区地域振興課長

「地域活動推進費補助金」及び「地域防犯灯維持管理費補助金」関係書類の提出
について（依頼）

春暖の候 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、市政並びに区政の推進に多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

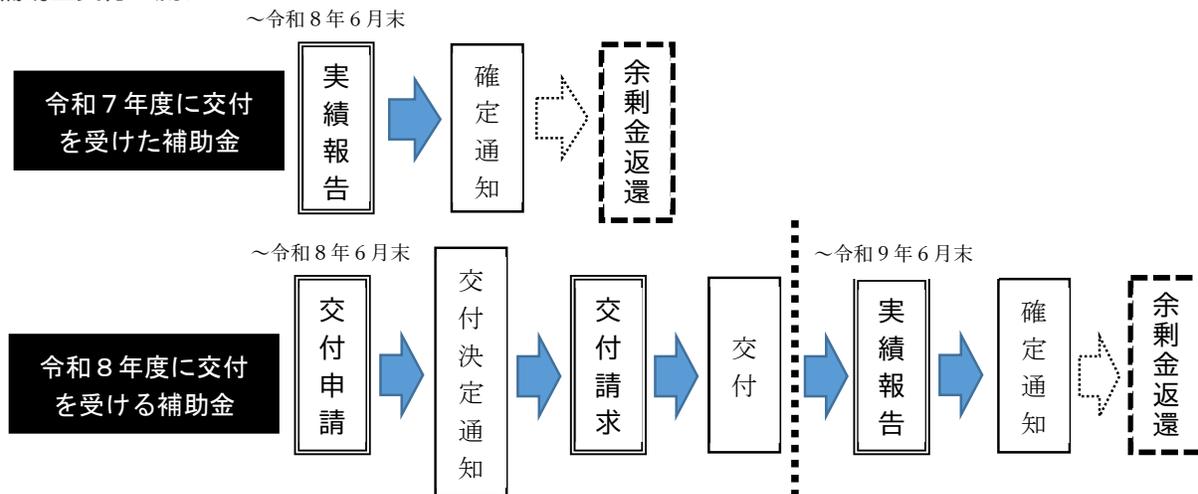
さて、横浜市では、自治会町内会の公益的活動に係る経費等を対象に「地域活動推進費」の補助金を、自治会町内会が公益のために保有・維持管理を行っている地域の防犯灯数に応じて「地域防犯灯維持管理費」の補助金を交付しています。

令和8年度も、これら補助金の申請受付及び交付に向けた各種手続きを行いますので、お知らせします。

また、申請と併せて、令和7年度に地域活動推進費補助金の交付を受けている自治会町内会は、令和7年度分の精算が必要になりますので、事業実績報告書や決算書などの提出をお願いします。

各種書類については、「郵送」、「Eメール」、「電子申請」、また令和8年度よりサービス開始する「自治会町内会ポータル」で提出してください。

1 補助金交付の流れ



2 地域活動推進費補助金の制度

対象団体	補助率	補助限度額	補助対象経費
自治会町内会	3分の1	900円×加入世帯数 ※令和7年度から金額が「900円×加入世帯数」になりました。	公益的活動に係る事務費・事業費 (他の補助金を利用している事業を除く)
地区連合町内会	3分の3	12万円(基礎的支援費)	
	(補助対象経費－基礎的支援費)×3分の1	170円×加入世帯数+5万円	

3 送付書類一覧

1 令和8年度地域活動推進費事務の手引き
2 令和8年度地域防犯灯維持管理費補助金申請の手引き
3 令和7年度地域活動推進費補助金活動実績報告書(第6号様式)
4 令和7年度事業実績報告書
5 令和7年度収支決算書(収入・支出)
6 令和8年度地域活動推進費補助金交付申請書・地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)
7 令和8年度事業計画書
8 令和8年度収支予算書(収入・支出)

4 提出書類一覧

	提出書類	備考	地域活動推進費補助金	地域防犯灯維持管理費補助金
ア	令和7年度地域活動推進費補助金活動実績報告書(第6号様式)	提出時の代表者の氏名を記入	●	
イ	令和7年度事業実績報告書	総会資料で可	●	
ウ	令和7年度収支決算書	各種補助対象経費が明確に判別できれば、総会資料でも可	●	
エ	補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類	1件の金額が10万円以上のもの(公共料金を除く)	●	
オ	令和8年度地域活動推進費補助金交付申請書・地域防犯灯維持管理費交付申請書兼実績報告書(第1号様式)	補助金交付申請書の世帯数は、毎年4月1日を基準日とし、現況届の世帯数と一致	●	●
カ	令和8年度事業計画書	総会資料で可	●	
キ	令和8年度収支予算書	各種補助対象経費が明確に判別できれば、総会資料でも可	●	
ク	団体の規約、規則	前年度提出以降に総会等で規約改正等があった場合に提出	●	
その他添付書類	総会資料・議事録		●	
	自治会町内会名義の令和8年4月分の電気料金領収証又は支払証明書の写し	送付されない、再発行、名義変更などの問い合わせは、東京電力エナジーパートナー(株)カスタマーセンター(0120-99-5001)へ		● 防犯灯所有の場合
	防犯灯が複数ある場合は、自治会町内会名義の令和8年4月分の電気料金集約分内訳表の写し			● 防犯灯所有の場合

※ 各種様式のデジタルデータは、[鶴見区自治連合会トップページ](#) > [様式のダウンロード](#) から、ダウンロードできます。

5 書類提出期限

令和8年6月30日(火)

※ 総会日程等の関係などで、提出が期限を過ぎる場合には、必ず地域振興課へご連絡ください。

6 留意事項

(1) 地域活動推進費補助金の添付書類

ア 実績報告の補助対象経費の支出で、1件の契約金額が10万円以上であった場合には、領収書の写しの提出が必要です。

イ 実績報告の補助対象経費の支出で、1件の契約金額が100万円以上の場合は、原則として市内事業者により入札又は見積合わせを行う必要があります。その場合には、入札結果がわかる書類又は見積書の写し及び、当該事業者が市内業者であることを証する書類の写しの提出が必要です。

(2) 地域活動推進費補助金の加入世帯数

補助金交付申請書の加入世帯数は、令和8年4月1日を基準日とします。※現況届と同数

7 提出方法

(1) 郵送の場合：同封の返信用封筒をご使用ください。(切手貼付済み。)

(2) Eメールの場合：tr-chikatsu@city.yokohama.lg.jp に送ってください。

(1回に送信できるデータはおおむね5MBまでです。それ以上になる場合は、複数回に分けて送信してください。)

(3) 電子申請システムの場合

[鶴見区自治連合会トップページ](#) > [様式のダウンロード](#) > [横浜市電子申請・届出システム](#) で申請できます。

(4) 自治会長内会ポータルの場合 **←NEW!**

「自治会町内会ポータル」は令和8年度から新しく始まるサービスです。PCだけでなく、スマートフ

オンでも、ネット上で書類作成ができます。次の URL もしくは二次元コードから自治会町内会ポータルにアクセスし、

(単会) 3月区連会の配送資料と一緒に送りしているログイン ID・パスワードを使用して、ログインしてください。

(連合) 3月区連会の議場でお配りしたログイン ID・パスワードを使用して、ログインしてください。その後、ポータルから①現況届②決算書・予算書③添付書類(事業実績報告書、団体規約など)④補助金申請書の順に、書類の作成・提出を行ってください。

※ポータルの操作方法の詳細につきましては、資料「自治会町内会ポータルの運用開始に向けたお知らせ」をご覧ください。

【パソコン等で検索する場合】

横浜市 自治会町内会ポータル

検索



【スマートフォンで閲覧する場合】



【ホームページ URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/jichikai-portal.html>

8 事務担当

鶴見区地域振興課地域振興係 電話：510-1687 FAX：510-1892

Eメール：tr-chikatsu@city.yokohama.lg.jp

(※自治会町内会ポータルについては下記のコールセンターまでご連絡ください。)

自治会町内会ポータルコールセンター

電話番号 045-577-4295

開設時間 令和8年4月1日(水)～令和8年6月30日(火)

平日 午前9時から午後8時まで

土日祝日 午前10時から午後5時まで

令和8年度

地域活動推進費補助金 事務の手引

(自治会町内会・地区連合町内会)

令和8年3月

横浜市市民局地域活動推進課

*この手引は、令和8年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

<目 次>

地域活動推進費補助金の概要	1～2 ページ
---------------	---------

<令和7年度地域活動推進費補助金>

1 活動実績報告	3～8 ページ
事業実績報告書 作成例	5～6 ページ
収支決算書 記入例	7～8 ページ
2 補助金額確定通知 及び 余剰金返還	9～12 ページ
余剰金額算出例（地区連合町内会）	10 ページ

<令和8年度地域活動推進費補助金>

1 交付申請	13～20 ページ
事業計画書 作成例	15～16 ページ
収支予算書 記入例	17～18 ページ
補助金額算出例（地区連合町内会）	19 ページ
2 交付請求	21～23 ページ
3 執行上の留意点	24 ページ
4 活動実績報告	} ※令和7年度と同じ手続きと なりませす。 3～12ページを参照して ください。
5 補助金額確定通知 及び 余剰金返還	

<参考>

補助対象・補助対象外経費の例	25 ページ
補助対象経費・対象外経費に関する留意事項	26 ページ
申請書類の提出方法について	27 ページ
申請チェックリスト	29 ページ

地域活動推進費補助金の概要

1 地域活動推進費補助金の制度

対象団体	補助率	補助限度額	補助対象経費
自治会町内会	3分の1	900円×加入世帯数	公益的活動に係る事務費・事業費 (他の補助金を利用して いる事業を除く)
地区連合町内会	3分の3	12万円 (基礎的支援費)	
	(補助対象経費－基礎的支援費)×3分の1	170円×加入世帯数+5万円	

<補助対象経費の例>

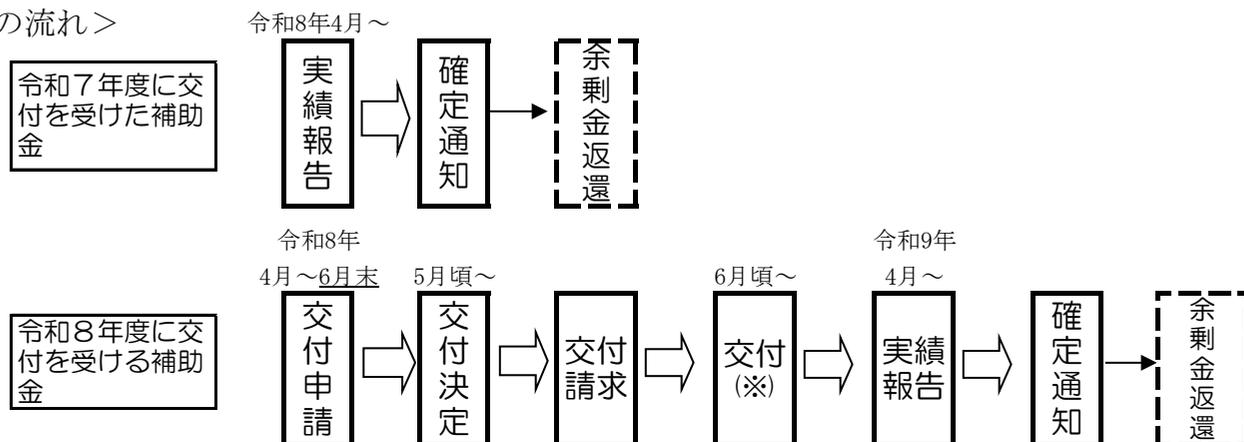
自治会町内会・地区連合町内会が実施する公益的活動（環境美化、防災・防犯、社会教育、レクリエーション、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費、地域に対して公益的な活動を行う他団体が実施する事業への協賛金・負担金、各種団体への会費・分担金、研修費、人件費、会議費、会館維持管理費、事務費、委託費 等

<補助対象外経費の例>

他の補助金（「地域防犯灯維持管理費補助金」「町の防災組織活動費補助金」等）を利用して実施している事業や活動の費用、入学・成人・敬老等の祝金、賀詞交換会開催費・参加費、裁判費用、交際費、慶弔費（祝金、香典等）、懇親会費（新年会、忘年会、慰労会等）、寄付金、募金（共同募金、歳末助け合い募金、日本赤十字社会費等）、積立金、予備費、次年度への繰越金 等

2 補助金交付から活動実績報告、余剰金の返還までの流れ

<手続の流れ>



(1) 交付申請（手続の詳細は、13～20ページをご覧ください）

①交付申請書（第1号様式）、②事業計画書、③収支予算書、④規約 を、区役所が指定する日までに、区役所地域振興課に提出してください。手続きの際は、申請内容の確認や、申請が会の総意として行われたものであるかの確認のため、**総会資料及びその議事録をご持参または添付してください。**

- ※ 令和7年度補助金の「活動実績報告」や「余剰金返還」の確認ができない場合は、令和8年度の補助金交付を保留することとなりますので、ご注意ください。
(令和7年度活動実績報告書と令和8年度補助金交付申請書は同時に提出いただけます)
- ※ 会計年度が「4月から翌年3月」ではない場合は、区役所にご相談ください。
- ※ 書類に不備があったときは、再提出していただく場合があります。

(2) 交付決定（20ページに交付決定通知書のひな形を参考として掲載しています）

交付申請書及び添付書類を審査し、適正な場合は、区役所から交付決定通知書（第2号様式）を送付します。

(3) 交付請求（手続の詳細は、21～23ページをご覧ください）

交付決定通知書を受領されましたら、①交付請求書（第5号様式）、②交付決定通知書の写し、③口座振替依頼書を区役所地域振興課に提出してください。書類を確認し、指定の口座へ補助金を振り込みます。

(4) 活動実績報告（手続の詳細は3～8ページをご覧ください）

年間の活動を終わられましたら、①活動実績報告書（第6号様式）、②事業実績報告書、③収支決算書、④補助対象経費に係る領収書の写し等を、区役所が指定する日までに区役所地域振興課に提出してください。手続の際は、申請内容の確認や、申請が会の総意として行われたものであるかの確認のため、**総会資料及びその議事録をご持参または添付してください。**

(5) 補助金額確定通知 及び 余剰金返還（手続の詳細は9～12ページをご覧ください）

活動実績報告書及び添付書類を審査し、適正な場合は、補助金額を確定し、区役所から補助金額確定通知書（第7号様式）を送付します。なお、補助金額を確定した結果、補助金に余剰金があると認められた場合は、該当する団体に対して補助金返還請求書（第8号様式）と納付書を送付しますので、期限内にお支払いください。

3 加入世帯数について**<加入世帯数の把握>**

- ・ **補助金の算定根拠となる加入世帯数は、毎年4月1日を基準日とします。**

- ・ 加入世帯数は、補助金を申請するために必要な数字です。転出・転入などにより変動する加入世帯数を把握することは、大変な作業ですが、例えば、毎年3月末には班ごとの加入世帯数を再点検するなど、正確な把握をお願いします。確認作業をした上で、交付申請書（第1号様式）内にある「加入世帯数は、申請年度の4月1日時点の数に相違ありません。」にチェックをしてください。

<加入世帯数に変更があった場合>

- ・ 総会資料と4月1日現在の加入世帯数に増減があった場合は、申請時に区役所窓口で申し出てください。その際、世帯数の増減が確認できる書類（名簿、班ごとの世帯数報告資料など）を提示していただく場合があります。

<加入世帯数の定義、数え方>

- ・ 加入世帯数には、会費を減免している世帯や法人会員（商店、病院など）も含まれます。ただし、規約等により会費減免や法人会員について規定が必要です。なお、「会費減免世帯」とは「加入はしているが会費は減免している」世帯のことです。「未加入のため会費は徴収していないが広報を配布している」世帯は、加入世帯数とは数えません。
- ・ 社員寮やアパートなどの集合住宅の場合は「1戸（室）＝1世帯」と数えます（ただし、自治会町内会で実加入世帯数にかかわらず「1棟＝1世帯」としている場合を除く）。加入世帯数が「0」なのに「1棟＝1世帯」で数えたり、実際加入している世帯数より多い世帯数（例：アパート全体の戸数）で申請することはできません。

4 その他

- ・ 補助金の交付を受けて実施した活動に関する書類（会計帳簿や領収証など）は、区役所から提示を求める場合がありますので、**年度ごとに整理して5年間大切に保管してください。**（補助金要綱で義務付けられています。※1件あたり10万円未満で提出を省略した領収書も同様に保管が必要です。）
- ・ 区役所に提出された書類は、市民の方から情報公開請求等があった場合、個人情報等の非開示となる部分を除いて公開することとなります。

**令和7年度
地域活動推進費補助金**

活動実績報告（余剰金の返還）について

1 活動実績報告 ～令和7年度補助金～

(1) 活動実績報告書の提出について

令和7年度地域活動推進費補助金の交付を受けた団体は、当該年度の活動実績報告に必要な書類を、区役所が定める期限内に、区役所地域振興課へ提出してください。

- * 地域活動推進費補助金は、活動実績報告書を区役所へ提出することを条件に交付しています。**活動実績報告書の提出がなされないと、補助金を全額返還していただく場合があるほか、令和8年度地域活動推進費補助金の交付も保留することとなりますので、ご注意ください。**

(2) 必要書類

- ① 活動実績報告書（第6号様式）
- ② 事業実績報告書（総会資料で代用可）
- ③ 収支決算書（総会資料で代用可）
- ④ 補助対象経費の支出で、1件の金額が10万円以上のものがあつた場合には、その領収書その他の支出を証する書類またはその写し（公共料金の支出に係るものを除く）
- ⑤ 補助対象経費に係る支出で、1件の金額が100万円以上になると見込まれたために市内事業者による入札又は見積合わせを実施した場合は、「入札の結果が分かる書類又は見積書の写し」及び「当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し」

* ④及び⑤については、24ページの「執行上の留意点」も併せてご覧ください。

* 上記①から⑤の書類のほか、申請内容の確認や、申請が会の総意として行われたものであるかの確認のため、**総会資料及びその議事録を区役所へご持参または添付してください。**また、区役所が必要と判断したものがある場合は、あわせて提出していただきます。

(3) 活動実績報告書（第6号様式）について（記載方法は4ページをご覧ください）

所在地、団体名、代表者名を記載し、以下の項目について記載してください。

<自治会町内会の場合>（余剰金の算出方法は、9ページをご覧ください）

「補助金交付額」・「補助対象経費合計額×3分の1」・「余剰金」・「補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類の有無」の欄に記載します。

<地区連合町内会の場合>（余剰金の算出方法は、9、10ページをご覧ください）

「補助金交付額」・「基礎的支援費＋（補助対象経費合計額－基礎的支援費）×3分の1」・「余剰金」・「補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類の有無」の欄に記載します。

(4) 事業実績報告書について（5～6ページの作成例をご覧ください）

- ① 「この1年間どのような活動をしたか」を記載してください。
- ② 様式は自由ですが、必ず総会で承認を得てください。なお、総会資料に同様の記載内容がある場合は、総会資料の提出に代えることができます。

(5) 収支決算書について（7～8ページのモデル様式をご参照ください）

- ① 事業実績報告書に記載した活動に要した費用の決算額（収入及び支出）を記載してください。
- ② 様式は自由ですが、必ず総会で承認を得てください。なお、総会資料に同様の記載内容がある場合は、総会資料の提出に代えることができます。

（報告先）

区 長

（報告者） 所在地
団体名
代表者名

金額の訂正はできません。

令和7年度地域活動推進費補助金活動実績報告書

年度の活動が完了しましたので、関係書類を添えて活動実績を報告します。

1 補助金交付額

_____ 円

区から交付を受けた地域活動推進費補助金額を記入してください。

2 [自治会町内会]

補助対象経費合計額 × 3分の1（補助率）

_____ 円

＜自治会町内会の場合＞

収支決算書から「補助対象経費」を算出し、3分の1を乗じた金額を記入してください。（1円未満切捨）

[地区連合町内会]

基礎的支援費 + (補助対象経費合計額 - 基礎的支援費) × 3分の1（補助率）

_____ 円

＜地区連合町内会の場合＞

収支決算書から「補助対象経費」を算出し、「基礎的支援費(12万円)」を差し引いた額に3分の1を乗じ、さらに「基礎的支援費(12万円)」を加えた金額を記入してください。（1円未満切捨）

3 余剰金

_____ 円

4 補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類（1件の金額が10万円未満のもの及び公共料金の支出に係るものを除く）の有無

有 ・ 無（どちらかに○をしてください）

「1」が「2」よりも大きい場合、その差額を記入してください。「1」と「2」が同額又は「2」の方が大きい場合は「0円」と記入してください。

5 添付書類

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 上記4が有の場合には、当該書類又はその写し
- (4) 要綱第28条の規定による入札又は見積書の徴収を行った場合には、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し
- (5) 要綱第28条の規定による入札の参加者又は見積書の徴収の相手方を市内事業者とした場合は、当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し
- (6) その他区長が必要とする書類

「有」の場合には、当該書類又はその写しを添付してください。

6 申請にあたっての確認事項（以下について確認を行い、□にチェック（✓）をしてください。）

- 地域活動推進費補助金の対象経費に、他の補助金を活用していません。
- 申請内容については、総会等に諮り会の総意として行います。
- 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）並びに地域活動推進費補助金交付要綱を契約の内容とすることに合意し、これを遵守しました。

「申請にあたっての確認事項」について、確認を行い、をしてください。

令和7年度事業実績報告書（例その1）

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

〇〇〇〇町内会

事業実施年月	活動内容・場所・参加人数 等
4月	さくらまつり 日時：4月6日 午前10時～ 場所：〇〇公園 参加者：約250名 内容：〇〇小学校による吹奏楽演奏、フリーマーケット 他 第1回班長会（21日。〇〇について、△△報告） 定期清掃（25日）
5月	こどもフェスティバル 日時：5月5日 午前10時～ 場所：△△グラウンド 参加者：80名 決算総会（23日） 定期清掃（25日）
6月	防災訓練 日時：6月20日 午後1時～ 場所：〇〇広場 参加者：40名 第2回班長会（21日。こどもフェスティバル決算等報告 他） 定期清掃（25日）
7月	防犯パトロール（20日～25日） 定期清掃（25日）
8月	夏祭り 日時：8月8日 午後5時～ 場所：〇〇 参加者：約200名 第3回班長会（21日。夏祭り反省会、敬老祝賀会について） 定期清掃（25日）
9月	敬老祝賀会 日時：9月15日 午後3時～ 場所：〇〇会館 参加者：約40名 定期清掃（25日）
10月	いも煮会 日時：10月20日 午後12時～ 場所：〇〇 参加者：約150名 第4回班長会（21日。防犯パトロール、クリスマス会について） 定期清掃（25日）
11月	定期清掃（25日）
12月	クリスマス会 日時：12月23日 午後3時～ 場所：〇〇小学校 参加者：約50名 定期清掃（25日） 防犯パトロール（20日～31日）
令和8年	餅つき大会 日時：1月6日 午前10時～ 場所：〇〇小学校 参加者：約80名
1月	防災訓練（17日。参加者25名） 定期清掃（25日）
2月	第5回班長会（21日、来年度予算案について） 定期清掃（25日）
3月	予算総会（21日） 定期清掃（25日）

令和7年度事業実績報告書（例その2）

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

〇〇〇〇自治会

1 会議等

- ◎決算総会：5月10日 予算総会：3月21日
- ◎定例会：毎月第2木曜日、午後8時から開催。

2 環境美化事業

地域内の環境美化を目的として、毎月第3日曜日に定期清掃を行いました。
また3R行動の推進に関するチラシを作成し、班回覧によりごみの減量・リサイクル・分別徹底や不法投棄防止を呼びかけました。

3 防犯活動、交通安全事業

防災防犯委員会を中心に防犯パトロールを月2回実施しました。
5月には〇〇警察署の協力により、小学校低学年までの児童を対象に交通安全教室を開催しました。
また駅前及び商店街での違法駐車・違法駐輪に対する苦情が増えてきたことから、件数や駐車時間等の路上調査を実施しました（10月31日）。

4 災害対策事業

〇〇消防署の協力により総合防災訓練を実施し、災害時の救助活動等の講習を受けました（〇月・参加者約〇〇名）。また、災害時の備蓄品として水（〇箱）、レトルト食品（〇食）、ヘルメット（〇個）を購入、補充しました。

5 文化・スポーツ事業

(1) さくらまつり

〇〇商店街との共催により恒例のさくらまつりを実施しました。
開催日時：4月6日 午前10時～午後5時 会場：△△公園

(2) 夏祭り

恒例の夏祭りは、1日目は雨模様となりましたが、2日目は天気にも恵まれ、盆踊り・縁日とも盛況となりました。

開催日時：8月6日、7日 午後3時～午後8時 会場：〇〇通り

(3) 大運動会

10月10日〇〇小学校グラウンドにて開催、総勢250名が参加しました。

(4) 文化祭及び年賀状講習会

地域住民や老人クラブ等へ出品を呼びかけ、町内会館を会場として作品発表会を開催しました（11月3日）。またその会場で年賀状講習会の参加者募集のチラシを配布し、応募のあった18名を対象として12月5日に講習会を開催しました。

6 広報活動

- ◎町内会新聞の発行：第20号～第25号 各120部作成。
- ◎市役所・区役所からの広報配布物の配布・回覧をしました。（随時）

7 親睦会

- ◎会員相互の親睦を深めることを目的としてバス旅行を実施しました。
日時等：11月23日、目的地〇〇、参加者30名、会費2万円

8 加入促進事業

町内会区域内に新たに建設されたマンションの住民向けに、町内会への加入を呼びかけるチラシを作成し配布しました。

この収支決算書には、自治会町内会としての会計のみを記載します。
 このため、「マンション管理組合」「商店会」「公園愛護会」「地区社協」
 など、構成員がほぼ同じであっても、自治会町内会 又は 地区連合町内会
 として出納していないものは別会計となります。

区 名	整理番号

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

(記入例)

令和7年度収支決算書

〇〇〇自治会町内会

〇会計年度 自 年 月 日～至 年 月 日

〇収入の部

会計年度の始期が4月の場合、「令和7年4月1日～令和8年3月31日」と記載します。

項 目	決算額	摘 要
1 会費	360,000	(例)300円×会費会員100世帯×12ヶ月 加入世帯数110世帯(内訳:会費会員100、会費免除会員10)
2 補助金	地域活動推進費	99,000 区役所から交付を受けた地域活動推進費補助金を記入します。 (例)900円×110世帯=99,000円
	地域防犯灯維持管理費	22,000 区役所から交付を受けた地域防犯灯維持管理費補助金を記入します。 (例)2,200円×10灯=22,000円
	町の防災組織活動費	17,600 横浜市から交付を受けた町の防災組織活動費補助金を記入します。 (例)160円×110世帯=17,600円
	自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	90,000 横浜市から交付を受けた自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金を記入します。
3 広報配布謝金	60,000	広報よこはま、県のたより、議会だより、選挙公報などの配布謝金を記入します。
4 事業収入	260,000	模擬店売上げ、廃品回収収益金などを記入します。
5 寄付金、祝金等	118,000	他団体からの寄付金、祝金等を記入します。
6 その他	会館使用料	120,000 他団体等への貸出に伴う会館使用料収入がある場合に記入します。
	団体交付金・謝金	60,350 他団体からの交付金、謝金等を記入します。 (例)募金活動事務協力費、〇〇団体からの事務協力謝金
	利息・その他雑入	50 利息等、その他収入を記入します。
7 前年度からの繰入金	347,000	前年度からの繰入金(繰越金)を記入します。
収入合計	1,554,000	支出合計(次ページ)と収入合計の金額は一致します。

○支出の部

支出を明確にするため、決算額が大きい場合等は、摘要欄にその内訳を書くようにしてください。
 例) 1 会議費 150,000 摘要欄 会場借り上げ 100,000 資料印刷費等 40,000 お茶代 10,000 など

項 目		決算額	摘 要
事務費	1 会議費	150,000	総会・定例会・臨時役員会等に伴う経費(会場借上費、資料印刷費等)を記入します。
	2 事務費	60,000	備品什器購入代、消耗品代(紙、鉛筆等)、電話代、郵送料などの事務費を記入します。
	3 人件費	40,000	役員手当、アルバイト賃金等を記入します。
	4 会館(会場)借上料	0	会館等の借上費を記入します。
	5 会館光熱水費	50,000	町内会館の電気、ガス、水道代を記入します。
	6 会館修繕費	110,000	壁紙張替え工事費等、会館修繕に伴う経費を記入します。 (ただし、「会館整備補助金」を受けて実施した会館修繕経費については、補助事業費の欄に記入してください)
	7 その他	50,000	会館設備点検費、火災保険料、町内会活動交通費、活動謝礼等を記入します。
事務費 小計 ①		460,000	
事業費	1 環境事業費	20,000	町の美化活動、3R行動の推進、資源回収・リサイクル活動等に伴う経費を記入します。
	2 安全・安心環境づくり事業費	98,000	交通安全、地域防犯灯新規整備費(器具更新、新規設置)、防犯・防災活動に伴う経費を記入します。(ただし、「地域防犯灯維持管理費」や「町の防災組織活動費」などを活用して実施した事業の経費については、補助事業費の欄に記入してください)
	3 社会教育事業費	50,000	子供会活動費、スポーツ推進委員負担金、青少年指導員負担金、婦人部活動費、老人クラブ活動費等を記入します。
	4 レクリエーション費	130,000	盆踊り大会、運動会開催費、各種スポーツ大会開催経費等を記入します。
	5 福利厚生事業費	50,000	敬老会開催費(記念品代含む)、給食・配食サービス経費等を記入します。
	6 文化事業費	50,000	各種講習会、映画会、書道展、絵画展、文化祭等の開催経費を記入します。
	7 その他	50,000	各種団体(防犯協会、体育協会など)への会費・分担金、広報活動費(掲示板設置費など)等を記入してください。
事業費 小計 ②		448,000	
補助対象経費①+②=③		908,000	
補助事業費	1 地域防犯灯維持管理費	29,000	地域防犯灯維持管理費補助金で実施した活動(地域防犯灯の電気代、地域防犯灯の清掃・点検・修繕・球換え等)に伴う経費を記入します。 (ただし、地域防犯灯の器具自体の更新は「安全・安心環境づくり事業費」へ計上してください)
	2 町の防災組織活動費	19,000	町の防災組織活動費補助金で実施した活動(防災資機材等の購入、防災訓練開催費等)を記入します。
	3 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	135,000	自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金で実施した省エネ設備(LED照明器具、エアコン、断熱窓等)の導入に伴う経費を記入します。
	4		地域活動推進費補助金以外の補助金を受けて実施した事業の経費は、事業ごとに欄を分けて記入してください。また、金額は、該当する補助金の実績報告書に記載する金額と同額にしてください。
補助事業費 小計 ④		183,000	
その他	1 会館建設・修繕積立金	50,000	会館建設・修繕積立金を記入します。
	2 交際費	30,000	交際費、賀詞交歓会開催費等を記入します。
	3 慶弔費	20,000	祝金、香典等を記入します。
	4 懇親会費	30,000	新年会、忘年会、慰労会等を記入します。
	5 寄付金・募金	200,000	寄付金、共同募金、歳末助け合い募金、日本赤十字社会費等を記入します。
	6 その他	0	余剰金として区へ返還した額等を記入します。
その他 小計 ⑤		330,000	
次年度への繰越金 ⑥		133,000	次年度への繰越金を記入します。
支出合計 (③+④+⑤+⑥)		1,554,000	収入合計(前ページ)と支出合計の金額は一致します。

2 補助金額確定通知 及び 余剰金返還 ～令和7年度補助金～

(1) 補助金額確定通知 及び 返還請求書の送付

提出いただいた活動実績報告書（添付書類含む）について、誤りがないか等を確認し、適正な場合は、補助金額確定通知書（第7号様式）を区役所から送付します。

このとき、**交付した補助金に余剰金がある場合は、返還請求書(第8号様式)と納付書を送付しますので、期限内にお支払いください。**確定通知の受領と返還請求金の納付をもって、令和7年度補助金の手続が完了します。

*** 返還請求金の納付が確認できるまで、令和8年度補助金の交付は保留されます。**

また、返還請求された金額を期日までに納付しなかった場合は延滞金がかかりますので、返還請求を受けた場合は遅滞なく納付してください。

（横浜市補助金等の交付に関する規則 第20条・第21条）

(2) 余剰金額の確認、算出方法

<自治会町内会の場合>

- ① 収支決算書から補助対象経費（事務費＋事業費）を算出して、3分の1を乗じます。（①で求めた金額＝「補助対象経費×3分の1」）
- ② ①で求めた金額と「交付された補助金額」を比較します。
 - * 「①で求めた金額」≥「交付された補助金額」の場合
（同額、又は「①で求めた金額」の方が大きい場合）
→ 余剰金はありません。
 - * 「①で求めた金額」<「交付された補助金額」の場合
（「交付された補助金額」の方が大きい場合）
→ 余剰金がありますので、差額分について返還していただきます。

<地区連合町内会の場合>（次ページの算出例も併せてご覧ください）

- ① 収支決算書から補助対象経費（事務費＋事業費）を算出します。
- ② ①で求めた金額から、12万円（基礎的支援費）を差し引きます。
（「補助対象経費－12万円」）
- ③ ②で求めた金額に、3分の1を乗じます。
（「補助対象経費－12万円」×3分の1）
- ④ ③で求めた金額に、12万円（基礎的支援費）を加えます。
（④で求めた金額＝「補助対象経費－12万円」×3分の1＋12万円）
- ⑤ ④で求めた金額と「交付された補助金額」を比較します。
 - * 「④で求めた金額」≥「交付された補助金額」の場合
（同額、又は「④で求めた金額」の方が大きい場合）
→ 余剰金はありません。
 - * 「④で求めた金額」<「交付された補助金額」の場合
（「交付された補助金額」の方が大きい場合）
→ 余剰金がありますので、差額分について返還していただきます。

＜地区連合町内会の地域活動推進費補助金 余剰金額 算出例＞

* 次のような決算額の地区連合町内会について、地域活動推進費補助金の余剰金額を算出してみます。
(交付された補助金額を85万円、補助対象経費を102万円と仮定)

○ 収入の部

項 目		決算額	余剰金算出方法
1	会費	2,400,000	<p>補助対象経費(事務費+事業費)のうち、12万円までは基礎的支援費として定額で補助します。</p> <p>次の「A+B」と「C」を比較して、「C」が大きい場合、その差額が余剰金となります。</p> <p>A (補助対象経費-120,000円)×3分の1 B 120,000円(基礎的支援費) C 交付された補助金額</p> <p>* 補助対象経費が12万円以下の場合、その額と交付された補助金額の差額が余剰金となります。</p>
2	地域活動推進費	850,000	
2	地域防犯灯維持管理費	0	
3	事業収入	0	
4	寄付金、祝金等	0	
5	会館使用料	0	
5	団体交付金	0	
6	前年度からの繰入金	0	
収入合計		3,250,000	

○ 支出の部

事務費	1	会議費	150,000	<p style="text-align: center;">＜余剰金額算出の手順＞</p> <p>(手順1) 上記「A」を計算します。 (1,020,000円-120,000円)×3分の1 =300,000円(A)</p> <p>(手順2) 「A」に「B」を加えます。 300,000円+120,000円=420,000円 (A+B)</p> <p>(手順3) 交付された補助金額「C」から「A+B」を差し引きます。 850,000円-420,000円=430,000円</p> <p><u>430,000円が地域活動推進費補助金の余剰金額となります。</u></p>
	2	事務費	300,000	
	3	人件費	120,000	
	4	会館(会場)借上料	0	
	5	会館光熱水費	0	
	6	会館修繕費	0	
	7	その他	50,000	
事務費 小計①			620,000	
事業費	1	環境事業費	0	
	2	安全、安心環境づくり事業費	100,000	
	3	社会教育事業費	100,000	
	4	レクリエーション費	0	
	5	福利厚生事業費	100,000	
	6	文化事業費	100,000	
	7	その他	0	
事業費 小計②			400,000	
補助対象予定経費①+②=③			1,020,000	

補助事業費	1	地域防犯灯維持管理費	0
	2		0
補助事業費 小計 ④			0
その他	1	会館建設・修繕積立金	0
	：		
	7	その他	0
次年度への繰越金 ⑥			2,230,000
支出合計 (③+④+⑤+⑥)			3,250,000

補助対象経費(事務費+事業費)が12万円以下の場合、その金額と交付された補助金額との差額が余剰金となります。

したがって、仮に補助対象経費が100,000円の場合、
850,000円-100,000円=750,000円

750,000円が余剰金となります。

(参考)

第7号様式 (第11条)

区地振第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

区 長

令和7年度地域活動推進費補助金額確定通知書

年 月 日に報告を受けました地域活動推進費補助金について、活動実績報告書等の審査の結果、次のとおり補助金の額を確定しましたので、要綱第11条の規定により通知します。

1 補助金確定額

_____ 円

①この欄に記載された金額と、交付を受けた金額が同額である場合
⇒余剰金の返還(返還請求書の送付)はありません。

この通知の受領により令和7年度補助金の手続は完了です。

②この欄に記載された金額が、交付を受けた金額より少ない場合
⇒余剰金の返還(返還請求書の送付)があります。

返還請求金の納付により、令和7年度補助金の手続が完了します。

区地域振興課

担当： TEL ー

(参考)

第8号様式(第12条第1項)

区地振第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

区 長

令和7年度地域活動推進費補助金返還請求書

年 月 日 区地振第 号により交付しました地域活動推進費補助金について、要綱第12条第1項の規定により返還を請求します。

1 補助金返還請求額

_____ 円

2 返還請求の理由

3 返還期限

同封の納付書で、 年 月 日までに納付してください。

納付書兼領収書を同封します。
期限内にお支払いください。

区地域振興課

担当： TEL ー

**令和8年度
地域活動推進費補助金**

交付申請から活動実績報告まで

1 交付申請 ～令和8年度補助金～

(1) 申請書の提出について

補助金の交付申請に必要な書類を区役所地域振興課へ提出してください。

(2) 必要書類

- ① 交付申請書（第1号様式）
- ② 事業計画書（総会資料で代用可）
- ③ 収支予算書（総会資料で代用可）
- ④ 規約

* 上記①から④の書類のほか、申請内容の確認や、申請が会の総意として行われたものであるかの確認のため、**総会資料及びその議事録をご持参または添付してください。**また、区役所が必要と判断したものがある場合は、あわせて提出していただきます。

(3) 交付申請書（第1号様式）について

所在地、団体名、代表者名を記載し、補助申請金額、4月1日現在の加入世帯数を記載します。

* 補助申請金額は訂正できませんので、書き損じた場合や金額が違っていた場合は、再提出していただきます。

<申請金額（自治会町内会の場合）>

自治会町内会の申請金額は、次の2つを比較して、低い方の金額となります。

- A 900円×加入世帯数
- B 補助対象経費（事務費＋事業費）×3分の1

<申請金額（地区連合町内会の場合）>（19ページの算出例も併せてご覧ください）

地区連合町内会の申請金額は、次の2つを比較して、低い方の金額に「基礎的支援費（12万円）」を足した金額となります。

- A 170円×加入世帯数＋5万円
- B {補助対象経費（事務費＋事業費）－基礎的支援費（12万円）} ×3分の1

(4) 事業計画書について（15～16ページの作成例をご覧ください）

- ① 「これからの1年間どのような活動をする予定か」を記載してください。
- ② 様式は自由ですが、必ず総会で承認を得てください。なお、総会資料に同様の記載内容がある場合は、総会資料の提出に代えることができます。

(5) 収支予算書について（17～18ページのモデル様式をご参照ください）

- ① 事業計画書に記載した活動に要する予算額（収入及び支出）を記載してください。
- ② 様式は自由ですが、必ず総会で承認を得てください。なお、総会資料に同様の記載内容がある場合は、総会資料の提出に代えることができます。

(6) 規約について

- ① 規約は、団体の活動目的や活動内容、役員、会費、会計等について規定するものです。基本的にはどの団体でも制定していると思いますが、規約がない場合は必ず制定してください。
- ② 令和3年度～令和7年度の補助金交付申請時に提出したものと記載内容に変更がない場合は、添付を省略できます。

(7) 申請にあたっての注意

申請にあたっては、P.29チェックリストの内容について確認の上で提出をお願いします。

令和8年度地域活動推進費補助金交付申請書・
地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（申請先）

区 長

（申請者）所在地

団体名

代表者名

金額の訂正はできません。

令和8年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費の補助金の交付を受けたいので、
関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 地域活動推進費補助金

申請金額
《積算内訳》別添収支予算書のとおり

<自治会町内会の場合>

A $900 \text{円} \times \text{加入世帯数}$

B 補助対象経費(事務費+事業費) $\times 3$ 分の1

A、Bのうち、いずれか低い方の金額を記入して
ください。(十円未満切捨)

※ 申請にあたっての確認事項

令和8年4月1日現在の加入世帯数は 世帯です。

2 地域防犯灯維持管理費補助金

申請金額 円
《積算内訳》
(地域防犯灯数) (補助単価) (申請金額)
灯 $\times @2,200 \text{円} =$

部分のとおりに、加入世帯数は
補助金の算定に使用します。4月1
日現在の加入世帯数を記入してく
ださい。

3 添付書類

(1) 地域活動推進費補助金関係

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③団体の規約
- ④その他区長が必要とする書類

(2) 地域防犯灯維持管理費補助金関係 (実績報告書)

- ①自治会町内会等の支社各々の地域防犯灯電気料

「申請にあたっての確認事項」について、
確認を行い、をしてください。

<地区連合町内会の場合>

A $170 \text{円} \times \text{加入世帯数} + 50,000 \text{円}$

B {補助対象経費(事務費+事業費) - 120,000円} $\times 3$ 分の1

C 120,000円(基礎的支援費)

A、Bのうち、いずれか低い方の金額に、Cを加えた
金額を記入してください。(十円未満切捨)

* 補助対象経費が12万円以下の場合、その額と
Aを比較して低い方の金額を記入してください。
(十円未満切捨)

4 申請にあたっての確認事項 (以下について確認を行い、にチェック()をしてください。)

- 加入世帯数は、申請年度の4月1日時点の数に相違ありません。
- 地域活動推進費補助金の対象経費に、他の補助金を活用していません。
- 上記地域防犯灯の日常の見守りを行い、不具合のないことを確認しています。
- 申請内容については、総会等に諮り会の総意として行います。
- 横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月横浜市規則第139号)並びに地域活動推進費補助金交付要綱及び地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱を契約の内容とすることに合意し、補助事業等の実施にあたってはこれを遵守します。

令和8年度事業計画書（例その1）

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

〇〇〇〇町内会

事業計画年月	活動内容・場所等
令和8年4月	第1回班長会 さくらまつり（〇〇公園） 定期清掃（25日）
5月	こどもフェスティバル（△△学校グラウンド） 決算総会 定期清掃（25日）
6月	第2回班長会 防災訓練 定期清掃（25日）
7月	防犯パトロール（下旬） 定期清掃（25日）
8月	第3回班長会 夏祭り 定期清掃（25日）
9月	敬老祝賀会 定期清掃（25日）
10月	第4回班長会 いも煮会 定期清掃（25日）
11月	定期清掃（25日）
12月	防犯パトロール（中旬） クリスマス会 定期清掃（25日）
令和9年1月	餅つき大会（△△学校グラウンド） 防災訓練（17日） 定期清掃（25日）
2月	第5回班長会 定期清掃（25日）
3月	予算総会 定期清掃（25日）

令和8年度事業計画書（例その2）

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

〇〇〇〇自治会

1 会議等

- ◎ 総会（5月、3月に実施）
- ◎ 定例会（毎月第2木曜日、午後8時から）

2 環境美化事業

- ◎ 定期清掃（毎月第3日曜日）
- ◎ ごみの分別徹底や不法投棄防止を呼びかけるチラシの作成及び配布
- ◎ 空き缶・空き瓶・ペットボトルの回収（月2回）

3 防犯活動、交通安全事業

- ◎ 防犯パトロール（月2回）
- ◎ 交通安全教室（5月）
- ◎ 違法駐車、違法駐輪実態調査（秋に実施予定）

4 災害対策事業

- ◎ 防災訓練 ○回（○月、○月）
（〇〇消防署の協力により、災害時の救助活動や救命講習会を実施）
- ◎ 防災備蓄（水（○箱）、食糧（α化米○食）、資機材（ヘルメット○個）等）

5 文化・スポーツ事業

- ◎ さくらまつり（4月上旬、△△公園にて）
- ◎ 夏祭り（8月○～○日、盆踊りと縁日を実施）
- ◎ 大運動会（10月上旬）
- ◎ 文化祭（11月上旬）
- ◎ 年賀状講習会（絵手紙やイモ版画などの講習会を実施）

6 広報活動

- ◎ 町内会新聞の発行（年6回）
- ◎ 行政からの広報配布物の配布・回覧

7 親睦会

- ◎ バス旅行（時期は11月を予定。場所は未定）

8 加入促進事業

- ◎ 未加入世帯へ町内会への加入を呼びかけるチラシを作成し、配布する。

この収支予算書には、自治会町内会としての会計のみを記載します。
 このため、「マンション管理組合」「商店会」「公園愛護会」「地区社協」
 など、構成員がほぼ同じであっても、自治会町内会 又は 地区連合町内会
 として出納していないものは別会計となります。

区 名	整理番号

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

(記入例)

令和8年度収支予算書

〇〇〇自治会町内会

○会計年度 自 年 月 日～至 年 月 日

○収入の部 会計年度の始期が4月の場合、「令和8年4月1日～令和9年3月31日」と記載します。

項 目	予算額	摘 要	
1 会費	360,000	会費収入を記入します。加入世帯のうち会費を減免している世帯がある場合は、内訳がわかるように記入してください。 (例)300円×100世帯×12か月 内訳:会費世帯100、会費免除世帯10	
2 補助金	地域活動推進費	99,000	<自治会町内会の場合> 次のいずれか低い方の金額を記入します。(十円未満切捨) A 900円×加入世帯数 B 補助対象経費(事務費+事業費)×3分の1 【算出例】 A : 900円×110世帯(会費世帯100+会費免除世帯10) = 99,000円 B : (事務費360,000円+事業費448,000円)×3分の1 = 269,330円(十円未満切捨) *事務費と事業費は支出の部の①と②の金額です。 ⇒Aの方が低い金額となるため、99,000円を記入します。
	地域防犯灯維持管理費	22,000	地域防犯灯維持管理費補助金を記入します。(例)2,200円×10灯
	町の防災組織活動費	17,600	町の防災組織活動費補助金を記入します。(例)160円×110世帯
	自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	180,000	自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金を記入します。
			上記の他に交付を予定されている補助金がある場合には、この欄へ記入してください。
3 広報配布謝金	60,000	広報よこはま、県のたより、議会だより、選挙公報などの配布謝金を記入します。	
4 事業収入	60,000	模擬店売上げ、廃品回収収益金などを記入します。	
5 寄付金、祝金等	21,000	他団体からの寄付金、祝金等を記入します。	
6 会館使用料	120,000	他団体等への貸出に伴う会館使用料収入がある場合に記入します。	
その他	団体交付金・謝金	60,350	他団体からの交付金、謝金等を記入します。 (例)募金活動事務協力費、〇〇団体からの事務協力謝金
	利息・その他雑入	50	利息等、その他収入を記入します。
7 前年度からの繰入金	357,000	前年度からの繰入金(繰越金)を記入します。	
収入合計	1,357,000	支出合計(次ページ)と収入合計の金額は一致します。	

「1 会費」の欄の内訳の加入世帯数部分と、「2 補助金」の欄の地域活動推進費補助金の算出内訳及び補助金申請書(第1号様式)に記載した加入世帯数部分【当手引P14参照】が一致しているか、確認をお願いします。

それぞれの補助金の申請書に記載する申請金額と同額にしてください。

○支出の部

項 目		予算額	摘 要
事務費	1 会議費	50,000	総会・定例会・臨時役員会等に伴う経費(会場借上費、資料印刷費等)を記入します。
	2 事務費	60,000	備品什器購入代、消耗品代(紙、鉛筆等)、電話代、郵送料などの事務費を記入します。
	3 人件費	40,000	役員手当、アルバイト賃金等を記入します。
	4 会館(会場)借上料	0	会館等の借上費を記入します。
	5 会館光熱水費	50,000	町内会館の電気、ガス、水道代を記入します。
	6 会館修繕費	110,000	壁紙張替え工事費等、会館修繕に伴う経費を記入します。 (ただし、「会館整備補助金」を受けて実施する会館修繕経費については、補助事業費の欄に記入してください)
	7 その他	50,000	会館設備点検費、火災保険料、町内会活動交通費、活動謝礼等を記入します。
事務費 小計 ①		360,000	
事業費	1 環境事業費	20,000	町の美化活動、3R行動の推進、資源回収・リサイクル活動等に伴う経費を記入します。
	2 安全・安心環境づくり事業費	98,000	交通安全、地域防犯灯新規整備費(器具更新、新規設置)、防犯・防災活動に伴う経費を記入します。 (ただし、「地域防犯灯維持管理費」や「町の防災組織活動費」などを活用して実施する事業の経費については、補助事業費の欄に記入してください。)
	3 社会教育事業費	50,000	子供会活動費、スポーツ推進委員負担金、青少年指導員負担金、婦人部活動費、老人クラブ活動費等を記入します。
	4 レクリエーション費	130,000	盆踊り大会、運動会開催費、各種スポーツ大会開催経費等を記入します。
	5 福利厚生事業費	50,000	敬老会開催費(記念品代含む)、給食・配食サービス経費等を記入します。
	6 文化事業費	50,000	各種講習会、映画会、書道展、絵画展、文化祭等の開催経費を記入します。
	7 その他	50,000	各種団体(防犯協会、体育協会など)への会費・分担金、広報活動費(掲示板設置費など)等を記入してください。
事業費 小計 ②		448,000	
補助対象予定経費①+②=③		808,000	
補助事業費	1 地域防犯灯維持管理費	29,000	地域防犯灯維持管理費補助金で実施する活動(地域防犯灯の電気代、地域防犯灯の清掃・点検・修繕・球換え等)に伴う経費を記入します。 (ただし地域防犯灯の器具自体の更新は「安全・安心環境づくり事業費」へ計上してください)
	2 町の防災組織活動費	19,000	町の防災組織活動費補助金で実施する活動(防災資機材等の購入、防災訓練開催費等)を記入します。
	3 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	235,000	自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金で実施する省エネ設備(LED照明器具、エアコン、断熱窓等)の導入に伴う経費を記入します。
補助事業費 小計 ④		283,000	
その他	1 会館建設・修繕積立金	50,000	会館建設・修繕積立金を記入します。
	2 交際費	30,000	交際費、賀詞交換会開催費等を記入します。
	3 慶弔費	20,000	祝金、香典等を記入します。
	4 懇親会費	30,000	新年会、忘年会、慰労会等を記入します。
	5 寄付金・募金	5,000	寄付金、共同募金、歳末助け合い募金、日本赤十字等
	6 予備費	131,000	予備費を記入します。
	7 その他	0	
その他 小計 ⑤		266,000	
支出合計 (③+④+⑤)		1,357,000	

地域活動推進費補助金以外の補助金を受けて実施する事業の経費は、事業ごとに欄を分けて記入してください。
複数年や長期的な会計管理のため、専用口座を設けて特別会計とするなど、適切に処理を行うようにしてください。なお、会館整備補助金を申請される際には、こうした対応が求められます。

④・⑤は、地域活動推進費補助金の補助対象外経費となります。

収入合計(前ページ)と支出合計の金額は一致します。

＜地区連合町内会の地域活動推進費補助金額 算出例＞

* 次のような予算額の地区連合町内会について、地域活動推進費補助金額を算出してみます。
 (加入世帯数を4,000世帯、補助対象経費を312万円と仮定)

○ 収入の部

	項 目	予算額	補助金算出方法
1	会費	2,400,000	<p>補助対象経費(事務費+事業費)のうち、12万円までは基礎的支援費として定額で補助します。</p> <p>「次のAとBを比較して、いずれか低い方の金額」+「C」を補助金額とします。</p> <p>A 170円×加入世帯数+50,000円 B {補助対象経費(事務費+事業費)-120,000円}×3分の1 C 120,000円(基礎的支援費)</p> <p>* 補助対象経費が12万円以下の場合、その額とAを比較して低い方の金額が補助金額となります。(十円未満切捨)</p>
2	地域活動推進費	850,000	
補助金	地域防犯灯維持管理費	0	
3	事業収入	0	
4	寄付金、祝金等	0	
5	会館使用料	0	
その他	団体交付金	0	
	利息等	0	
6	前年度からの繰入金	0	
収 入 合 計		3,250,000	

○ 支出の部

事務費	1	会議費	150,000	<p style="text-align: center;">＜補助金額算出の手順＞</p> <p>(手順1) 上記「A」を計算します。 170円×4,000世帯+50,000円 =730,000円</p> <p>(手順2) 上記「B」を計算します。 (3,120,000円-120,000円)×3分の1 =1,000,000円</p> <p>(手順3) AとBを比較します。 730,000円(A) < 1,000,000円(B)</p> <p>(手順4) AとBのうち低い方の金額に、「C」を加えます。 730,000円+120,000円=850,000円</p> <p><u>850,000円が地域活動推進費補助金額となります。</u></p>
	2	事務費	300,000	
	3	人件費	120,000	
	4	会館(会場)借上料	0	
	5	会館光熱水費	0	
	6	会館修繕費	0	
	7	その他	50,000	
事務費 小計①			620,000	
事業費	1	環境事業費	100,000	
	2	安全、安心環境づくり事業費	100,000	
	3	社会教育事業費	100,000	
	4	レクリエーション費	2,000,000	
	5	福利厚生事業費	100,000	
	6	文化事業費	100,000	
	7	その他	0	
事業費 小計②			2,500,000	
補助対象予定経費①+②=③			3,120,000	

補助事業費	1	地域防犯灯維持管理費	0	<p>補助対象経費(事務費+事業費)が12万円以下の場合、その額とAを比較して低い方の金額が補助金額となります。</p> <p>したがって、仮に補助対象経費が100,000円の場合は、Aの730,000円よりも低い金額となりますので、100,000円が補助金額となります。</p> <p>* 補助対象経費が12万円以下で、加入世帯数が412世帯以上ある場合は、Aの算出金額が12万円を超えることとなりますので、補助対象経費の金額が補助金額となります。</p>
	2		0	
補助事業費 小計 ④			0	
その他	1	会館建設・修繕積立金	130,000	
	7	その他	0	
その他 小計⑤			130,000	
支出合計 (③+④+⑤)			3,250,000	

(参考)区地振第 号
年 月 日団体名
代表者

様

区 長

令和8年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金交付決定通知書兼
地域防犯灯維持管理費補助金交付額確定通知書

年 月 日に申請のありました地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費の補助金については、次の条件を付して交付することを決定しましたので通知します。

1 地域活動推進費補助金

補助金交付決定額 円

2 地域防犯灯維持管理費補助金

補助金交付決定（確定）額 円

《積算内訳》

(地域防犯灯数) (補助単価) (補助金額)

灯×@2,200円= 円

3 交付時期

適法な請求書を受理した日から起算して 日以内

4 支払方法

地域活動推進費補助金は、地域防犯灯維持管理費補助金は確定払とします。

5 交付条件

(1) 共通事項

ア この補助金は、申請以外の目的での使用又は流用はできません。

イ 地域活動を中止する場合、又は申請を取下げるときは、速やかに区長に報告してください。

ウ この補助金の交付条件に違反し、又は次のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の内容の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

① 補助金交付要綱又は補助金の交付決定の内容に違反したとき。

② 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。

③ その他区長が必要と認めたとき。

エ 次のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は5万円以下の過料に処せられます。

① 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

② 補助金の他の用途への使用をしたとき。

オ 区長は、補助金の使途について調査の必要があると認めたときは、資料の提出等を求めることがあります。

(2) 地域活動推進費補助金関係

ア 当年度の活動完了後、速やかに活動実績報告書（第6号様式）を区長に提出してください。

イ 自治会町内会については、活動実績報告書及び添付書類を審査した結果、「補助対象経費に3分の1を乗じた額」が、「交付した補助金額」に満たない場合は、その差額を返還していただきます。

ウ 地区連合町内会については、活動実績報告書及び添付書類を審査した結果、「基礎的支援費と（補助対象経費－基礎的支援費）に3分の1を乗じた額の合計額」が、「交付した補助金額」に満たない場合は、その差額を返還していただきます。

区地域振興課

担当： TEL ー

2 交付請求 ～令和8年度補助金～

(1) 交付請求書及び口座振替依頼書の提出について

提出いただいた交付申請書（添付書類含む）について、誤りがないか等を確認し、適正な場合は、交付決定通知書（第2号様式・20ページの参考例をご覧ください）を区役所から送付します。

交付決定通知を受領されましたら、**交付請求書（第5号様式）、交付決定通知書の写し、口座振替依頼書を、区役所地域振興課へ提出してください。**

* **令和7年度地域活動推進費補助金の交付を受けている場合は、その活動実績報告書の提出や余剰金返還の確認ができるまで、令和8年度の補助金交付を保留することとなります。**

* 口座振替依頼書は、依頼書に記載されている他の補助金及び謝金と共用となっています。

（記載されている補助金及び謝金について交付請求された際には、同じ口座に振込を行います。）

(2) 交付請求書（第5号様式）について

①（請求者）の所在地、団体名、代表者名を記載します。

* 口座名義人と代表者が異なる場合、代表者の押印が必要です。

② 請求金額欄には、交付決定通知書に記載されている金額を記入します。

* **請求金額は訂正できません。書き損じた場合や金額が違っていた場合は、再提出していただくこととなり、補助金の振込が遅れますので、ご注意ください。**

③ 交付決定通知書（第2号様式）の写しを必ず添付してください。

(3) 口座振替依頼書について

①（請求者）の所在地、団体名、代表者名を記載します。

* 口座名義人と代表者が異なる場合、代表者の押印が必要です。

② 振込先について、必要事項を記入します。

記入内容に誤りがないか、確認します。

* 口座番号、口座名義人及びフリガナについては、十分に確認してください。
（振込できない場合があります）

③ 口座名義人が代表者と異なる場合は、委任に関する記載及び押印が必要です。

* 委任者の欄に、代表者職・氏名等を記載し、代表者印を押印します。

受任者の欄に、所在地・団体名・職・氏名等を記載します。

令和8年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金交付請求書

年 月 日

(請求先)

区長

口座名義人と代表者が異なる場合、
代表者の押印が必要です。

(請求者) 所在地
団体名
代表者名

※口座名義人と請求者が異なる場合、
請求者の押印が必要です。

次の各補助金を請求します。

1 地域活動推進費補助金

請求金額 _____ 円

補助金交付決定通知書(20 ページの参考例をご覧ください)に記載されている「補助金交付決定額」を記入します。

2 地域防犯灯維持管理費補助金

請求金額 _____ 円

※交付決定通知書の写しを添付してください。

交付決定通知書の写しを
忘れずに添付してください。

金額の訂正はできません。

金額に誤りがあった場合、再提出していただきます。

整理番号	
------	--

口座振替依頼書

年 月 日

横浜市長
横浜市 区長

(申出者)

口座名義人と代表者が異なる場合は、請求書と同一の代表者印の押印が必要です。

所在地

団体名

代表者職・氏名

年 月 日以降、横浜市及び区から交付される 年度の地域活動推進費、地域防犯灯維持管理費補助金、広報紙配布謝金（議会だよりを含む）、「町の防災組織」活動費補助金を次の金融機関へ振り込みください。

金融機関名	銀行		支店
	信用金庫		出張所 支所
預金種目	1 普通	2 当座	
口座番号			
フリガナ			
口座名義人	(通帳に記載されているとおり記入してください)		

※口座名義人が会長（代表者）以外の場合、下記の受領委任状に申出者の団体名、代表者の職・氏名、受取人の所在地または住所、団体名、職・氏名を記入し、委任者の押印をしてください。

【受領委任状】

年度の地域活動推進費、地域防犯灯維持管理費補助金、広報紙配布謝金（議会だよりを含む）、「町の防災組織」活動費補助金の受領については次の受取人に委任しますので、上記口座にお振込みください。

口座名義人が会長（代表者）以外の方の場合、必ず記入してください。

請求書と同一の代表者印の押印が必要です。

委任者 所在地(申出者と同じ)

 団体名

 代表者職・氏名 印

受取人 所在地または住所

 (受任者) 団体名

職・氏名の欄は、
会計 ○○ □□□
などと役職名と氏名を記入してください。 ※受取人(受任者)の押印は不要です。

【注意事項】

- 1 口座名義人が代表者と異なる場合は、代表者の印を押印のうへ提出してください。(スタンプ印は不可)
- 2 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。
- 3 会長(代表者)又は預金通帳記載事項に変更があった場合は、その都度口座振替依頼書を提出してください。
- 4 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、押印した会長(代表者)印で訂正印をお願いします。

【備考】

3 執行上の留意点 ～令和8年度補助金～

(1) 1件の金額が10万円以上の補助対象経費に係る支出

補助対象経費の支出で、1件の金額が10万円以上のものがあつた場合には、その領収書その他の支出を証する書類またはその写し（公共料金の支出に係るものを除く）を活動実績報告書に添付する必要があります。

(2) 1件の金額が100万円以上になると見込まれる補助対象経費に係る支出

補助対象経費の支出で、1件の金額が100万円以上になると見込まれるときは、以下のとおり市内事業者による入札又は見積合わせを行う必要があります。

その場合、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し及び当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写しを活動実績報告書に添付する必要があります。

契約内容が特殊であり見積合わせや入札によって決定することが難しいと思われる場合や、市内事業者であるかどうか分からない場合は、必ず事前に区役所地域振興課にご相談ください。

経費の内容	金額	見積合わせ又は入札
工事の請負	100万円以上 1,000万円未満	2者以上の市内事業者による見積合わせ
	1,000万円以上 5,000万円未満	3者以上の市内事業者による見積合わせ又は 5者以上の市内事業者による入札
	5,000万円以上	5者以上の市内事業者による見積合わせ又は 8者以上の市内事業者による入札
物品の購入、 業務の委託等	100万円以上 1,000万円未満	2者以上の市内事業者による見積合わせ
	1,000万円以上	3者以上の市内事業者による見積合わせ又は 5者以上の市内事業者による入札

* 「市内事業者」

横浜市契約規則第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体をいいます。

横浜市の一般競争入札有資格者名簿に登載されている市内事業者については、以下の横浜市ホームページに掲載されている「有資格者名簿」で確認できます。

有資格者名簿の「所在地区分」が「市内」となっている事業者が市内事業者です。

<横浜市ホームページ>ヨコハマ・入札のとびらー入札・契約情報
<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/info.html>

4 活動実績報告 ～令和8年度補助金～

令和7年度と同じ手続きとなります。3～8ページを参照してください。

5 補助金額確定通知 及び 余剰金返還 ～令和8年度補助金～

令和7年度と同じ手続きとなります。9～12ページを参照してください。

補助対象経費・補助対象外経費の例

【要綱における補助対象経費】

対象団体が実施する公益的活動（環境美化、防災・防犯、社会教育、レクリエーション、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費、他団体が実施する事業への協賛金・負担金、各種団体への会費・分担金、研修費、人件費、会議費、会館維持管理費、事務費、委託費 等

【補助対象経費・補助対象外経費の例】

経費項目	補助対象経費	補助対象外経費
事務費	<ul style="list-style-type: none"> 総会、定例会、役員会経費（会場借上費、資料印刷費等） 備品代（会議テーブル、椅子等） 消耗品代（紙、鉛筆等） 電話代、郵送料 	<ul style="list-style-type: none"> マンションなどの集合住宅で、共益費などとして支払うもの （自治会町内会の会計とは分けて管理します。）
人件費	<ul style="list-style-type: none"> アルバイト賃金 役員手当 活動謝礼、活動交通費 	
会館	<ul style="list-style-type: none"> 会館借上費 会館光熱水費 会館修繕経費（会館整備費補助金を受ける場合を除く） 会館設備点検費 会館耐震診断費用 会館火災保険料 	<ul style="list-style-type: none"> 会館整備費補助金を受ける会館の新築、購入、増築、耐震補強工事、修繕経費 固定資産税（通常は会館の土地や建物は固定資産税の減免対象です。ただし、事業収入がある場合等、会館の使い方によっては減免にならない場合があります。）
事業費	<ul style="list-style-type: none"> 町の美化、3R行動の推進、資源回収、リサイクル活動経費 交通安全活動経費 地域防犯灯新規整備費（自治会町内会が独自に全額負担で器具更新、新規設置した場合） 防犯活動経費 防災活動経費（町の防災組織活動費補助金を活用した場合を除く） 子供会、婦人部、老人クラブ活動費 盆踊り大会開催費 運動会、スポーツ大会開催費 敬老会開催費（記念品代含む。見守りを兼ねて個別訪問して記念品を渡すものも含むが、単に配布するだけなら補助対象外） 給食、配食サービス経費 講習会、映画会、書道展、絵画展、文化祭開催経費 広報活動費 掲示板設置費 	<ul style="list-style-type: none"> 地域防犯灯維持管理費補助金で実施した活動（地域防犯灯の電気代、清掃費、点検費、修繕費、球換え費用等） 町の防災組織活動費補助金で実施した活動（防災資機材等の購入、防災訓練開催費等） その他の補助金の補助対象事業費（他の補助金を利用して実施した事業や活動の費用） 祝金（入学、成人、敬老等） 賀詞交換会（開催費、参加費） 裁判費用（弁護士費用等） 金券類 宿泊費
会費 負担金 分担金	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ推進委員、青少年指導員負担金 防犯協会、体育協会分担金 その他公益的な事業を行う団体に支払う会費など 	
飲食費	<ul style="list-style-type: none"> 会議や事業を行う上で必要な弁当代、お茶代 	<ul style="list-style-type: none"> 懇親会費、親睦会費 新年会費、忘年会費 慰労会費、反省会費
寄付金 募金		<ul style="list-style-type: none"> 寄付金 募金（共同募金、歳末助け合い募金・日本赤十字社会費等）
その他		<ul style="list-style-type: none"> 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、香典 積立金 予備費 次年度への繰越金 区へ返還した余剰金

※ 補助対象経費に挙げている内容の経費であっても、その事業や活動に他の補助金を利用している場合は、すべて地域活動推進費補助金の補助対象外経費となります。

※ 地域に対して公益的な活動を行う団体への会費や共催・協賛事業負担金は補助対象経費となります。ただし、用途が補助対象外経費となる飲食費や慶弔費等の場合は補助対象外とします。

※ ここに挙げているのは例示です。実際の活動経費が補助対象となるかどうかなど、ご不明な点がございましたら、区役所地域振興課へお問い合わせください。

補助対象経費・対象外経費に関する留意事項

○マンション等集合住宅の管理組合や市営・県営住宅の管理費の取扱い

マンション等集合住宅の管理組合費や市営・県営住宅の管理費で執行する経費については、地域活動推進費補助金の対象外となります。

(例：マンション集会室の光熱費、エレベーター維持管理費、その他管理組合が管理業務として設置・管理する設備や備品の維持管理費など)

集合住宅の区分所有者が必ず入会する管理組合と、地域住民が任意で入会する自主的な組織である自治会は、会の成り立ちも目的も異なる団体です。自治会費と管理費は口座や会計を分けて管理しましょう。

○公園愛護会など別組織の会計について

公園愛護会、商店会、地区社協など、自治会町内会とは異なる組織については、構成員がほぼ同じであっても、「自治会町内会」「地区連合町内会」として出納していないものは、別会計で管理してください。

○食糧費の取扱い

交際費、懇親会費に該当するような食糧費は補助対象外ですが、事業に直接関連する経費であれば、食糧費であっても補助対象経費となります。たとえば、会議の際に必要な茶菓、イベントのボランティアに出す弁当代などであれば、補助対象経費に計上して構いません。

○宿泊費の取扱い

役員の慰安旅行や宿泊研修などにかかる宿泊費は、原則として補助対象外です。

客観的に公益上必要性が高いとはいえない費用(懇親会費や、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等)は補助対象経費に含めないこととしており、宿泊費についても、それらと切り離すことが難しいことから対象外となります。

なお、視察研修などで、研修のために必要な会場借り上げ、飲料代などについては補助対象とします。

○神社祭礼など特定の宗教行事に関する経費の取扱い

神社への奉納金や、例大祭の分担金などについては、特定の宗教に対する援助と見なされるため、補助対象外です。

○他団体への会費や共催・協賛事業負担金の取扱い

地域に対して公益的な活動を行う団体への会費や共催・協賛事業負担金は補助対象経費ですが、その用途が飲食費や慶弔費等の場合は補助対象外です。

申請書類の提出方法について

申請書類は、各区地域振興課あて、以下の方法で提出いただけます。

なお、負担軽減・デジタル化の観点から、

可能な範囲で、自治会町内会ポータルシステムでの提出にご協力をお願いします。

【申請書類の提出方法】

- (1) 自治会町内会ポータルシステムでの提出
- (2) 窓口への持参

自治会町内会ポータルの使用方法等は、3月区連会でご案内します自治会町内会ポータル操作マニュアルをご覧ください。

◆地域活動推進費補助金申請チェックリスト◆

地域活動推進費補助金申請にあたっての注意

以下の項目は地域活動推進費補助金の対象外です。

他の補助金を活用して支出したもの

(例) 地域防犯灯維持管理費補助金、町の防災組織活動費補助金、公園愛護会活動費、地域防犯カメラ設置補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 など

懇親会開催費・参加費（新年会、忘年会、慰労会など）

祝金（敬老、成人、入学など）

更生保護・日赤等への寄付金・募金

積立金 など

他団体への協賛金・負担金等について

自治会町内会、地区連合町内会から支払う「他団体を実施する事業への協賛金・負担金」「各種団体への会費・分担金」についても、他団体での使途が上記経費（懇親会開催費、慶弔費等）の場合、補助対象外となります。協賛金・負担金等の支払時に団体と確認をお願いします。

領収書の提出について

補助対象経費で1件の契約にかかる金額が100,000円を超えるものについては、領収書または支出を証明する書類の原本または写しの提出をお願いします。家賃など月払いのものでも、あわせて年間10万円を超えるものについては対象となります。

書類の保管について

補助金の交付を受けた団体は、事業の収支が分かる会計帳簿、領収書などの関係書類を、「補助金を受けた年度の翌年度から5年間」大切に保管していただく必要があります。

○お困りの際はご相談ください

申請の方法や対象経費などについてご不明な点等がありましたら、区役所 地域振興課までどうぞお気軽にお問い合わせください。

各自治会町内会長 様

鶴見区総務課長

「町の防災組織」活動費補助金の交付申請及び前年度の活動報告について（通知）

日頃から本市の危機管理対策事業に種々の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年度も「町の防災組織」による防災活動を充実していただくため、標記補助金を交付いたします。

つきましては、同封の手引きを御参照のうえ、申請の手続きをお願いいたします。

1 依頼事項

次の書類を作成のうえ、**令和8年6月30日（火）**までに、区役所総務課へ御提出ください。

<令和8年度補助金の交付申請に必要な書類>

- ・補助金交付申請書、(事業計画書、収支予算書、団体の規約)

【鶴見区HP】



<令和7年度補助金の実績報告に必要な書類>

- ・補助金実績報告書、(活動実績報告書、収支決算書)

様式は鶴見区HPから
ダウンロードできます

2 提出方法

窓口提出・郵送・電子申請・自治会町内会ポータル・Eメール・FAX

《提出先》

〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1 鶴見区役所総務課防災担当

メール：tr-bousai@city.yokohama.lg.jp FAX：045-510-1889

【自治会町内会ポータル】



【電子申請システム】



3 留意事項

- (1) 「町の防災組織」活動費補助金の申請金額及び支出金額と、団体の収支予算書及び収支決算書の「町の防災組織活動費」の金額との整合性を取ってください。
- (2) 事業計画書・収支予算書・活動実績報告書・収支決算書・団体の規約を、「地域活動推進費補助金」の関係書類として区役所地域振興課へ御提出する場合は、総務課への再度の御提出は不要です。
- (3) 当該事業は令和8年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

4 送付書類

- (1) 令和8(2026)年度 町の防災組織活動費補助金事務の手引き
- (2) 令和8(2026)年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書
- (3) 令和7(2025)年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書

問合せ：鶴見区総務課防災担当

望月・小林・細川・林田

TEL 045-510-1656 FAX 045-510-1889

メール：tr-bousai@city.yokohama.lg.jp

令和8（2026）年度
町の防災組織活動費補助金
事務の手引き
（自治会町内会等）

※ この手引きは、令和8年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

横浜市総務局地域防災課

* 目 次 *



○ 提出書類・提出期限	…	1 ページ
○ 事業概要	…	2 ページ
《申請・請求編》		
1. 事務の流れ	…	3 ページ
2. 申請書記入のポイント	…	4 ページ
3. Q&A集(申請書編)	…	7 ページ
<参考>訂正の方法について	…	8 ページ
4. 請求書記入のポイント	…	9 ページ
5. 請求について	…	12 ページ
6. Q&A集(請求書編)	…	13 ページ
《報告編》		
1. 事務の流れ	…	15 ページ
2. 実績報告について	…	16 ページ
3. 報告書記入のポイント	…	17 ページ
4. 領収書について	…	20 ページ
5. Q&A集(報告書編)	…	22 ページ
○ 提出先	…	23 ページ

○提出書類・提出期限

1. 提出書類

 以下の「※」の付いている書類については、区役所地域振興課へ提出済の場合、提出不要です。事業計画書、収支予算書、実績報告書、収支決算書は必ず総会等の承認を得てください。

(1) 交付申請の際には、以下の書類を作成のうえ、区役所総務課へご提出ください。

- 申請書 1 部
- 事業計画書 1 部 ※
- 収支予算書 1 部 ※
- 団体の規約 1 部 ※
- その他団体の防災活動の予定のわかる資料 1 部

(2) 請求の際には、以下の書類を区役所総務課へご提出ください。

- 請求書 1 部
- 口座振替依頼書 1 部 ※
- 振込口座の確認できる通帳等の写し 1 部 ※

(3) 実績報告の際には、以下の書類を作成のうえ、区役所総務課へご提出ください。

- 報告書 1 部
- 活動実績報告書 1 部 ※
- 収支決算書 1 部 ※
- その他団体の防災活動実績のわかる資料 1 部
- 領収書(10万円以上の支出に係るもの) 【詳しくは、20ページをご覧ください。】

 申請・請求・報告書類は必ず配布される様式をご使用ください。(独自の様式で提出された場合、受理できない場合があります。)

 請求書は交付決定通知書とともに申請書類審査後に送付します。

2. 提出期限

令和8(2026)年度補助金交付申請書 令和7年度実績報告書	令和8(2026)年度請求書
6月30日	交付決定日から約2週間後

ご記入方法等何かご不明な点がございましたら、お住まいの区の総務課までお問い合わせください。

○事業概要

1. 概要

自治会町内会等により組織されている町の防災組織が行う自主防災活動に対し、補助金を交付します。

2. 対象団体

町の防災組織を結成している自治会町内会等

3. 申請世帯数

令和8(2026)年4月1日現在の自治会町内会等の加入世帯数と訓練等防災活動に参加する自治会・町内会等に加入していない世帯数を合わせた数

4. 交付する補助金の額

申請世帯数[※]×160円

※ 令和8(2026)年4月1日時点の「広報よこはま」配布部数を上限とします(「広報よこはま」の配布がない団体は届出のある加入数とします)。

ただし、4月1日現在の自治会町内会等の加入世帯数が「広報よこはま」配布部数を上回る場合は、自治会町内会等の加入世帯数を上限とします。

(例)

団体(加入世帯数)	申請世帯数	「広報よこはま」 配布部数	交付世帯数	交付予定額
A自治会(300)	320	<u>310</u>	310	49,600
B自治会(<u>400</u>)	410	390	400	64,000

…の場合、

「広報よこはま」の配布部数が把握できない団体については、お住まいの区へご相談ください。

5. 提出期間及び提出先

令和8(2026)年4月1日から6月30日までに区役所総務課へ提出してください。

6. 補助金の交付対象事業

- ・ 防災訓練(地域防災拠点訓練、自治会町内会訓練、初期消火訓練など)の実施
- ・ 備蓄食料・防災資機材等の購入
- ・ 防災のための講演会・研修会・講習会・見学会の開催
- ・ 防災マニュアル・防災マップ等の作成
- ・ AEDの購入(リース含む)
- ・ 防災パトロール(※防犯パトロールは対象外です。)
- ・ 防災士資格取得に係る費用
- ・ その他防災活動の一環として実施する事業

⚠ 交付の対象となるのは、令和8(2026)年度中に実施する事業に限ります。

7. 補助金の交付対象とならないもの

- ・ 消防団への分担金や助成事業
- ・ 防犯活動など、直接防災に関わりのない活動
- ・ 防災積立金(当補助金は翌年度への持ち越しはできません。)
- ・ 分割購入費
- ・ 自治会館等の光熱水費等の公共料金
- ・ 「草刈機」等の直接防災に関わりのないものや活動

⚠ その他購入の際判断に迷う案件が発生した場合には区役所総務課へお問合せ下さい。

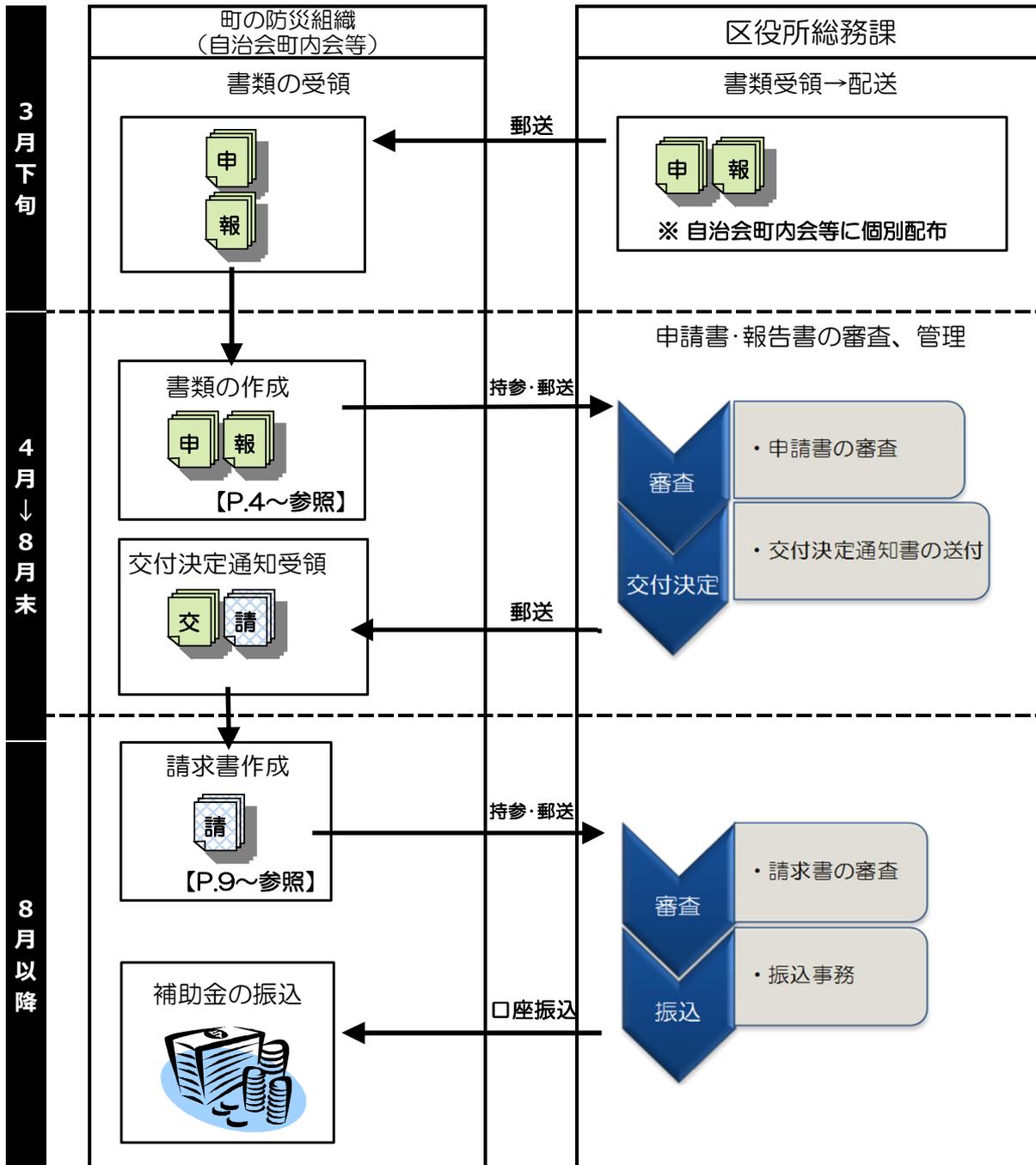
《申請・請求編》 (P. 3～P. 14)

1. 申請・請求事務の流れ



◇ 用語説明

- ・「申」…申請書
- ・「報」…報告書
- ・「交」…交付決定通知書
- ・「請」…請求書



2. 申請書記入のポイント

町の防災組織活動費補助金交付申請書 記入例

第1号様式（町の防災組織活動費補助金交付要綱第7条）
（申請先）
区 長

〇△×□〇月×□日

①団体名は正確に記入しましょう。

②自署または記名（ゴム印等）のみで捺印は不要です!!

③事業計画書、収支予算書は必ず総会等で承認を得てください。
※承認を得た上で「□」⇒「■」

※申請書以降の書類の提出にEメールでやり取りを希望される場合は、御記入ください。

年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書

年度町の防災組織活動費の補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。
なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び町の防災組織活動費補助金交付要綱を遵守します。

事業計画書及び収支予算書の総会等での承認 ※チェックをお願いします。

A 申請世帯数 1,000 世帯（4月1日現在）
※申請世帯数は広報紙配布数を上限とします。

B 申請金額 A × 160円 = 160,000 円

支出内訳【実施計画（ 年4月～ 年3月実施事業）】

事業項目	活動内容（複数選択可）	支出金額
防災訓練	<input checked="" type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練 <input checked="" type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練	80,000 (円)
	<input checked="" type="checkbox"/> 地区防災拠点訓練	
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/> 講演会 <input checked="" type="checkbox"/> 研修・講習会 <input type="checkbox"/> 見学会	25,000 (円)
	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ()	
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/> 防災マニュアル <input checked="" type="checkbox"/> 防災マップ <input checked="" type="checkbox"/> 防災啓発チラシ	85,000 (円)
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
食料・備蓄材等の購入	水缶詰 30箱	
	ヘルメット 50箱	
その他		
支出額合計		190,000 円

④実施予定の活動が漏れなく記載されているか確認しましょう。
⚠添付書類の事業計画書等と整合をとってください。

⑤購入予定の品目・数量を漏れなく記入しましょう。
「検討中」など曖昧な表記は認められません。
⚠対象とならない内容の記入がある場合には、訂正をしていただきます。ご注意ください。

⑥「積立金」「繰越金」等、本年度で完結しない執行はできません。
⚠年度内に使用できなかった補助金は返還していただきます。

⑦収支予算書の金額と合っているか確認しましょう。
⚠添付書類の収支予算書に計上されている金額との整合をとってください。

収支予算書及び事業計画書との整合

＜収支予算書＞

区名		整理番号
中区		×○△■

成 ○△年度 収支予算書
港町自治会

○会計年度 自平成○△年4月1日～

○収入の部

項目	予算額
1 会費	1,266,000
地域活動推進費	298,200
防犯灯維持管理費補助金	26,400
町の防災組織活動費補助金	160,000
3 広報配布謝金	97,554
4 事業収入	68,300
5 寄付金・祝金等	1,000
6 会館使用料	20,000
7 団体交付金・謝金	60,350
その他	5
7 前年度からの繰入金	123,510
収入合計	2,141,364

○ポイント○
○申請書「B 申請金額」 = 収支予算書 収入の部 補助金予算額
○申請書申請内訳合計 = 収支予算書 支出の部 町の防災組織活動費となります。

○支出の部

項目	予算額	摘要
1 会議費	80,000	80,000 円
2 事務費	65,000	備忘付印刷代 40,000 円 消耗品代 10,000 円 電話代 10,000 円 郵便送料代 5,000 円
3 人件費	60,000	アルバイト賃金 60,000 円
4 会館(会場)借上料	0	円
5 会館光熱水費	160,000	町内会館電費代 70,000 円 町内会館ガス代 50,000 円 町内会館水道代 40,000 円
3 社会教育事業費	120,000	心の健康教室 10,000 円 学びの活動費 50,000 円
4 レクリエーション費	320,000	盆踊り大会費 150,000 円 運動会開催費 120,000 円 各種イベント企画費 50,000 円
5 福利厚生事業費	140,000	敬老会開催費 80,000 円 福祉・就業サービス 60,000 円
6 文化事業費	150,000	講演会 70,000 円 映画会 30,000 円 書道等作品展 50,000 円
7 その他	0	円
事業費 小計 ②	959,840	
補助対象予定経費①+②+③	1,544,840	
1 防犯灯維持管理費	49,000	防犯灯の電気代 19,000 円 防犯灯の点検・点検 30,000 円
2 町の防災組織活動費	190,000	防災訓練・研修費 145,000 円 防災資機材購入 40,000 円 チェラン等作成費 5,000 円
3	0	円
4	0	円
補助事業費 小計 ④	239,000	
1 会館建設・修繕積立金	150,000	修繕費・修繕費 150,000 円
2 交際費	30,000	交際費 18,000 円 賀詞交換会 12,000 円
3 慶弔費	25,000	慶弔費 25,000 円
4 懇親会費	15,000	新年会 15,000 円
5 寄付金・募金	30,000	共同募金 10,000 円 寄付金(たけのこ)募金 10,000 円 日本赤十字社募金 10,000 円
6 予備費	107,524	予備費 107,524 円
7 その他	0	円
その他 小計 ⑤	357,524	
支出合計 (③+④+⑤)	2,141,364	

■収入の部

地域活動推進費	298,200	次のAとBを比較して低い方の金額が補助金額となります。 A 700 円 × 加入世帯数 426 世帯 (会費会員+減免会員) B 活動費(事務費・事業費) 1,544,840 円の3分の1(10円未満切捨て)
防犯灯維持管理費補助金	26,400	防犯灯 12 灯 × 2,200 円
町の防災組織活動費補助金	160,000	160 円 × 1,000 世帯

申請書「B 申請金額」と同額か確認をお願いします!!

⚠ 申請額未済の金額が記載されていた場合には、その金額での交付となってしまいますので、ご注意ください。

■支出の部

1 防犯灯維持管理費	49,000	防犯灯の電気代 19,000 円 防犯灯の点検・点検 30,000 円
2 町の防災組織活動費	190,000	防災訓練・研修費 145,000 円 防災資機材購入 40,000 円 チェラン等作成費 5,000 円
3	0	円
4		
補助事業費 小計		

申請書の内容と齟齬(そご)のないようにしてください。

⚠ 申請書の申請金額超の金額を記載しても構いませんが、申請書右下の「支出合計金額」との整合を取ってください。

<事業計画書>

年度事業計画書	
事業計画年月	活動内容・場所等
○△年4月	第1回班長会 さくらまつり (○○公園) 定期清掃 (25日)
5月	こどもフェスティバル (△△学校グラウンド) 決算総会 定期清掃 (25日)
6月	第2回班長会 防災訓練 (14日 第二公園) 定期清掃 (25日)
7月	防犯パトロール (下旬) 定期清掃 (25日)
8月	第3回班長会 夏祭り 定期清掃 (25日)
9月	敬老祝賀会 防災研修会 防災パトロール 定期清掃 (25日)
10月	第4回班長会 いも煮会 定期清掃 (25日)
11月	定期清掃 (25日)
12月	防犯パトロール (中旬) クリスマス会 定期清掃 (25日)
○◇年1月	餅つき大会 (初旬) 地域防災拠点訓練 (17日 港危機管理小学校グラウンド) 定期清掃 (25日)
2月	第5回班長会 定期清掃 (25日)
3月	予算総会 定期清掃 (25日)

⚠ 申請書でチェックのある活動が事業計画にしっかりと反映されているか確認しましょう。

申請書に右のようにチェックがついていたら、自治会の防災訓練、地域防災拠点、研修等の予定が事業計画書には載ってなければなりません。記述がない場合には、実施日、実施場所を確認のうえ補記していただきます。

◆ 申請書抜粋 ◆

<input checked="" type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練	<input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練
<input checked="" type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練	
<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 講演会	<input checked="" type="checkbox"/> 研修・講習会
	<input type="checkbox"/> 見学会
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (防災パトロール)	
<input type="checkbox"/> 防災マニュアル	<input checked="" type="checkbox"/> 防災マップ
	<input checked="" type="checkbox"/> 防災器持ち出し
<input type="checkbox"/> その他 ()	

⚠ 収支予算書と事業計画書は必ず総会等で承認を得てください。

<参考> 訂正の方法

申請書・報告書・請求書等の書類に訂正がある場合には、以下の例のとおり訂正しましょう。

◇ 訂正する時の注意点 ◇

- (1) 修正液、修正テープなどは使用できません。
- (2) 訂正する部分に二重線を引き、その上に代表者の印を捺し、正しい内容を記入してください。

※ 申請書より抜粋

団体名	港町自治会
所在地	〒 231 - 0017 中区港町1-1ハイツ港町4号棟205号
代表者名	横浜 花子
	TEL (671) 2011
担当者	危機 太郎 TEL ()
メールアドレス	XXXXXX-XXXXX@XXXX.co.jp

例えば、申請書で住所を間違えてしまったら…

代表者住所 〒 231 - 0017
中区港町1-1 ハイツ港町 ~~205号~~ 4号棟205号
代表者氏名 横浜 花子

このように訂正を行ってください。

4. 請求書記入のポイント

町の防災組織活動費補助金請求書<自治会・町内会用>・表面

第3号様式①(町の防災組織活動費補助金交付要綱第15条第1項) <自治会町内会用>

年度 町の防災組織活動費補助金請求書

① ○△年△△月××日

(請求先) 区長

(請求書)

② 港町自治会

〒 231-0017

所在地: 中区港町1-1ハイイツ港町4号棟205号

代表者 ③ 横浜 花子

【注意】
「港町自治会」と「港町町内会」のような非常に似ている名称の団体もあります。正式な名称をご記入ください。

④ 提出の日付を記入ください。
交付決定通知書の日付よりもあとの日付になります。

② 団体名は正確に記入ください。

③ 代表者名が口座名義人と異なる場合には、代表者印を押捺ください。
※印鑑は正確に捺印ください
正 「代表者の私印」
「○○代表者印」
「○○会長印」
誤 「会長印」
「○○自治会会計印」
「○○自治会印」

押捺が省略できる請求書である場合は、Eメールでの提出ができます。なお、提出はPDFに限ります。

【注意】
口座名義人が請求者と別の場合は請求書欄、口座名義人欄ともに押捺の省略はできませんので、Eメールでの提出はできません。

次のとおり町の防災組織活動費補助金を請求します。

請求金額 ④ 160,000 円

※ 貴団体あての交付決定通知書に記載されている金額をお書きください。

④ 交付決定通知の金額を正確に記入してください。

【注意】
請求金額欄の訂正はできません!!
新たな用紙に記入してください。

【注意事項】
1 代表者名が口座名義人と異なる場合、代表者印の押捺が必要です。(スタンプ印は無効)
※口座振替依頼書と同一の印鑑を使用してください。
2 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、代表者印を押捺し、訂正をお願いします。
3 請求金額欄の訂正はできませんので、新たな用紙にご記入をお願いします。
4 既に口座振替依頼書を出している場合は、その記載情報と上記の請求書情報の記載に相違がないようご注意ください。

今年度すでに区役所に口座振替依頼書を提出している場合は、裏面の記入は必要ありません。

提出していない場合、または、口座の変更がある場合には、次ページの例を参考に、裏面もご記入ください。転居や代表者変更等があった場合は事前に区役所への届出が必要です。

町の防災組織活動費補助金請求書<自治会・町内会用>・裏面

※ 区役所に口座振替依頼書を提出していない場合、または、口座の変更がある場合のみ、記入が必要です。

第5号様式① (町の防災組織活動費補助金交付要綱第11条第1項)

<自治会町内会用>

区役所へ口座振替依頼書を提出していない場合には、下部に口座情報をご記入ください。次のとおり町の防災組織活動費補助金を請求します。

(フリガナ)	ミナトチョウジツカイ カイケイタントウ カナガワ ハシコ
口座名義人	港町自治会 会計担当 神奈川 パラ子
金融機関名	横浜みなと 銀行 港町 支店 信用金庫 出店所 信用組合 支所 農業協同組合 支所
預金種目	1 普通 2 当座
口座番号	1234567

① 正確に各項目に記入ください。

【注意】
口座名義人の誤りが多々あります。通帳の表紙裏面等に記載の口座名義、カタカナを正確にご記入ください。
記載のとおり振込処理を行います。ご協力をお願いします。

② 代表者と口座名義人が異なる場合や請求者欄の団体名と口座名義の団体名が違う場合は、こちらに代表者印の押捺が必要になります。

※ 口座名義人が代表者以外の場合は記入押捺が必要です。上記口座に横浜市から交付される補助金を振り込みください。

代表者名： 横浜 花子

【注意】
印鑑は表面のものと同じものを押捺してください。

【確認】
代表者と口座名義人が同じ場合には記入不要です。

- 【注意事項】**
- 代表者名が口座名義人と異なる場合、代表者印の押捺が必要です。(スタンプ印は無効)
※請求書と同一の印鑑を使用してください。
 - 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。
 - 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、代表者印を押捺して訂正をお願いします。

最後にチェック!!

□ 訂正箇所はありませんか？ (詳細はP.8参照)

記載されている文字を修正する場合は、必ず「訂正印」が必要です。修正液、修正テープでの訂正は認められませんのでご注意ください。また、既に捺印されたものを取消す場合には同じ印鑑で重ね印を押してください。
また、請求金額欄の修正はできません。金額を誤って記入した場合は訂正印による修正も認められないので、新しい用紙に書き直していただけます。

町の防災組織活動費補助金請求書<自治会・町内会以外の団体用>

No. _____

第5号様式② (町の防災組織活動費補助金交付要綱第11条第1項) <自治会町内会以外の団体用>

年度 町の防災組織活動費補助金請求書

(○△年△△月××日)

(請求先) 区長

【注意】
「港町自治会」と「港町町内会」のような非常に似ている名称の団体もあります。正式な名称をご記入ください。

(請求者) 港町住宅管理組合
〒 230-0017
所在地: 中区港町1-1港町住宅302号
代表者名: 横浜 太郎

次のとおり町の防災組織活動費補助金を請求します。

請求金額	160,000 円	
<small>※ 貴団体あての交付決定通知書に記載されている金額をお書きください。</small>		
(フリガナ)	ミナトチョウジウタクカンリクミアイ カイタイ サクラギ マチコ	
口座名義人	港町住宅管理組合 会計 桜木 町子	
金融機関名	横浜みなと	銀行 港町 信用金庫 信用組合 農業協同組合 出張所 支所
預金種目	普通	2当座
口座番号	1234567	

※ 口座名義人が代表者以外の場合は記入願います。
上記口座に横浜市から交付される補助金を振り込みください。

代表者氏名: 横浜 太郎

【注意事項】

- 1 代表者名が口座名義人と異なる場合、代表者の押印が必要です。(スタンプ印は無効)
- 2 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。
- 3 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、代表者の印を押捺して訂正をお願いします。
- 4 請求金額欄の訂正はできませんので、新たな用紙にご記入をお願いします。

①提出の日付を記入ください。

① 交付決定通知書の日付よりもあとの日付になります。

②代表者名が口座名義人と異なる場合には、代表者印を押捺ください。

押捺が省略できる請求書である場合は、Eメールでの提出ができません。なお、提出はPDFに限ります。

③交付決定通知の金額を正確に記入してください。

【注意】
請求金額欄の訂正はできません!!
新たな用紙に記入してください。

④正確に各項目を記入ください。

【注意】
口座名義人の誤りが多々あります。通帳の表紙裏面等に記載の口座名義、カタカナを正確にご記入ください。記載のとおり振込処理を行います。ご協力をお願いします。

⑤代表者と口座名義人が異なる場合、代表者印を押捺ください。

【注意】
印鑑は同じものを押捺してください。

※ 代表者と口座名義人が同じ場合には記入不要です。

最後にチェック!!

□ 訂正箇所はありませんか? (詳細はP.8参照)

記載されている文字を修正する場合は、必ず「訂正印」が必要です。修正液、修正テープでの訂正は認められませんのでご注意ください。また、既に捺印されたものを取消す場合には同じ印鑑を重ね印を押してください。

また、請求金額欄の修正はできません。金額を誤って記入した場合は訂正印による修正も認められないので、新しい用紙に書き直していただきます。

5. 請求について

1. 交付決定

申請書受理後、申請内容などの確認を行い、適正な場合は「町の防災組織」活動費補助金交付決定通知書(第2号様式)を送付します。

2. 「町の防災組織」活動費補助金請求書(第5号様式)について

交付決定通知書を受け取った後に、次の書類を区役所総務課へ提出してください。

①「町の防災組織」活動費補助金請求書

②団体の振込口座の分かる預金通帳等の写し

- 自治会町内会等の団体の名称と所在地、代表者氏名及び電話番号を記入してください。
- 請求金額には交付決定通知書の交付金額を記入してください。
- 口座名義人の記入欄には、振込先・預金種目・口座番号を通帳に記載のとおりに入力してください。

 口座名義に団体名や、役職等も含む場合はそちらも必ず記入してください。

その他、字の写し間違いにも注意してください。

間違いがあると、再度確認し振込を行いますので、交付が遅れてしまいます。

- 代表者と口座名義人が異なる場合は、請求書下の代表者氏名の記入と捺印をお願いします。
- 代表者が申請時と請求時で異なる場合は、区役所総務課へ申し出てください。

6. Q&A集（請求書編）

Q 口座名義人欄には、どのように記入すればいいの？

A 名義相違等により振込ができない団体が非常に多いです。ご記入前にしっかりと確認し、通帳の表紙裏面等に記載してある情報を、漏れなくご記入下さい。

※ 通帳を1枚めくったページ

おなまえ お客さま番号
 ミナトチョウジチカイケイタントウカナガワバラコ 様 〇〇〇〇〇
 店番号 〇〇〇 普通預金口座番号 0123456 課税区分 〇〇 (優)限度額 千円
 定期預金口座番号 課税区分 (優)限度額 千円
 通帳発行日 〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社 **横浜みなと銀行**
 (銀行コード: 〇〇〇〇)
 お取引店 港町支店

お取引店 電話番号 045-〇〇〇-〇〇〇〇
 通帳 港町支店
 発行店

印紙税申告納付につき検済
 税務署承認済

お振込は、こちらにご記入のとおりに行います。
 通帳の表紙裏面等に記載されている口座名義を、漏れなく、正確にご記入ください。

銀行名・支店名も正確にご記入ください。また、各金融機関、支店・出張所についても忘れずに困ってください。

※ゆうちょ銀行をご利用の場合支店名(記号番号)は漢数字三桁となりますので、ご確認の上ご記入ください。

※ 請求書抜粋

口座名義人	(フリガナ) ミナトチョウジチカイ ケイケイタントウ カナガワ バラコ 団体名・氏名等 港町自治会 会計担当 神奈川 バラ子 <small>※ 通帳に別添っておりご記入ください。</small>
金融機関名	横浜みなと (銀行) 信用金庫 港町 (支店) 信用組合 出張所 農業協同組合 支所
預金種目	1 (普通) 2 当座
口座番号	0123456

Q 申請した金額と、交付決定通知書に印字してある金額が違うんだけど。

A 申請世帯数と区確認世帯数のどちらか少ない方が交付世帯数となるためです。例えば、1000世帯、160,000円の申請をいただいたとしても、区確認世帯数が950世帯だった場合には、950世帯×160円で152,000円の交付しかできないということになります。ご不明な点がございましたら、お住まいの区の区役所総務課までお問い合わせください。

Q 4月以降加入者が増えたため、申請書を再提出したいんだけど。

A 基準日を4月1日としておりますので、4月以降に増えた分の申請はできません。

Q 申請時と請求時で会長が変わってしまった。請求書の名前はどすればいいのか。

A このような場合、請求は現会長のお名前でご記入ください。区役所に会長の変更届が提出されていない場合は変更届の提出をお願いします。

Q フリガナは絶対に書かなければいけないの？

A 振込の際には、フリガナが大変重要です。ほんの一例ですが、同じ「自治会」でも口座名義が「ジチカイ」の団体、「ジジカイ」の団体などあり、その一文字のために振込が出来ない団体も多々あります。確実な振込のためにも、フリガナのご記入漏れのないようにお願いします。

請求書 よくある間違い例

- ・「ジチカイ」と「ジジカイ」
- ・「会長」と「代表」と「代表者」、「会計」と「会計担当」
- ・役職名(会長、会計など)が必要な場合と、不要な場合
- ・「自治会」と「町内会」
- ・「ヶ」と「ケ」
- ・フリガナの記載なし
- ・実際は「会計」だったが、間違えて「会計担当」と記入した場合に「会計(担当)」と記載している
⇒カッコ書きは訂正として認められません。
- ・「銀行」と「信用金庫」の囲い間違い
- ・「支店」と「出張所」の囲い間違い
- ・代表者名と口座名義人の名前が違うが、下部に記名・押印なし
- ・上部と下部の記入されている代表者氏名が違う。
- ・上部と下部に押印されている印鑑が違う。

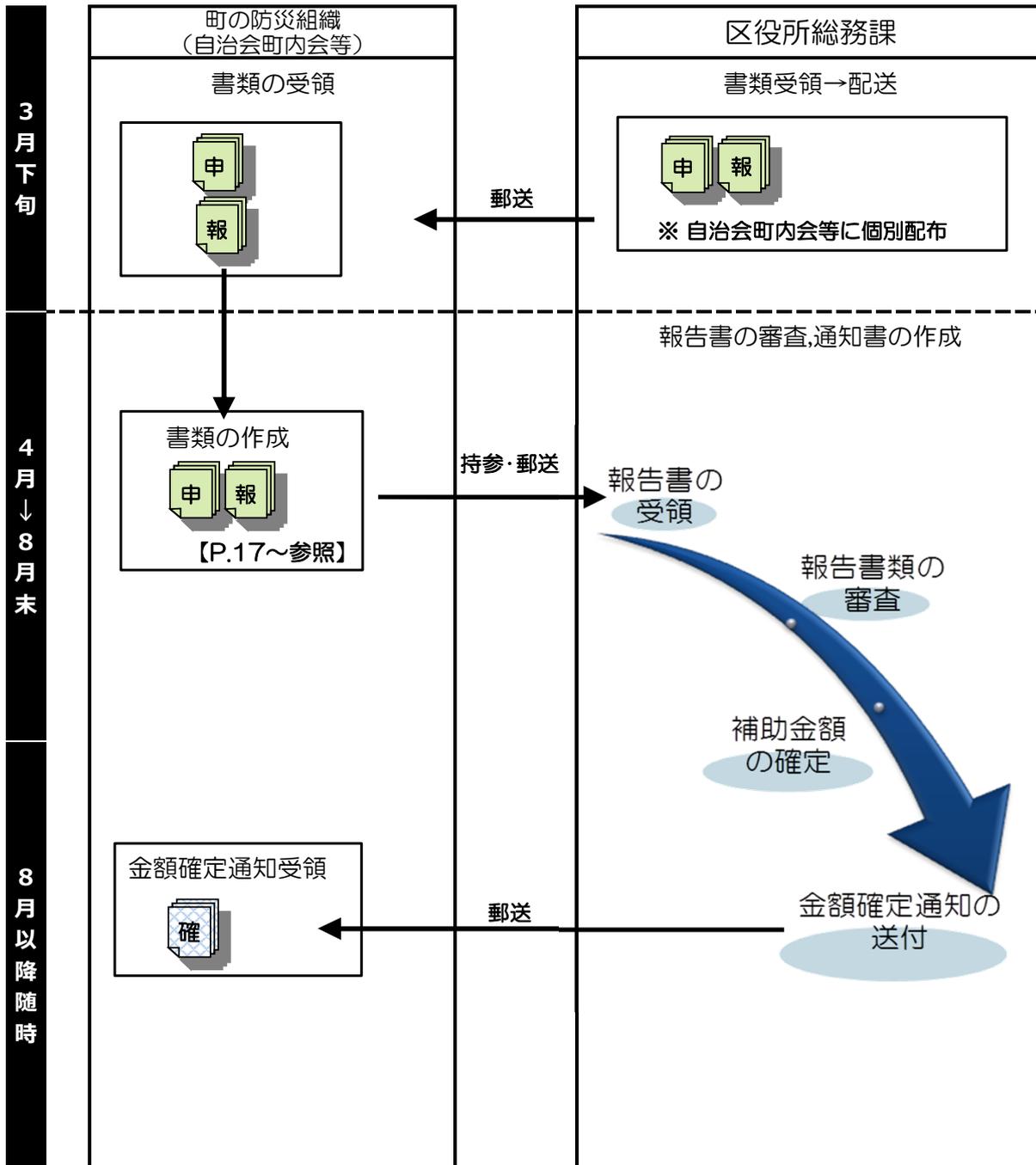
等

《報告編》 (P. 15~P. 22)

1. 報告事務の流れ



◇ 用語説明
 ・「申」…申請書
 ・「報」…報告書
 ・「確」…金額確定通知



2. 実績報告について

1. 収支決算書との整合性

「町の防災組織」活動費補助金実績報告書の記入内容と自治会町内会等収支決算書の記入内容は必ず合わせてください。以下のケースの場合は、訂正又は返還をお願いすることになりますので、各自治会町内会等で確認をお願いします。

- (1) 実績報告書の支出金額と収支決算書の支出金額(町の防災組織活動費)が合わない。
- (2) 実績報告書の各項目事業や支出金額が収支決算書の摘要と合わない。

 この他、収支決算書で防災項目が確認できない場合は、防災事業費を抽出して別表を作成いただく場合もあります。

2. 未使用額返還(前年度補助金)

交付した補助金に未使用額がある場合は、返還依頼書と納付書を送付しますので、期限内にお支払いください。

3. 罰則の規定について

『横浜市補助金等の交付に関する規則』により、「偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき」や「補助金等の他の用途への使用をしたとき」には、5万円以下の過料に処されます。適正な補助金の使用をよろしくお願いいたします。

4. 書類の保管について

補助金の交付を受けた団体は、補助金に係る事業の収支を明らかにした会計帳簿、領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければなりません。また、必要に応じて区役所から提示を求める場合があります。

 令和8(2026)年度の会計帳簿・領収書等は2031年度までの保存が必要です。

3. 実績報告書記入のポイント

町の防災組織活動費補助金実績報告書記入例

第6号様式（町の防災組織活動費補助金交付要綱第12条）
（報告先）
区 長

〇〇年〇〇月〇〇日

団体名	港町自治会
所在地	〒 231 - 0017 中区港町1-1ハイツ港町4号棟205号
代表者	花子
TEL	2011 (671) 3456
E-MAIL	XXXXXXXX XXXXX@XXXX.co.jp

① 団体名は正確に記入しましょう

③ 事業実績報告書、収支決算書は必ず総会等で承認を得てください。

② 捺印は不要です!!

⚠ 訂正がある場合は代表者の印で、訂正箇所捺印をお願いします。

年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書

年度の防災活動を次のとおり報告します。

実績報告（〇〇年1月～〇〇年3月31日）

事業実績報告書及び収支決算書の総会等での承認 ※チェックをお願いします。

事業項目	活動内容（※要領参照）	支出金額																
防災訓練	<input checked="" type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練 <input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練 <input checked="" type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練 <input type="checkbox"/> その他（ ）	80,000 (円)																
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/> 講演会 <input type="checkbox"/> 研修・講習会 <input type="checkbox"/> 見学会 <input type="checkbox"/> その他（ ）																	
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/> 防災マニュアル <input checked="" type="checkbox"/> 防災マップ <input checked="" type="checkbox"/> 防災啓発チラシ <input type="checkbox"/> その他（ ）	2,500 (円)																
食料・資機材等の購入	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>数量</th> <th>品目</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水缶詰</td> <td>50箱</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ストロトおおかゆ</td> <td>500食</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヘルメット</td> <td>50個</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品目	数量	品目	数量	水缶詰	50箱			ストロトおおかゆ	500食			ヘルメット	50個			127,500 (円)
品目	数量	品目	数量															
水缶詰	50箱																	
ストロトおおかゆ	500食																	
ヘルメット	50個																	
その他																		

④ 実施した活動にしっかりとチェックしましょう!!

⚠ 添付書類の事業報告書等と整合をとってください。

⑤ 10万円は超えていませんか？

⚠ 1件10万円以上の支出においては、領収書の添付が必須になります。その他の領収書についても5年間大切に保管をお願いします。※20ページ以降を参照

※1件10万円を超える支出がある場合、領収書の添付が必須ですのでご注意ください。

(b) 支出合計金額 190,000 円

年度交付額 (a)	支出合計金額 (b)	(a)-(b) 差引
160,000 円	190,000 円	-30,000 円

※ 使用されなかった交付金は返還していただくことになります。
※ 前年度に交付を受けた団体は必ず提出してください。
受付番号

⑥ 補助対象外の用途に支出していないか確認しましょう!!

⚠ 補助金支給対象外の用途に使用されている場合には、確認の上、該当額を差し引いて報告とさせていただきます。ご了承ください。

⑦ 「(a) 前年度交付額」、「(b) 支出額合計」が正確に記入されていますか？

⚠ 添付書類の収支決算書に計上されている金額との整合をとってください。

収支決算書及び事業実績報告書との整合

区名		整理番号
○△年度 収支決算書		
○会計年度 自 ○△年4月1日～至 ○◇年3月31日		
津町自治会		
収入の部		摘要
項目	決算額	
1 会費	1,266,000	250 円 × 422 世帯 × 12 か月 (参考: 総会費料 12 パーセント、会費会員422世帯、会費免除会員4世帯)
地域活動推進費	298,200	次の入部を比較して低い方の金額が補助金額となります。 A 700 円 × 加入世帯数 438 世帯 (会費会員+減免会員) B 活動費(事務費+事業費) 1,544,840 円の3分の1(10円未満切捨て)
防犯灯維持管理費補助金	26,400	防犯灯 12 灯 × 2,200 円
町の防災組織活動費補助金	160,000	160 円 × 1,000 世帯
収入合計	2,141,364	

ポイント

- 報告書 「(a)前年度交付金額」 = 収支決算書 収入の部 町の防災組織活動費補助金
 - 報告書 「(b)支出合計金額」 = 収支決算書 支出の部 町の防災組織活動費
- となります。

支出の部		摘要
項目	決算額	
1 会議費	80,000	80,000 円
2 事務費	65,000	電気料 40,000 円 消耗品代 19,000 円 電話代 10,000 円 備品代 5,000 円
3 人件費	60,000	アルバイト費 60,000 円
4 会館(会場)借上料	0	0 円
5 会館光熱水費	160,000	町内会館電気代 70,000 円 町内会館ガス代 50,000 円 町内会館水道代 40,000 円
6 会館修繕費	150,000	町内会館修繕費 150,000 円
7 その他	70,000	会館修繕材料費 50,000 円 火災保険料 20,000 円
事務費 小計 ①	585,000	
1 環境事業費	100,000	町内清掃活動 100,000 円
2 安全・安心環境づくり事業費	129,840	交通安全活動費 30,000 円 防災訓練準備費 68,000 円 防災-防災活動 31,840 円
3 社会教育事業費	120,000	○○施設見学 70,000 円 子供会活動費 50,000 円
支出合計 ③+④+⑤	2,141,364	

収入の部

防犯灯維持管理費補助金	26,400	防犯灯 12 灯 × 2,200 円
町の防災組織活動費補助金	160,000	160 円 × 1,000 世帯

報告書の「(a)前年度交付金額」と同額か確認をお願いします!!

⚠ ここには、実際に当該年度に交付された金額を記載してください。

支出の部

1 防犯灯維持管理費	49,000	防犯灯の電気代 19,000 円 防犯灯の維持・点検・修繕 30,000 円
2 町の防災組織活動費	190,000	防災訓練準備費 60,000 円 防災資機材購入 127,500 円 チェラン等作成費 2,500 円
3		

報告書の内容と齟齬のないようにしてください。

⚠ 前年度の交付額を超える金額を記載しても構いませんが、報告書の「(b)支出合計金額」と一致させてください。また、内訳を記載する場合、報告書の内容と齟齬がないようにして下さい。

○△ 年度事業実績報告書

港町自治会

事業実施年月	活動内容・場所・参加人数 等
○△年	さくらまつり
4月	日時：4月6日 午前10時～ 場所：第2公園 参加者：約250名 内容：みなと危機管理小学校による吹奏楽演奏、フリーマーケット 他 第1回班長会（21日。○○について、△△報告） 定期清掃（25日）
5月	こどもフェスティバル 日時：5月5日 午前10時～ 場所：みなと危機管理小グラウンド 参加者：80名 決算総会（23日） 定期清掃（25日）
6月	防災訓練 日時：6月20日 午後1時～ 場所：第2公園 参加者：40名 第2回班長会（21日。こどもフェスティバル決算等報告 他） 定期清掃（25日）
7月	防犯パトロール（20日～25日） 定期清掃（25日）
8月	夏祭り 日時：8月8日 午後5時～ 場所：○○ 参加者：約200名 第3回班長会（21日。夏祭り反省会、敬老祝賀会について） 定期清掃（25日）
9月	敬老祝賀会 日時：9月15日 午後3時～ 場所：○○会館 参加者：約40名 定期清掃（25日）
10月	いも煮会 日時：10月20日 午後12時～ 場所：○○ 参加者：約150名 第4回班長会（21日。防犯パトロール、クリスマス会について） 定期清掃（25日）
11月	定期清掃（25日）
12月	クリスマス会 日時：12月23日 午後3時～ 場所：○○小学校 参加者：約50名 定期清掃（25日） 防犯パトロール（20日～31日）
○◇年	餅つき大会 日時：1月6日 午前10時～ 場所：○○小学校 参加者：約80名
1月	地域防災拠点防災訓練（17日 みなと危機管理小学校グラウンド 参加者25名） 定期清掃（25日）
2月	第5回班長会（21日、来年度予算案について） 定期清掃（25日）
3月	予算総会（21日） 定期清掃（25日）



**報告書でチェックのある活動が
事業実績報告書にしっかりと反映されているか確認しましょう!!**

報告書に右のようにチェックがついていたら、自治会の防災訓練、地域防災拠点等の訓練の実績が事業実績報告書には載ってなければなりません。記述がない場合には、実施日、実施場所を確認のうえ補記していただきます。

また、実績の報告ですので、実施した日付・場所等の情報は必ず確認してください。

報告書抜粋

<input checked="" type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練	<input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練
<input checked="" type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練	
<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 講演会	<input type="checkbox"/> 研修・講習会
<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 見学会



収支決算書と事業実績報告書は必ず総会等で承認を得てください。

4. 領収書について

1. 提出

補助金の交付を受けた者(補助事業者)は事業終了後(通常は年度終了後)に「横浜市補助金等の交付に関する規則」第14条第1項の規定により、

- ①実績報告書
- ②決算書
- ③領収書 などの提出が義務付けられています。

つまり、領収書は添付が原則です!!

ただし、同規則第14条第5項第1号の規定により、**1件の金額が10万円未満**のものに係る領収書は区役所への提出を**省略**することができます。

⚠️ この場合の1件とは？・・・1件とは1契約であり1契約内の1品目ではない。

例)



① 全て別々の店・時期に購入

1契約ごと10万円未満であるため、
領収書の添付は不要

② 同じ店・カタログ等で同時購入

それぞれの品目は10万円未満だが、
総額が10万円以上であるため、

領収書の添付が必要!!

①別々に購入



領 収 書		No. 〇〇〇〇
港町自治会 様		
¥ 25,000.-		
税抜金額 -- 23,810		消費税5% -- 1,190
上記正に領収いたしました。 但 水代として		
収入 印紙	〒231-0017 横浜市中区港町1-△〇-55 御水缶詰どバレッジ株式会社 代表取締役 御水 好子	



領 収 書		No. 〇〇〇〇
港町自治会 様		
¥ 60,000.-		
税抜金額 -- 57,142		消費税5% -- 2,858
上記正に領収いたしました。 但 缶詰・缶入り保存パン代として		
収入 印紙	〒221-0017 横浜市神奈川区白幡西町4-△〇-3 有限会社 横浜ばん 代表取締役 小麦 遼郎	



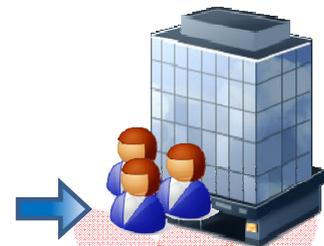
領 収 書		No. 〇〇〇〇
港町自治会 様		
¥ 37,500.-		
税抜金額 -- 35,714		消費税5% -- 1,786
上記正に領収いたしました。 但 ヘルメット代として		
収入 印紙	〒246-0022 横浜市瀬谷区三ツ境5-△〇-209 株式会社 アタマ安全 代表取締役 重玉 麗	

それぞれは10万円未満
であるため、提出の必要
はありません。

②一括購入



領 収 書		No. 〇〇〇〇
港町自治会 様		
¥ 122,500.-		
税抜金額 -- 116,666		消費税5% -- 5,834
上記正に領収いたしました。 但 水缶・缶詰・缶入り保存パン・ヘルメット代として		
収入 印紙	〒221-0013 横浜市神奈川区新子安1-△〇-55 株式会社 危機防災何でも屋 代表取締役 危機 四朗	



1件の金額が10万円以上
であるため、領収書の写
しを区役所に提出します。

2. 保管

領収書は、金額の大小にかかわらず5年間保管しなければなりません。
そのうち、1件10万円以上の領収書は提出が必要です。
また必要に応じて区役所から提示を求める場合があります。

5. Q&A集（報告書編）

Q 報告書に捺印は必要ですか？

A 申請書は代表者名の自筆または記名（ゴム印、Word打ち等）であれば、捺印の必要はありません。
ただし、申請書に訂正が必要な場合には、**訂正箇所に代表者の印**が必要になりますのでご注意ください。

Q（報告書に訂正がある場合に）捺印する際の印鑑は何を捺せばいいのか。

A 代表者の私印か〇〇代表者印（〇〇会長印）の捺印をお願いします。
代表者以外の私印（会計担当者等）や、自治会・町内会等の団体印では書類を受理できませんので、ご注意ください。なお、請求書の印鑑と同じ印鑑である必要はありません。



Q 前年度と今年度で会長が変わった。報告書の名前はどのようにするのか。

A 現会長の名前で提出してください。

Q 「その他」には何を書けばいいの？

A 報告書の事業項目に印字されていない防災に関する活動等がございましたらご記入ください。

Q 例えば、乾パン、水缶、ヘルメットの3つを購入したら金額が10万円以上となった。領収書は必要か。

A
まず、乾パン、水缶、ヘルメットをまとめて1契約として1つの業者から買った場合には、領収書は必要になります。
次に、乾パンは乾パン（4万円）、水缶は水缶（6万円）、ヘルメットはヘルメット（4万円）とそれぞれ別々に購入し、購入金額の和が10万円以上となった場合には、領収書の添付は必要ありません。
ただし、補助金を充てた支出の領収書は10万円未満のものについても**5年間は大切に保管**することとなっています。必要な場合には提示していただく場合もございますので、大切に保管してください。

Q 報告書に添付する領収書は写しでいいのか。

A 領収書は写しを提出し、原本はご自身で保管してください。

Q 提出先はどこ？

A お住まいの区の区役所総務課にお願いします。（連絡先等については次ページをご覧ください。）

Q 提出の期限は？

A **提出期限は6月30日です。**

ご協力よろしくお願いたします。

区役所	郵便番号	所在地	電話番号
鶴見区総務課	230-0051	鶴見区鶴見中央 3-20-1	(510) 1656(直通)
神奈川区総務課	221-0824	神奈川区広台太田町 3-8	(411) 7004(直通)
西区総務課	220-0051	西区中央 1-5-10	(320) 8310(直通)
中区総務課	231-0021	中区日本大通 35	(224) 8112(直通)
南区総務課	232-0024	南区浦舟町 2-33	(341) 1225(直通)
港南区総務課	233-0003	港南区港南 4-2-10	(847) 8315(直通)
保土ヶ谷区総務課	240-0001	保土ヶ谷区川辺町 2-9	(334) 6203(直通)
旭区総務課	241-0022	旭区鶴ヶ峰 1-4-12	(954) 6007(直通)
磯子区総務課	235-0016	磯子区磯子 3-5-1	(750) 2312(直通)
金沢区総務課	236-0021	金沢区泥亀 2-9-1	(788) 7706(直通)
港北区総務課	222-0032	港北区大豆戸町 26-1	(540) 2206(直通)
緑区総務課	226-0013	緑区寺山町 118	(930) 2208(直通)
青葉区総務課	225-0024	青葉区市ヶ尾町 31-4	(978) 2213(直通)
都筑区総務課	224-0032	都筑区茅ヶ崎中央 32-1	(948) 2212(直通)
戸塚区総務課	244-0003	戸塚区戸塚町 16-17	(866) 8307(直通)
栄区総務課	247-0005	栄区桂町 303-19	(894) 8312(直通)
泉区総務課	245-0024	泉区和泉中央北 5-1-1	(800) 2309(直通)
瀬谷区総務課	246-0021	瀬谷区二ツ橋町 190	(367) 5611(直通)

お住まいの区の総務課へ提出してください。

総務局地域防災課	(671) 2011
----------	------------

（申請先）

鶴見区長

年 月 日

団体名			
所在地	〒	-	
代表者名			
	TEL	()
担当者			
	TEL	()
メールアドレス			

令和8年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書

令和8年度町の防災組織活動費の補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び町の防災組織活動費補助金交付要綱を遵守します。

事業計画書及び収支予算書の総会等での承認 <input type="checkbox"/> ※チェックをお願いします。					
A 申請世帯数				世帯（4月1日現在）	
※申請世帯数は広報配布部数を上限とします。					
B 申請金額		A × 160円 =		円	
支出内訳【実施計画（令和8年4月～令和9年3月実施事業）】					
事業項目	活動内容（複数選択可）				支出金額
防災訓練	<input type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練 <input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練				
	<input type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練				
	<input type="checkbox"/> その他（ ）				
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/> 講演会 <input type="checkbox"/> 研修・講習会 <input type="checkbox"/> 見学会				
	<input type="checkbox"/> その他（ ）				
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/> 防災マニュアル <input type="checkbox"/> 防災マップ <input type="checkbox"/> 防災啓発チラシ				
	<input type="checkbox"/> その他（ ）				
食料・資機材等の購入	品目	数量	品目	数量	
その他					
支出額合計					円

↓↓↓ 区役所記入欄です。自治会・町内会等では記入しないでください。 ↓↓↓

申請世帯数		区確認世帯数		交付世帯数	
受付番号				交付予定金額	

（報告先）

鶴見区長

年 月 日

団体名			
所在地	〒	-	
代表者名			
	TEL	()
担当者			
	TEL	()
メールアドレス			

令和7年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書

令和7年度の防災活動を次のとおり報告します。

実績報告（令和7年4月～令和8年3月実施分）

事業実績報告書及び収支決算書の総会等での承認 <input type="checkbox"/> ※チェックをお願いします。					
事業項目	活動内容（複数選択可）				支出金額
防災訓練	<input type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練 <input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練				
	<input type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練				
	<input type="checkbox"/> その他（ ）				
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/> 講演会 <input type="checkbox"/> 研修・講習会 <input type="checkbox"/> 見学会				
	<input type="checkbox"/> その他（ ）				
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/> 防災マニュアル <input type="checkbox"/> 防災マップ <input type="checkbox"/> 防災啓発チラシ				
	<input type="checkbox"/> その他（ ）				
食料・資機材等の購入	品目	数量	品目	数量	
その他					

※1件10万円を超える支出がある場合、領収書の添付が必須ですのでご注意ください。

(b) 支出合計金額	円
------------	---

令和7年度交付額 (a)	支出合計金額 (b)	(a)-(b) 差引
円	円	円

※ 使用されなかった交付金は返還していただくことになります。

※ 前年度に交付を受けた団体は必ず提出してください。

受付番号

各地区自治連合会会長各位
自治会町内会会長各位

鶴見区明るい選挙推進協議会
会長 新田 弘子

令和7年度鶴見区「明るい選挙啓発標語コンクール」
入賞・入選作品の掲示について（依頼）

早春の候 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より選挙啓発の取組に御協力いただき誠にありがとうございます。

この度、令和7年11月から令和8年1月まで、区内小中学生を対象に、選挙に関する啓発標語を募集したところ、1,445作品の御応募をいただき、審査の結果、18作品が入賞・入選作品に選ばれました。

つきましては、受賞作品を広く周知し、より多くの方に選挙に対する理解を深めていただくため、各自治会・町内会の掲示板にて別添掲示用ポスターを掲示してくださいますようお願いいたします。

御多忙のところ恐縮ではありますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

1 掲示用ポスターの配送について

鶴見区地域振興課配送ルートにより各自治会・町内会へと配送いたします。

発送予定日：令和8年3月24日（火）

2 資料

令和7年度鶴見区「明るい選挙啓発標語コンクール」入賞・入選作品
（掲示用ポスター）

（担当）鶴見区明るい選挙推進協議会事務局
（鶴見区総務課統計選挙係）

内山・杉本

電 話 5 1 0 - 1 6 6 0

F A X 5 1 0 - 1 8 8 9

令和7年度鶴見区

「明るい選挙啓発標語コンクール」入賞・入選作品

鶴見区明るい選挙推進協議会では、政治・選挙に関心をもってもらうきっかけづくりの一つとして、区内市立小中学生を対象に標語コンクールを実施しています。令和7年度に御応募いただいた1,445作品の中から、入賞・入選作品に選ばれた18作品を御紹介します。

最優秀賞

つくろうよ 選挙へ行って 明るい鶴見を

市場小学校6年生

鶴見区明るい選挙推進協議会 会長賞

投票で 鶴見の未来 よくしよう

鶴見小学校6年生

鶴見区明るい選挙推進協議会 副会長賞

みんなの一票 未来につながる 自分たち
選挙に行こう 自分の一票 みんなのために

市場小学校6年生

鶴見小学校6年生

鶴見区選挙管理委員会 委員長賞

選挙へ行こう 鶴見を変えよう 変えられるのはあなた次第

潮田中学校3年生

鶴見区長賞

その一票が あなたの未来を動かすスイッチになる

鶴見中学校3年生

入選

意味がない そう思わずに 投票へ
わたしたち 一人一人の投票が 国を動かす力になる
思いを伝える 私が作る 日本の未来
この選挙 みんなが投票すればもっと素敵な街になる
鶴見区の あなたの票で 良い街に
君が選ぶ 皆が選ぶ 日本作り
変わらない鶴見の過去 変えられる鶴見の未来 そのために今行こう！

寺尾小学校6年生

鶴見小学校5年生

潮田中学校3年生

鶴見中学校3年生

鶴見中学校3年生

潮田小学校5年生

選挙に行って 素敵な未来が 私の意見
たったの一人の一票が 鶴見の未来の 大事な一橋
小さな一票が 鶴見の未来を明るく染める
こどもらの 思いを背負って さあ一票！
あなた一票 明るく変えるよ 未来の鶴見区

鶴見中学校3年生

鶴見中学校3年生

市場小学校6年生

潮田中学校3年生

鶴見中学校3年生

潮田小学校5年生

第 5 期鶴見区地域福祉保健計画（鶴見・あいねっと）の策定について

横浜市では、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、公的機関（行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザ等）が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支えあいの仕組みづくりを進めることを目的とし、地域福祉保健計画を策定・推進しています。

鶴見区においても、地域の皆さまや関係機関で協働して計画策定を進めた結果、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間を計画期間とする第 5 期鶴見区地域福祉保健計画（鶴見・あいねっと）がまとまりましたので、ご報告いたします。

1 策定までの経過

- (1) 福祉関係団体の代表者等による策定検討会（策定検討プロジェクト）及び推進委員会の開催

- ・策定検討プロジェクト
令和 6 年 10 月～令和 7 年 12 月 全 4 回
- ・鶴見・あいねっと推進委員会
令和 6 年 7 月～令和 8 年 1 月 全 4 回

- (2) 区民アンケートの実施

- ・調査期間：令和 6 年 8～9 月
- ・調査票発送数：2,000 件 回収数：804 件
回収率 40.2%

- (3) 計画素案への区民意見募集…[別紙 1](#)

- ・実施期間 令和 7 年 10 月 20 日～11 月 20 日
- ・意見総数 総計 39 件（区民 31 人からの意見 39 件）



2 第 5 期計画の特徴

基本理念「たすけあい・支えあい・人と人とのネットワーク」は継承しながらも、新たにめざす姿『誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域を「みんな」で作る』を明示。

また、マスコットキャラクター「あいねっとちゃん」を前面に押し出した親しみのあるデザインにより、若い世代をはじめ、より多くの方に福祉保健計画を身近に感じてもらうことを狙いとしている。

3 主な周知方法

- (1) 鶴見・あいねっと推進フォーラムの開催（3月20日）
- (2) PR 動画の公開（区ウェブサイト）
- (3) 区役所、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会等にて本編冊子及びコンパクト版の配布
- (4) 区連会等、関係団体への情報提供
- (5) 広報よこはま鶴見区版 5 月号への掲載

第5期鶴見区地域福祉保健計画（鶴見・あいねっと）区（全体）計画 素案に関する区民意見募集の実施結果（概要）について

鶴見区では、第5期鶴見区地域福祉保健計画（鶴見・あいねっと）の策定にあたり、素案に関する区民意見募集を実施しました。結果の概要をまとめましたので御報告いたします。

1 実施概要

(1) 実施期間

令和7年10月20日（月）から11月20日（木）まで

(2) 周知方法

ア 素案の配布

鶴見区役所福祉保健課（2階11番窓口）、鶴見区社会福祉協議会及び区内地域ケアプラザ・地区センター・コミュニティハウスなど

イ 関係団体等への情報提供

区自治連合会、区民生委員児童委員協議会、区保健活動推進委員会、区社会福祉協議会会員等

ウ 広報よこはま鶴見区版11月号、区ホームページへの掲載、横浜市公式LINEでの発信（配信対象地域「鶴見区」を選択された方向け）等

2 実施結果

(1) 意見総数

総計39件（区民等31人からの意見39件）

(2) 項目別意見数

目 的	意見数
計画全体に関すること	3件
「データで見る鶴見」について	2件
「鶴見・あいねっとの方向性」について	2件
推進の柱①「多様な人や団体が参加し、つながっている地域」について	4件
推進の柱②「困ったときにお互いに気づき、助けあえ、支援が届く地域」について	2件
推進の柱③「心も体も健やかでいられる地域」について	12件
地区別計画について ※素案時点では概要のみを掲載。各地区別計画は未掲載	2件
鶴見・あいねっとの策定経過	1件
コラムについて	5件
その他	6件

(3) 対応分類別意見数

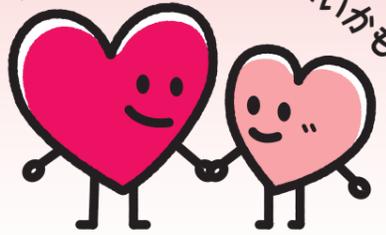
対応分類	意見数
計画案に反映するもの	14件
ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、または賛同いただいたもの	7件
計画の推進の参考とさせていただくもの	12件
その他ご質問など	6件

つるみ 鶴見・あいねっと

たすけあい・支えあい・人と人のネットワーク

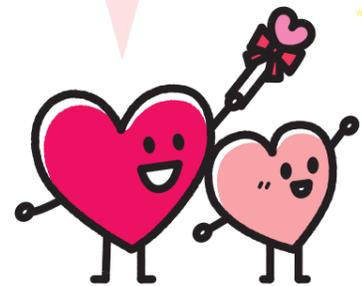
つるみで幸せに暮らすためのガイドブック

つながるってちょっといいかも



第5期 **鶴見・あいねっと** ってなあに？

だれもが安心して、自分らしくすこやかにくらせるまちを、「みんな」で作っていくことをめざしているよ。
「たすけあい・支えあい・人と人のネットワーク」という意味がこめられているんだ。



マスコットキャラクター・あいねっとちゃん

てと
手に取ってくれたあなたも
なかま
仲間だよ！

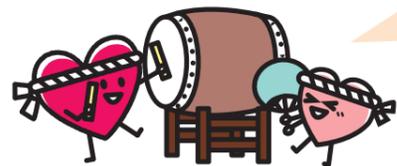
鶴見・あいねっとの取組をのぞいてみよう

この3つの柱からできているんだって！ **つながり** **たすけあい** **すこやか**

つながり みんなが参加して、つながっているまち。

例えばこんなこと

- ・まちの行事にいてみよう。
- ・まちの情報をさがしてみよう。
(掲示板やSNSなど)
- ・防災訓練に参加してみよう。



ぎょうじへのさんかや おてつだい

みんなでさんかすれば
もっとたのしいね！

みんなでアイデアを
だしあおう！

こんなまちに
していきたいね



ちいさのみんなではなしあい

あいねっとちゃん
とはしんゆうだからね。



ワックンも
おうえんしているよ

つるみくマスコット・ワックン

たすけあい 困っている人に気づいて、たすけあえるまち。

例えばこんなこと

- ・いつものあいさつに「プラスのひとこと」をつけてみよう。
- ・こまっているひとの合図をキャッチしよう。
- ・こまりごとをまわりのひとに相談してみよう。



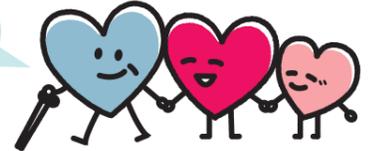
おたがいさまの かんけいづくり

こまったときは
おたがいさまだね



ひごろからの こえのかけあい

たすけじょうず・
たすけられじょうず
になりたいな♪



ちがいをりかいし みとめあう

すこやか こころもからだも、元気にすごせるまち。

例えばこんなこと

- ・早寝早起きを試してみよう。
- ・いまより「10分」多くからだを動かしてみよう。
- ・疲れたときはこころとからだをしっかりと休めよう。

よくねて、
よくたべて…



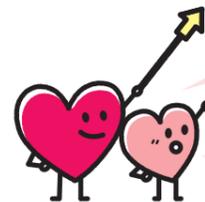
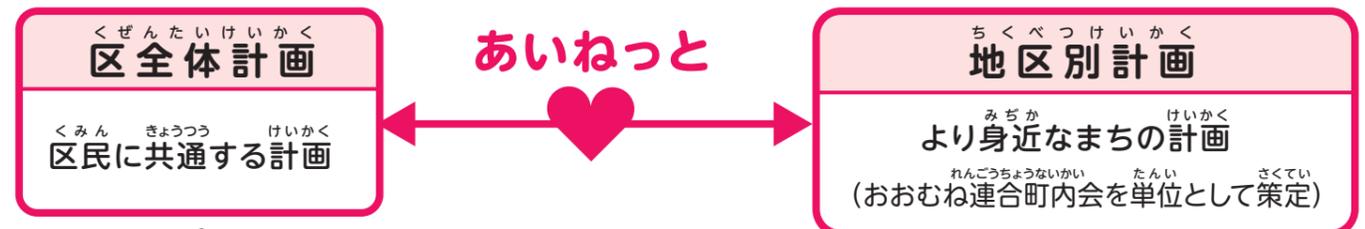
きそくたのしいせいかつ



好きなことを
たのしもう！

なかまといっしょに いばしょでかつどう

あいねっとは、区全体計画と地区別計画からできています



2つのけいかくはとってもなかよし♪
めざしているほうこうはいっしょだよ☆

もっと知りたい!とおもって
くれたひとはこちらをみてね



「鶴見・あいねっと」の冊子には、あいねっとちゃんのプロフィールや、計画のくわしい内容がのっているよ。区役所や区社会福祉協議会、地域ケアプラザにおいてあるから、よんでみてね。

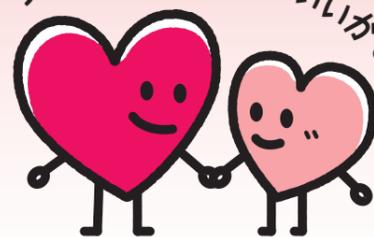
鶴見 あいねっと 検索

つるみ 鶴見・あいねっと

たすけあい・支えあい・人と人のネットワーク

つるみで幸せに暮らすためのガイドブック

つながるってちょっといいかも



～この冊子を手にとったみなさまへ～

鶴見区には、いろいろな人が暮らしています。その中には、悩みごとや困りごとを抱えている人もいます。家族や友人に相談できる人もいれば、できない人もいるかもしれません。

日ごろからのつながりを通して、お互いに困りごとに気づき、必要な支援が届けられれば、誰もが安心して自分らしく暮らしていくことができますね。生き生きと活動できる場で、心や体を健やかに保つことも、大切にしていきたいですね。

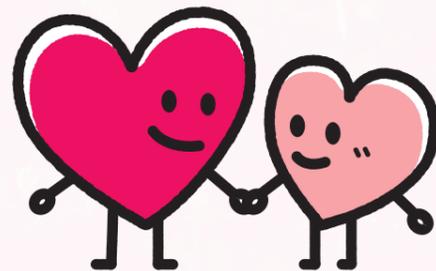
「鶴見・あいねっと」は、そうした思いをもとに、みなさん一人ひとりができることをまとめた計画です。まずは、「これならできそう」と思えることから、少しずつ始めてみませんか？



「鶴見区地域福祉保健計画」とは

鶴見区地域福祉保健計画（鶴見・あいねっと）は、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、区民の皆さま、事業者、公的機関等が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支えあいの仕組みづくりを進めることを目的とした計画です。第5期計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度の5年間です。

「あいねっと」は計画の愛称で、公募で名づけられたんだよ。



「たすけあい・支えあい・人と人のネットワーク」の意味が込められているんだよ。

あいねっとちゃんの紹介



名前

ふたりあわせて
あいねっとちゃん
「あいちゃん」と「ねっとちゃん」
じゃないよ



誕生日

平成17年
第1期計画から登場しています

性格

おっとり、のんびり
でもお祭りになると急に
テンションが上がるよ

特技

地域みんなをつなぐこと



好きなこと

- ・みんなとお話すること
- ・三ツ池公園の芝生や鶴見川の河原でお昼寝すること
- ・こどもと遊ぶこと



なかま

鶴見のみんながなかま。
鶴見区マスコット「ワックン」も親友だよ！
ともに鶴見のまちづくりを盛り上げているよ♪



メッセージ

みんながつながって、なかまになろう！

- はじめに 1
- あいねっとちゃんの紹介 2

1章 データで見る鶴見

- 鶴見区ってどんなまち? 5
- あいねっとちゃんの主観で語るつるみ区 6

2章 第5期 鶴見・あいねっとの方向性

- 「鶴見・あいねっと」とは 7
- 「鶴見・あいねっと」の構成 7

3章 区全体計画

柱Ⅰ つながり 9

～多様な人や団体が参加し、つながっている地域～

柱Ⅱ たすけあい 15

～困ったときにお互いに気づき、助けあえ、支援が届く地域～

柱Ⅲ すこやか 23

～心も体も健やかでいられる地域～

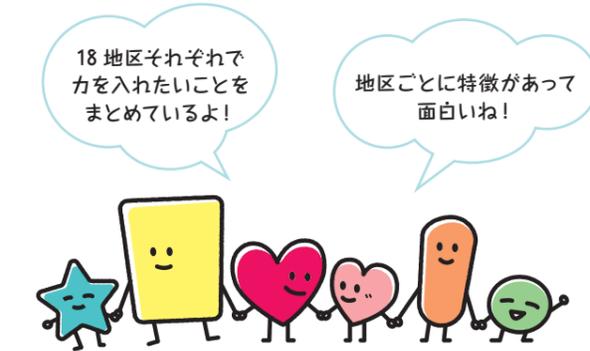
- 第5期計画の評価指標 27
- 市計画との関係 28



4章 地区別計画

- 地区別計画とは 29
- 各地区の地区別計画

矢向 31	市場 33
市場第二 35	鶴見中央 37
潮田中央 39	潮田東部 41
潮見橋 43	潮田西部 45
小野町 47	生麦第一 49
生麦第二 51	豊岡 53
寺尾 55	寺尾第二 57
駒岡 59	上末吉 61
下末吉 63	江ヶ崎 65



5章 第5期 鶴見・あいねっとの策定経過

- 第4期計画の振り返り 67
- 第5期計画に向けて 68

資料編

- 鶴見・あいねっと推進委員会委員等の団体紹介 69
- 鶴見・あいねっと推進委員会委員等 名簿 72
- 区民アンケート調査結果 73
- 相談先一覧 75

コラムテーマ一覧

鶴見区で実施されている様々な取組を5つのカテゴリー別にわかりやすく紹介しています

交流

地域でちょっとしたつながりを感じたい方へ

- 地域がつながるってどんなこと?? 9
- 地域のさまざまな団体が参画し、強みを生かしたつながりのあるまちへ 12
- 買い物支援と外出のきっかけづくり 14
- 外出が難しい地域での移動支援の取組 14
- あいさつ+ひとことで、周りの人と顔の見える関係を築いていこう 15
- 居場所が育む大きなつながり 24
- 健康づくりは"誰かと一緒に"が合言葉 24
- 地域活動の仲間を増やす工夫 30

支援

困ったときに頼れる場所を探している方へ

- 障害児・者とその家族が地域で生き生きと生活できる環境づくり 19
- 明るい社会をめざして...「社会を明るくする運動」 20
- 介護に関する課題のある方への支援 21
- 生活困窮者支援の取組 22
- 性的少数者(LGBT)の方等への支援 22
- 犯罪の被害にあわれた方への支援 22

担い手

地域のために一歩踏み出したい方へ

- 新たなチャレンジやつながりを応援する、自分らしくつながる 12
- 認知症であってもなくても地域で自分らしく暮らし続けられるために 17
- 支援者間のネットワークづくり 18
- 誰もがゲートキーパー 25
- ボランティア活動ははじめませんか? 26

子ども

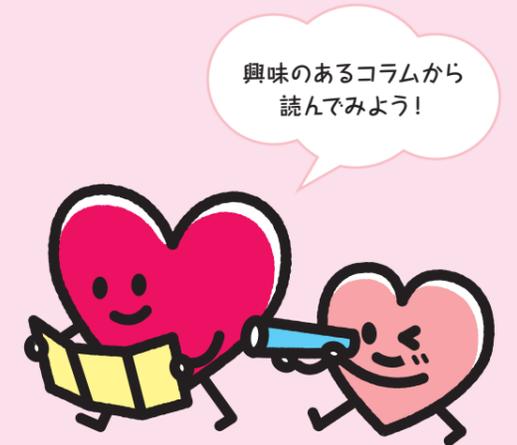
未来を担う子どもたちと、その成長を支える方々へ

- 自分たちのまちを自分たちで 10
- 子どもの居場所の提供を行う関係者のつながりづくり 13
- 放課後の居場所支援、子どもと大人がつながる場 14
- 子育て支援の取組 21
- "元気"のバトンをつなごう 23
- 子どもも大人も、みんなの居場所 24

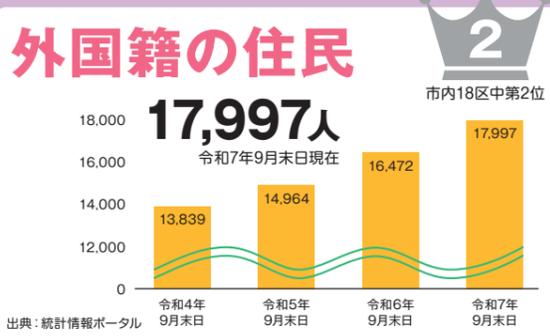
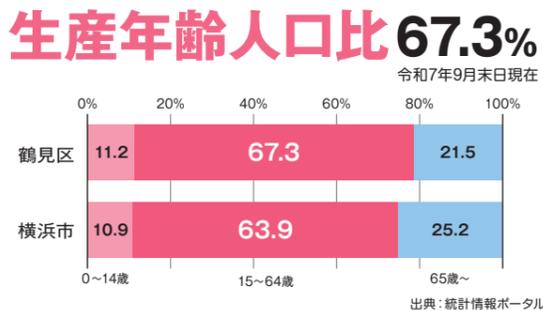
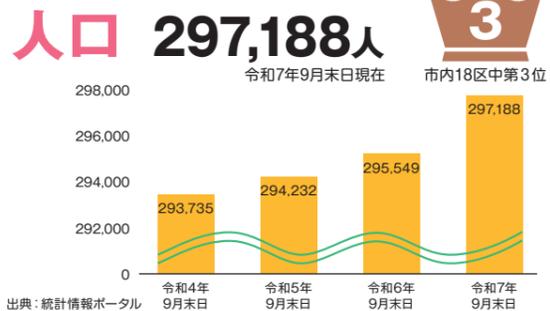
相互理解

様々な人と向き合い理解を深めたい方へ

- 福祉に触れ、学び、関わるきっかけづくり 11
- 担い手不足の解消、企画のアウトソーシング 14
- いろいろな人と交流し、お互いの理解を深めていこう 16
- それぞれの人に合った防災への備えと支え合い 20



データで見る鶴見 鶴見区ってどんなまち？

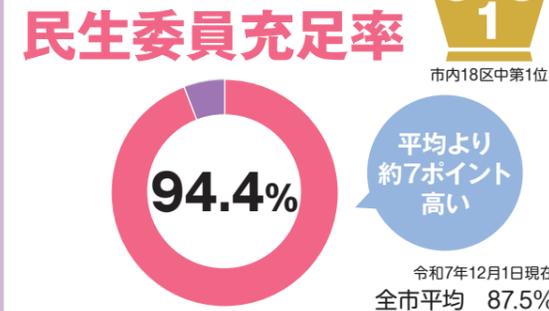


アンケートなどで子どもの意見を聞いている地区 15地区/18地区

令和6年度～令和7年度

あいねっと地区懇談会に子どもが参加している地区 3地区/18地区

令和6年度～令和7年度



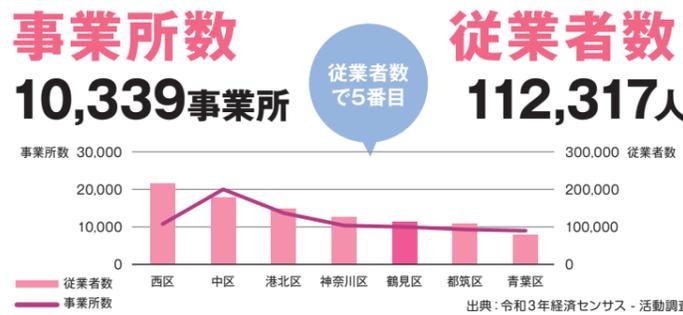
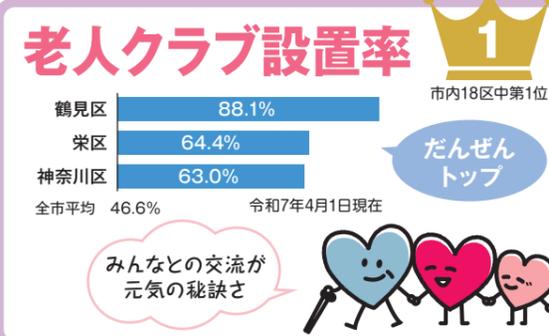
ボランティア団体 登録総数※ 延べ260団体

令和7年9月末日現在

随時参加者募集中!

できることから始めよう!

※区民活動センター・区社協・地域ケアプラザへの登録団体数

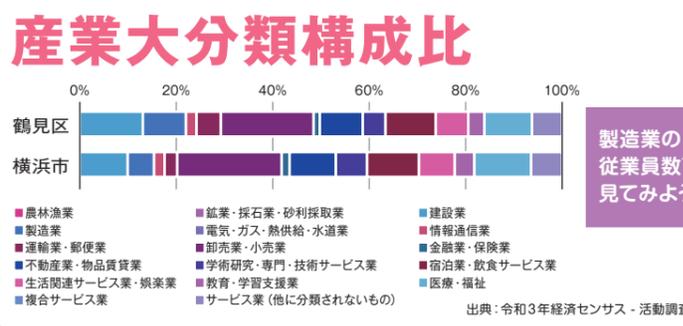
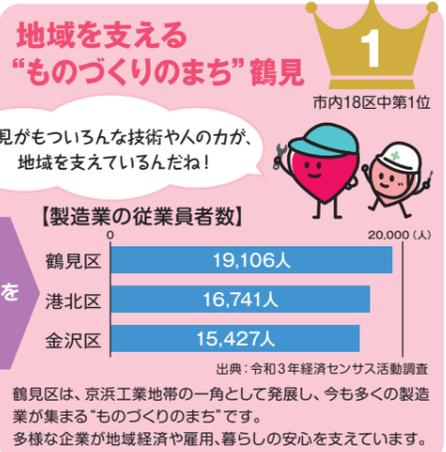


鶴見区の自転車事故発生件数は横浜市18区中ワースト1位...

出典：令和6年横浜市内の交通事故統計

みんな安全に自転車に乗ろう!

ヘルメットも忘れずにね!



主観で語る つるみ区

あいまっちゃん

あくまでも主観だよ!

つるみ区民はとにかくお祭り好き! 1年を通してお祭りのことをよく考えているよ

歴史あるお祭りもたくさんあるよ! 区民まつりだって年2回開催されるよ みんなで盛り上がりよう!

根拠はないけど、ワックンは、区のマスコット認知度No1だと思ってるよ。

鶴見には、歴史的なみどころもいっぱい!

ほっこりするの好きだよ。だから銭湯も愛されてるのかな。

銭湯の数も18区でNo1なんだって。*

※9か所(中区と同数)

歴史と文化が息づくまち

鶴見には、古墳や貝塚など、古代の人々の暮らしや文化を伝える遺跡がたくさんあります。

人面土器

また、中世に築かれた寺尾城の跡地や、幕末の外交事件を記録する生麦事件碑もあります。

さらに、曹洞宗の大本山總持寺は明治44年にこの地に移転。文化財に指定された建物も多数あり、鶴見区は時代を超えて歴史の重みを伝えています。

大本山總持寺

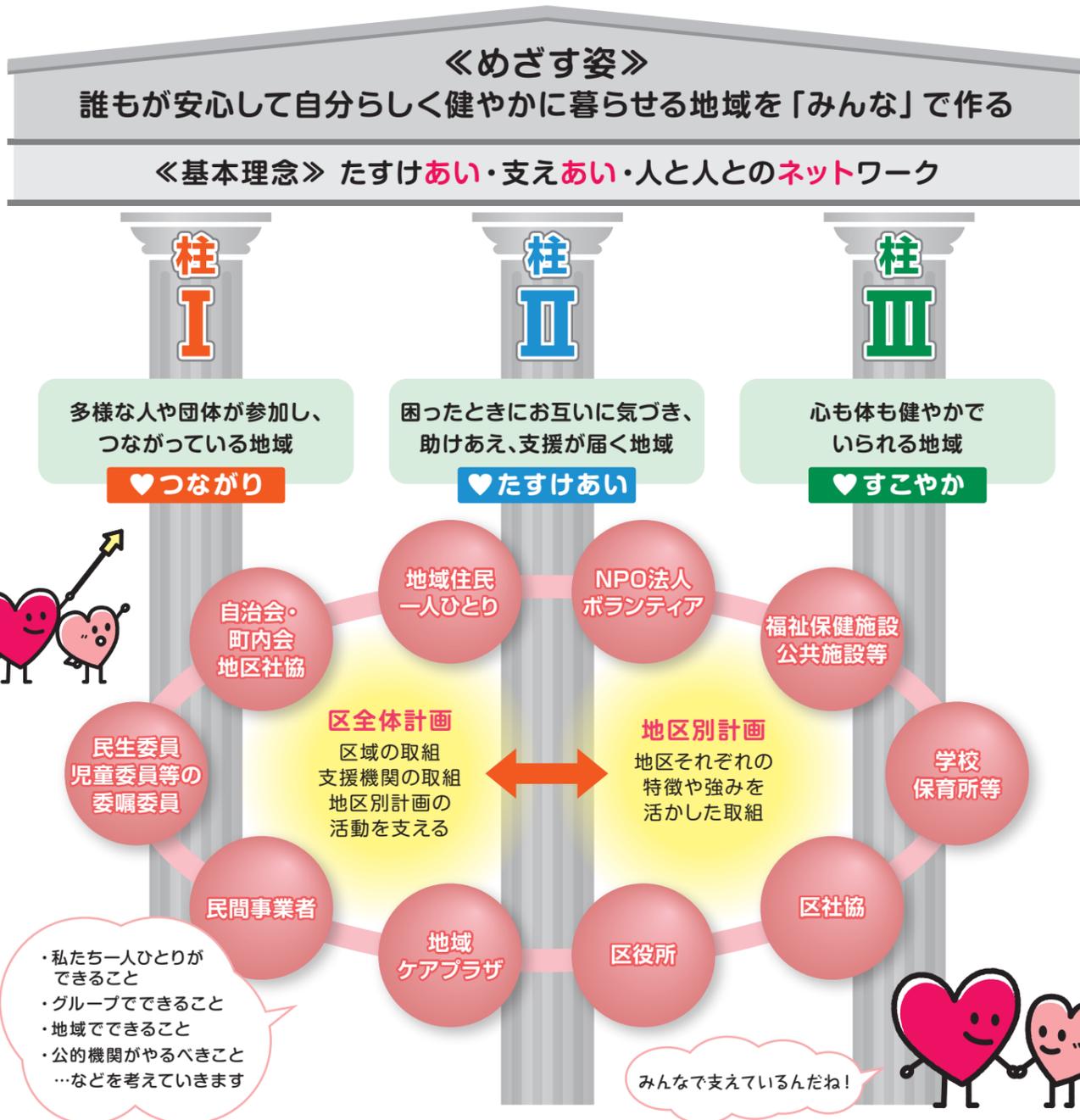
第5期鶴見・あいねっと (鶴見区地域福祉保健計画)の方向性

「鶴見・あいねっと」とは

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域を目指して、住民一人ひとりや地域活動団体、事業者、公的機関などが、それぞれにできることを「みんな」で取り組むための計画です。

「鶴見・あいねっと」の構成

- ・区全域で取り組む「区全体計画」は、「めざす姿」に向かうための3つの「柱」を設定しています。
- ・地区で話し合って策定した18の「地区別計画」は、地域みんなの想いを共有するものになっています。



柱Ⅰ

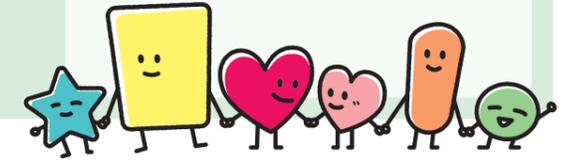
多様な人や団体が参加し、つながっている地域

♡つながり

地域での暮らしは、様々なつながりで成り立っています。
鶴見区には自治会・町内会はもちろん、学校、企業、NPO法人などの多様な団体があります。
その潜在能力を最大限に発揮できるように、これまで以上に様々な分野がつながっている地域を目指します。

【めざす姿】

- 子どもや子育て世代など、あらゆる世代が地域とつながっている
- 福祉の分野を超え、多様な団体同士がそれぞれの強みを生かし協力している
- 地域を支える人材が生まれる土壌がある
- 「つなぎ役」「コーディネート力」がいる・ある
- 新しい交流の形や機会が増えている



柱Ⅱ

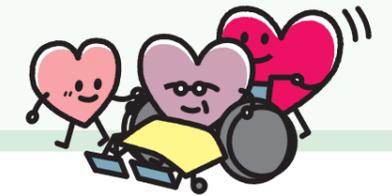
困ったときにお互いに気づき、助けあえ、支援が届く地域

♡たすけあい

困りごとやその背景、必要とする支援は一人ひとり異なります。
相談先がわからない、困っていると言いづらい、そもそも自分が困っているのかわからないこともあります。
日ごろからの見守りと声かけを大切に、住民同士がお互いを理解し、困っているときに気づきあい、必要な支援につながる地域を目指します。

【めざす姿】

- 一人ひとりの多様な背景を相互に理解できる
- 日ごろの見守りから、困っている人に気づき、必要な情報を届けることができる
- 誰もが支える側、支えられる側になるような「お互いさま」の関係がある
- 支援機関や関係団体が連携できている



柱Ⅲ

心も体も健やかでいられる地域

♡すこやか

一生を通して自分らしくいきいきと暮らすためには、一人ひとりが若いころから自身の健康を守る意識を持ち、取り組むことが大切です。
また、人との交流、生きがいや役割が持てる場や機会があることは、心の健やかさにもつながります。
一人ひとりが自ら身体と心の健やかさを保つことができる地域を目指します。

【めざす姿】

- 年齢や障害などに関わらず、その人の状態に合わせて健康づくりの場に参加できる
- 若いころから健康づくりに関われる
- 年齢や障害等に関わらず、ボランティアや地域活動等に参加し、居場所や役割が持てる機会がある



柱

♡つながり

I 多様な人や団体が参加し、つながっている地域

めざす姿

- 子どもや子育て世代など、あらゆる世代が地域とつながっている
- 福祉の分野をこえ、多様な団体同士がそれぞれの強みを生かし協力している
- 地域を支える人材が生まれる土壌がある
- 「つなぎ役」「コーディネート力」がいる・ある
- 新しい交流の形や機会が増えている

鶴見は魅力的な行事がいろいろあるよね～



自分で・家族で

- ・地域に知り合いを増やしてみよう。まずはあいさつから！
- ・自分のやりたいこと、好きなことの情報地域掲示板、口コミ、SNSなどで探してみよう。
- ・防災訓練やお祭りなどの地域行事、地域での居場所・サロンなどに参加してみよう。

掲示板やホームページはいろいろな情報が満載だね



なかまで・地域で

- ・個人同士、団体同士など、お互いの強み弱みを共有して、一緒に取り組めることがないか考えてみよう。
- ・地域行事などについて、新しい人も参加しやすい内容や情報発信を考えてみよう。
- ・つながりが必要そうな人や団体を、他の活動をしている人や団体につなごう。できない時は、つなげるのが得意な人を探してみよう。

地域がつながるってどんなこと??

鶴見・あいねっと推進委員会では、「垣根をこえてつながるまち・鶴見をめざして」について話し合いました。

そもそも「垣根」とは何か？垣根は見えないものや、経済的なもの、子どもの有無、性別、国籍、いろいろな障害による垣根もあるとの話がありました。鶴見には、多様な人々、たくさんの団体・企業・事業所などがいて、様々なつながりが生まれるという強みがあります。

2027年には鶴見区制100周年を迎えます。それに向かって全力でみんなで行きたいことをやれば垣根をこえられるのではないかと声もありました。

つながりたい気持ちを後押しできる人や機会が増えるといいね！



自分たちのまちを自分たちで ～子どもと地域がつながる取組～

子どもたちから地域とつながることは、子どもたちの地域への愛着が芽生え、地域ぐるみで子どもを大切に、育てる風土づくりにつながります。区内の子どもたちの意見を取り入れた取組の一部を紹介します。

「地域と何ができる会？」

寺尾第二地区社会福祉協議会では「子どもの声、思いを直接聞きたい！」と、地域の中学校・小学校の生徒・児童を集め、意見を聞く機会を年に1度設けています。「地域にあったらいい居場所」として「なんでもはなせる、地域が寄りそう」カフェの提案があり、「はな♡そうカフェ」として実現しました。子どもたちの意見を取り入れながら企画・運営を子どもたちと一緒に、様々な世代でにぎわっています。

また、子どもたちと地域住民が一緒に行う「地域清掃」の提案もあり、「Let's Clean Tsurumi! (LCT!）」として実施されました。上の宮中学校の福祉委員会の生徒を中心に、活動の名称や清掃方法を検討。同校生徒だけでなく、小学校の児童、そして地域住民が参加し多世代交流の場となっています。自分たちのまちを自分たちできれいにすることでより地元への愛着が増したとの声も聞かれています。



福祉委員会にて話し合いを行う生徒のみなさん



はな♡そうカフェにてパンケーキをふるまう生徒のみなさん

矢向・江ヶ崎あいさつ運動

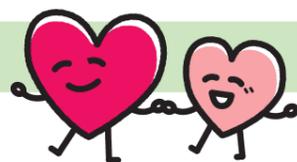
矢向地区社会福祉協議会、江ヶ崎地区社会福祉協議会では毎年、矢向小学校、新鶴見小学校の入学式の日に合わせて、町内会、民生委員、ボランティアとともにあいさつ運動を実施し、あいさつパンフレットを配布しています。あいさつをきっかけに、矢向、江ヶ崎地区の子どもと地域の大人たちが顔見知りになり、つながるきっかけになっています。



小学校前にてあいさつをするみなさん



あいさつ運動パンフレット

▶区役所・区社協・地域ケアプラザで**♥♥ 多様な担い手をつなげる支援をしていきます****共通の支援**

- 地域活動に関する講座、研修を開催し新たな担い手を発掘・育成します。
- 小中高大学と連携し、地域活動に興味を持ってもらえるような取組を行います。
- 自治会町内会、企業、学校、NPO法人、社会福祉法人、保育所など多様な主体と連携して取組を進めることで担い手の輪を広げていきます。

区役所

- 地域の中で様々な活動・団体を結びつけることができる人材を増やしていきます。
- 多様な主体が、様々な生活支援を行う体制づくりや、住民が担い手となる環境づくりを進めます。

区社協

- 自分の得意なこと、できることを生かせるような活動先のコーディネートやボランティア講座を開催します。また、地域活動の担い手と受け手がつながるようコーディネートします。
- 企業や働く世代など、地域とのつながりが持ちにくい人を地域活動につなげます。

地域ケアプラザ

- 地域のニーズに沿った事業を行い、様々な世代の交流を深めます。
- ケアプラザ内の各職種間で連携し、各種団体同士の交流や情報共有等の場・機会を通して、地域の中でつなぎ役となる人材を地域とともに育てていきます。

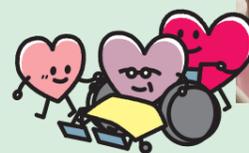
取組例

- 福祉のすそ野や活動の場をひろげる取組
ふくしの体験会、生活お役立ち講座など
- 地域活動の担い手育成の推進
キャラバンメイトによる認知症サポーター養成講座、子育てサポートシステム、区民講座「つるみ MACHI 塾」、生涯学習ボランティアバンク「鶴見人ネット」、鶴見・まちづくりゼミナール
- 包括連携協定を締結した大学との各種事業での連携など

**福祉に触れ、学び、関わるきっかけづくり
～ふくしの体験会～**

鶴見区社会福祉協議会では、子どもから大人まで、幅広い方に福祉に関心を持っていただくために「ふくしの体験会」を開催しています。

(障害のある) 当事者講師による手話講座や視覚障害者の誘導体験、アニマルセラピーなど、体験やふれあいを通して、福祉に触れ、学ぶ機会となっています。



アニマルセラピー
犬のふれあい体験

新たなチャレンジやつながりを応援する、自分らしくつながる

～鶴見・まちづくりゼミナールや企業との連携～

「鶴見・まちづくりゼミナール」や「つるみ MACHI 塾」は、いつまでも住み続けたいまち・鶴見をつくるための体験型講座です。

経験豊富な講師や地域で活躍している先輩たちが、あなたの「何かしたい!」という思いの後押しをしてくれます。また、様々な担い手発掘や育成につながる講座になっています。



講座の中で「イベント開催」の疑似体験の様子

令和4年度の鶴見・まちづくりゼミナール受講生が、研修時に「一人暮らしの高齢者の方達のつながりづくりができないか・・・」という思いをプラン化。令和5年8月に自宅マンションの集会所でコミュニティカフェ「ハイレイズカフェ」を開きました。

一緒にお茶をして共通の関心事を話題にすることで、顔の見える関係からさらに関係性を深めることができています。

鶴見中央地区社協などから資金面の支援、困った時には鶴見中央地域ケアプラザからアドバイス等を受けて、運営を手伝ってくれる住民の輪をつくり、現在まで毎月1回(第4日曜日)のペースで続いています。



ハイレイズカフェにて日々の関心事を共有している様子

**地域のさまざまな団体が参画し、強みを生かしたつながりのあるまちへ**

～福祉機関や医療機関と住民との連携～

○ケアマネジャーと民生委員・児童委員交流会

各地域ケアプラザでは、顔の見える関係づくりを目的として、ケアマネジャーと日ごろ地域で見守り活動を行う民生委員・児童委員との交流会を開催しています。

福祉の専門職と住民のつながりができることで、支援や活動の幅がさらに充実していきます。



寺尾地域ケアプラザ
ケアマネジャーと民生委員・児童委員の交流会

○一人暮らし高齢者の食事会

一人暮らし高齢者を対象とした食事会では、民生委員が担当の高齢者宅への訪問や電話などによりお誘いを行っています。食事会では普段の暮らしの様子を伺い、参加者同士が交流する場にもなっています。気になる方がいたときは、地域包括支援センターへ相談をするなど、日ごろから相談できる関係づくりができています。



上末吉地区社会福祉協議会主催
高齢者食事会「やよい会」

《民生委員・児童委員》…地域の方々の身近な相談相手として、支援を必要とする住民、行政や専門機関をつなぐパイプ役となっています。自治会・町内会からの推薦により、厚生労働大臣が委嘱をしています。なお、民生委員は児童福祉法により児童委員を兼務しています。



**多様な主体とのネットワークづくりや、活動団体の応援をしていきます****共通の支援**

- 住民同士の交流が進み、地域の社会資源につながるきっかけができるよう、様々な人や団体が参加する事業・会議などの実施や支援を行います。

区役所

- 様々な関係者との連絡会を開催します。また、既存の活動が、既存の枠組みをこえた人々・団体とつながることで、活動内容が進化していくよう、つながりづくりを促していきます。
- 地域支援体制による担当地区への関わりを通して、地域のつながりがさらに深まり、地域活動が活性化するように支援します。支援にあたっては、地域ケアプラザをはじめとする施設職員と協働して行います。

区社協

- 区社協の会員同士の連携強化のため、分科会を横断した意見交換や、高齢者・障害者・子どもなど、各分野に渡る合同研修会を継続して実施します。
- 企業とNPO、事業所等と地域や団体を結び付け、新たな活動の創出につなげます。
- 活動団体への資金面での助成を行います。

地域ケアプラザ

- 地域住民による取組へのコーディネートや支援を行います。
- 会議、講座、行事などを通して、地域との顔の見える関係づくりを進めます。
- 医療や介護などの専門職間の連携を強めて、地域につながる橋渡し役を担います。
- 団体同士の連絡会などを通じて、お互いの活動を理解し連携できるよう支援します。
- 民生委員・児童委員、地区社協、食生活等改善委員（ヘルスメイト）、老人会、地域のサロンなど、地域の各種団体と協働しながら、講座や研修会などの取組を行います。

取組例

- 地域と企業をつなぐ取組支援** 移動支援、買い物支援、地域貢献応援セミナー
- 多世代での交流につながる行事・事業** 区民まつり、鶴見・あいねっと推進フォーラムなど
- 関係者との連絡会の開催**
健康づくり推進会議、地域ケア会議、虐待防止・認知症高齢者地域支援連絡会、自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会、地域子育て支援ネットワーク会議、ふらっとルーム連絡会、子どもの居場所連絡会など
- 様々な活動につながる支援** ふれあい助成金、情報発信

**子どもの居場所の提供を行う関係者のつながりづくり
～子どもの居場所連絡会～**

子ども食堂・学習支援など、学齢期の子どもへの支援を行う関係者の横のつながりづくり・情報交換・課題把握・情報提供のための子どもの居場所連絡会を開催しています。活動の悩み事や工夫を共有し、子どもの支援に関する仕組みづくりなどを話し合います。また、実施場所や日時等の情報をまとめて「鶴見区子どもの居場所一覧」を作成しています。連絡会には行政機関や区内地域ケアプラザ、企業など、地域活動を支援する団体や機関もたくさん参加しています。



子どもの居場所連絡会「食衛生についての話」



詳しくはこちら
鶴見区子どもの居場所一覧
(子ども・地域食堂、
学習支援等)

企業や事業所等との分野をこえたコラボレーション**買い物支援と外出のきっかけづくり****～移動販売～**

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるための取組の一つとして、地域住民主体で事業者・地域ケアプラザ・区社会福祉協議会・区役所が協働し移動販売を実施しています。移動販売を通じて買い物支援だけでなく、見守り・健康づくり・地域コミュニティの形成を目指しています。

鶴見区内の移動販売について
鶴見区内の移動販売について鶴見区内の移動販売について
詳しくはこちら**外出が難しい地域での移動支援の取組****～相乗りタクシー～**

山坂が多く、移動に課題がある地域のイベントに、区内のタクシー事業者の協力により、自宅とイベント会場を相乗りタクシーで送迎をしています。日ごろ外出が難しい方も安心して外出するきっかけとなっています。

寺尾第二地区社協主催
お楽しみ福祉大会

山坂の多いエリアにお迎えに伺います

担い手不足の解消、企画のアウトソーシング**～鶴見区二十歳を祝う会～**

担い手不足などを理由に一旦終了した鶴見区障害児者団体連合会（障団連）による「新成人のつどい」は、障団連の思いを引き継ぎ、地域の関係者が実行委員会として復活、実施しています。開催にあたっては、障害者福祉等への活用を目的とした寄付を活用し、企画や実施を区内の企業に委託しています。また、記念品や花束、お茶菓子は鶴見にゆかりのある企業や店舗から商品の寄付をいただくなど、関係機関の協力により実施しています。

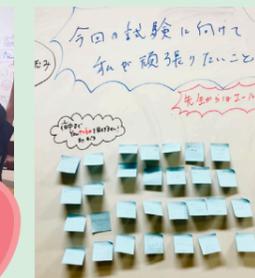


記念品を受けとる参加者

放課後の居場所支援、子どもと大人がつながる場**～寛政中学びの居場所プロジェクト～**

寛政中学校校内で行われている「寛政中学びの居場所プロジェクト」は、地域学校協働本部の事業の一つとして、2024年にスタートをしました。一般社団法人 Omoshiro を中心に、鶴見区社会福祉協議会、潮田地域ケアプラザ、明治安田こころの健康財団などの多様な団体が参画をし、子どもたちが「気軽に」「ダイレクトに」「自分の意思で」人と場にふれる、つながれる機会を大切に活動しています。

居場所では、学習サポートだけにとどまらず、様々な講師による「私を私が大事にする大事にされる」を軸にしたコミュニケーション講座や寛政カフェ、地域の場での子ども食堂の開催などを企画。参加をした子どもたちからは、「居心地がいいあたたかい場所」「いつもは話さない人と安心して話せる場所」などの声が出ています。



困ったときにお互いに気づき、助けあえ、支援が届く地域

めざす姿

- 一人ひとりの多様な背景を相互に理解できる
- 日ごろの見守りから、困っている人に気づき、必要な情報を届けることができる
- 誰もが支える側、支えられる側になるような「お互いさま」の関係がある
- 支援機関や関係団体が連携できている



自分で・家族で

- ・近所の人へのあいさつに、「ひとこと」足してみよう。
- ・地域にはいろいろな人がいること、それぞれ背景や必要な支援が異なることを理解しよう。
- ・将来の不安にそなえて、相談先の情報を知っておこう。
- ・困りごとは一人で抱え込まず、周りに相談して「助けられ上手」になろう。

身近なことでできることって
いろいろあるんだね

まずははじめの
一歩から♪



なかまで・地域で

- ・いろいろな人が交流できる場をつくって、お互いの理解を深めよう。
- ・日ごろから声をかけ合い、お互いを気にかけて、困っている人の合図をキャッチしよう。心配な変化があれば相談機関と一緒に考えよう。
- ・活動団体同士で情報を共有し、連携できることを一緒に考えていこう。
- ・必要な人に必要な情報を届けるための、情報発信の方法について工夫していこう。
- ・障害のある方など、誰もが地域イベントや防災訓練に参加できるように工夫していこう。

困った時は、お互いさまだね

助け上手・助けられ
上手になりたいな



あいさつ+ひとことで、周りの人と顔の見える関係を築いていこう

～日ごろからの関係づくり～

顔見知りを増やすには、まずはあいさつから！あいさつを交わすだけでも気持ちのよいものですが、「プラスのひとこと」があると、もっと嬉しくなりますね。日ごろから声をかけ合える人を増やしておくことは、困ったときに助け合える仲間を増やすことにつながります。皆さんも今日から「あいさつ+ひとこと」、始めてみませんか？

「プラスのひとこと」があると、
もっと嬉しいね



あいさつって
気持ちがいいね！



いいお天気ですね

いつもありがとうございます

いってらっしゃい

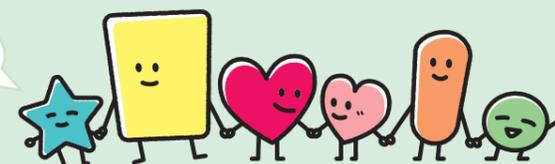
いろいろな人と交流し、お互いの理解を深めていこう

～多文化交流の取組～

鶴見区は外国にルーツを持つ方が多く、区民約 17 人に 1 人の割合となっています。ルーツも多様で、とても国際色豊かなまちになっています。

ルーツが違って、まずはお互いの背景や文化・習慣を理解し合うことで、困った時には助け合える関係を築くことができます。ここでは、区内の多文化交流の取組の一部をご紹介します。

違っていても



みんな仲間♪

「鶴見みんなの会」

「鶴見みんなの会」は、毎月第 2 土曜日 10:00～11:30 に鶴見中央地域ケアプラザで開催している多世代多文化交流サロンです。幼児を含む親子や小学生の参加も多く、外国にルーツを持つ方も参加しています。地域住民の方を中心とした企画会議には中高生ボランティアも参加。柔軟なアイデアがたくさん取り入れられています。

国際交流ラウンジの協力のもと、外国の遊びや文化も取り入れて、世代や文化の違いの垣根を超えて、みんなが楽しく過ごせる場所となっています。



潮田エリアにおける多文化交流の取組

多世代多文化交流、地域のネットワークづくり、防災や健康を考えるきっかけづくりを目的として、毎年 3 月に潮田公園で～つながりの街～ USHIODA フェスタが開催されています。多文化交流コーナーでは外国のお茶やお菓子がふるまわれ、楽しみながら地域に住む人たちの多様性を感じることができる機会となっています。

また、潮田西部地区では令和 7 年 7 月に、3 回目となる留学生と地域との交流会が開催されました。お互いの国の料理をふるまい、食文化に触れながら楽しく親交を深められる場となりました。



潮田中央地区の USHIODA フェスタの様子



潮田西部地区の留学生交流会の様子



区役所・区社協・地域ケアプラザで

お互いを理解し、気づき合えるしくみづくりを進めます

区役所

- 障害のある方や認知症の方とご家族たち、ヤングケアラー、ひきこもり状態にある方など、支援が必要であっても誰もが、地域の中で生き生きと暮らせる環境づくりを進めます。
- 多文化共生への理解を深めるための取組を進めます。
- 地域での見守り・支え合いの取組を充実させます。

区社協

- 福祉教育や啓発イベントなどを通じて、障害のある方や外国につながる方など多様な立場の方への理解を深め、「共に生活する」ことへの意識づくりを進めます。
- 自治会町内会の見守り活動などの情報を地域の方々と共有し、より幅広い世代の参加を促します。

地域ケアプラザ

- 地域の見守り活動との連携をひろげ、子どもから高齢者・障害者まで身近な場所でのネットワークづくりを支援します。
- 住民同士がお互いにゆるやかに見守り合えるような地域づくりを進めます。
- 地域の一員として積極的に地域活動に協力し、地域を盛り上げていきます。
- 高齢者・障害者等に対する理解促進や交流の機会をつくります。

取組例

- **障害者支援の推進**
自立支援協議会・各部会、障害児関係機関連絡会、障害福祉施設等による自主製品販売支援、障害者週間、障害理解のための講座など
- **認知症の理解促進及び見守り体制の構築**
認知症サポーター養成講座の開催、チームオレンジの推進、認知症高齢者等 SOS ネットワークの充実など
- **多文化共生への理解促進**
区民向け多文化共生啓発イベント、鶴見国際交流ラウンジでの交流など
- **ひとり暮らし高齢者等への見守り活動**
「広げよう見守りの輪」推進事業など
- **民間事業者と連携したゆるやかな見守り体制の構築**
横浜市孤立予防対策事業など

認知症であってなくても

地域で自分らしく暮らし続けられるために ～認知症支援の取組～

認知症は誰しもうる可能性があります。また、症状・状態は様々で、本人の想いもそれぞれ違います。まずは「知ること」から始めませんか。そして、もし気になる方がご近所にいる場合には、やさしく寄り添い、支援機関に「つなげること」も大切です。

認知症の人やご家族を地域で温かく見守る応援者が「認知症サポーター」で、サポーター養成講座を受けることで誰でもなることができます。講座は区内各所で開催されています。ぜひ受講して認知症の人にやさしいまちづくりを進めましょう。



詳しくはこちら
横浜市認知症サポーターキャラバン



認知症サポーターは区内に累計で2万人以上もいるんだって！小学生からでもなれるんだよ！

認知症サポーターキャラバン
キャラクター ロバ隊長

必要なときに支援が届くしくみづくりを進めます

区役所

- 妊娠中から子育て期にかけての切れ目のない支援に取り組み、地域で安心して子育てができる環境づくりを進めます。
- 経済的な困りごとや生活上の課題を抱えている方などに、必要な支援が行き届くためのネットワークづくりを進めます。
- 災害に備えた共助の取組を支援します。
- 誰もが生活に必要な情報にアクセスできるよう、多様な方法でわかりやすい情報発信を行います。

区社協

- 支援機関や関係団体と連携し、いつでも気軽に相談できる窓口の一つとなります。
- 区社協内で連携し、ボランティア相談、権利擁護相談など各種相談事業を行います。
- 生活に困窮している方の相談に応じます。また、子ども食堂などを活用して様々な支援の周知を行います。

地域ケアプラザ

- 地域と顔の見える関係を築き、気になる方をケアプラザにつないでいただけるようにします。
- 元気なうちからケアプラザとつながりを持ち、必要なときに速やかに支援につなげられるよう、地域活動に積極的に関わっていきます。
- 広報誌、ホームページ、出前講座等を通じて情報を発信します。

取組例

- **子どもの健やかな育ちと放課後支援の推進**
両親教室、赤ちゃん会、こんには赤ちゃん訪問事業、子育て講座、保育園の園庭開放や子育て相談事業、学齢期支援講座(福祉教育・思春期など)、放課後の居場所(放課後キッズクラブ・児童クラブなど)
- **経済的な困りごとなどへの支援**
生活困窮者自立支援制度、中学生への寄り添い型学習支援「つるみ未来塾」、生活福祉資金、食支援など
- **災害に備えた共助の取組の支援**
災害時要援護者支援、共助のための防災活動支援事業など
- **区民にわかりやすい情報の発信**
障害特性に応じた情報発信、つるみ区子育て応援情報の発信、多言語版発行物の作成など
- **在宅医療連携拠点の活用、地域包括ケアシステムと連携した取組**

支援者間のネットワークづくり ～「暮らしの相談支援者ネットワーク」の取組～

区内で働くジャンルや立場を超えたすべての医療・介護・福祉職対象のネットワークが「暮らしの相談支援者ネットワーク」です。

「えん(円、縁)のない人への支援」には、多くの職種の連携が欠かせません。お互いの仕事を知り顔が見える関係を築いていくこと、SOSを出せない人に気づけるようになることを目指して、研修会や事例検討等に取り組んでいます。(事務局：区役所生活支援課・福祉保健課、鶴見区社会福祉協議会、ケアプラザ、汐田総合病院総合ケアセンター)



R7年2月に開催した研修会のチラシ



安心して自分らしく日々を過ごせるよう、権利を守る取組を進めます

区役所

- さいごまで自分らしく生きるための備えについて、元気なうちから考える機会を増やします。
- 虐待の未然防止・早期発見に向けて、関係機関と連携して取り組みます。
- 防犯について普及啓発を進め、犯罪から身を守る力を高めます。

区社協

- あんしんセンター機能を活かし、金銭管理に不安のある高齢者や障害のある方などが安心して暮らせるよう支援します。
- 福祉教育や啓発イベント、権利擁護周知などを通じて、多様な立場の方への理解を深めるよう取り組みます。

地域ケアプラザ

- 虐待の未然防止・早期発見に向けて、関係機関と連携して取り組みます。
- 地域住民へ理解を促します。
- 講座などを通じて権利擁護に関する情報提供や制度の理解促進に取り組みます。

取組例

- 高齢者や障害者の権利擁護支援**
成年後見制度の利用促進、鶴見区版エンディングノート「わになるノート」の普及啓発、あんしんセンターでの金銭管理などの支援など
- 子どもの権利擁護支援**
児童虐待の未然防止・早期発見に向けた普及啓発
子育て支援関係機関と連携し、子どもを守るネットワークによる支援の推進(要保護児童対策地域協議会など)、専門職による子育てや子ども本人からの相談への対応、支援を必要とする小中学生へ寄り添った生活体験の提供
- 誰もが安全・安心に生きていくための理解促進**
区内小中学校などでの福祉教育など
- 高齢者等の防犯意識の向上**
警察と連携した特殊詐欺防止等の普及啓発など

障害児・者とその家族が地域で生き生きと生活できる環境づくり

～自立支援協議会の取組～

鶴見区では、障害児・者が自分らしく地域で暮らしていけるよう、地域全体で連携し支援することを目的とした地域自立支援協議会を設置し、活動を続けています。

協議会では、定期的な会議のほか、様々な機関・団体とも連携し、障害者理解促進のための啓発イベントなども行っています。

また協議会には「相談部会」「精神保健福祉部会」「障害児関係機関連絡会」など様々な部会も設置し、情報共有や研修会など各種の取組も行っています。



それぞれの人に合った防災への備えと支え合い

～防災訓練や災害時要援護者支援に関する地域の取組～



○防災訓練への障害のある方の参加

駒岡小学校地域防災拠点では、令和5年度、視覚障害のある方から「ぜひ訓練に参加したい」という声をいただいたことをきっかけに、障害当事者の参加の取組が進んでいます。

令和5年 視覚障害のある方が初めて訓練に参加

令和6年 訓練でミニ講座

視覚障害者に加え、地域作業所や特別支援学校職員、障害児放課後等デイサービスの利用者・職員が参加

運営委員の方は「地域にはいろいろな方がいて、避難所にも様々な人が来ることをみんなに知っていて欲しい。」と話します。この取組は、障害がある方の地域での生活の安心につながるだけでなく、相互理解を深めるきっかけにもなっています。

○災害時要援護者名簿の活用

鶴見区では、災害時に避難行動が困難だと考えられる高齢者・障害者などの名簿を作成し、地域の皆さまに提供しています。

地域では、地域ごとの状況に応じてこの名簿を活用し、平時からの関係づくりや防災への備えを進めています。



はじめよう！
つながり、ささえあう、地域防災のまちづくり
～災害時要援護者支援の地域の取組、第一歩～



詳しくはこちら

鶴見区災害時要援護者支援ガイド



明るい社会をめざして…「社会を明るくする運動」

～更生保護の取組～

「社会を明るくする運動」とは、犯罪や非行の防止と、立ち直り支援への正しい理解を深めていただくための啓発・広報活動です。

鶴見区では、鶴見区更生保護協会・鶴見保護司会・鶴見区更生保護女性会といった、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア団体などが中心となり、毎年各地区で、講話、啓発資料の配布や掲示、街頭でのキャンペーンといった活動を行っています。

生麦第二地区では「社会を明るくする運動」の講演会の中で「あいねっと」をテーマに取り上げ、地域で実施している様々な活動が地域の「つながり」「支え合い」につながっていることを改めて気づく機会になりました。



令和7年度
社会を明るくする運動講演会の様子



子育て支援の取組

～妊娠中から子育て期にかけての切れ目のない支援～



鶴見区では、妊娠期から育児期まで切れ目のない支援を行っています。妊娠届の提出で母子健康手帳が交付され、妊婦健診の補助が受けられます。妊娠中には、出産や育児の準備を学べる「母親・両親教室」が開催され、妊婦さんとパートナーが安心して赤ちゃんを迎えるための準備ができます。さらに、地域子育て支援拠点「わっくんひろば」では「プレママ・プレパパの会」が開かれ、地域とのつながりを提供しています。出産後は「こんにちは赤ちゃん訪問」や「赤ちゃん会」で育児の相談や交流ができ、「わっくんひろば」では親子が自由に遊び、相談できる場も整え、妊娠から育児まで地域全体で子育てを支えています。その支え合いの中で、貧困やひとり親、発達にかたよりのある子など、支援が必要な子や親の孤立を防ぎ、虐待やいじめ等、深刻な問題に発展しないようサポートしています。

横浜市では令和6年度から、児童福祉法の改正に伴い、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもへの相談支援を強化するための「こども家庭センター」機能を先行区のひとつとして、鶴見区こども家庭支援課に設置しています。



横浜市児童虐待対策



詳しくはこちら



母親・両親教室の様子

生活困窮者支援の取組

～家計のやりくりに関するご相談、ひきこもり支援～



○家計相談

お金のやりくりについて、収入と支出を確認した上で、個々の課題や問題を整理し、一緒に解決方法を考えます。借金の返済をどうしよう、今月はお金が足りない…というお悩みまでお気軽にご相談ください（秘密厳守で対応します）。

保険や金融商品を勧めることはありません。一人ひとりに担当者がつくので、安心してご相談ください。



困ったときは気軽に相談

横浜市生活困窮者自立支援制度



詳しくはこちら

○ひきこもり支援

高齢の親と同居していたところ、親が他界し生活に困り、仕事を探したいというご相談や、家族がひきこもっていることを心配する親御さんからのご相談も受けています。ひきこもりは、本人や家族が助けを求めにくいため、地域の皆さんの気づきと支援機関へのつながりがとても大切です。ひきこもりの方が一歩を踏み出せるよう、相談を通じて、社会参加の場づくりや、地域の活動へのつながりも行っています。



「クリスマス・ランタンフェスタ2024」では、東部ユースプラザと協同でランタンを作成

相談できる窓口を、あらかじめ知っておくと安心だね



あの人にも、教えてあげたいな…

介護に関する課題のある方への支援

～ヤングケアラー・ダブルケアなど～

本来大人が担うような家族のケアを担う18歳未満のヤングケアラーや、複数のケア（世話・介護・育児等）を同時に担うダブルケアラーは、これまで家族の問題とし、家庭内で抱え込まれてきました。

横浜市では、令和7年3月に「横浜市ヤングケアラー支援の手引き」を取りまとめ、「支援に向けたはじめての一步」を掲げて、各部署が連携をして支援にあたることの重要性を示しました。

また、鶴見区内の一般社団法人Omoshiroでは、ケアが必要な家族とそこで暮らす子どもたちへ「親子まるっと伴走支援」を実施しています。ケアは「人と制度と居場所につながるチャンス」と発信しながら、親子の暮らしのサポートや子どもたちの学びのサポートを日々行っています。



人によって、悩みや困りごとは様々だね



いろいろな場所につながっていると、相談にもつながりやすくなるね

性的少数者(LGBT)の方等への支援

100人いれば100通り
性のあり方は、みなそれぞれ。

同性が好き

男性でも女性でもない

私は私

など

性のあり方について悩んだときには、相談できる窓口があります。

このテーマで勉強会を企画している地区も出てきています。身近な人たちで話し合いながらお互いを尊重していきたいですね。

横浜市性的少数者等支援事業



詳しくはこちら



犯罪の被害にあわれた方への支援

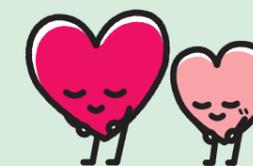
もし、あなたや、あなたの大切な人が犯罪の被害にあってしまったら…。

「横浜市犯罪被害者相談室」では、被害後に直面する様々な問題について、必要な情報のご案内や、条例に基づいた制度などを活用した支援を行います。

横浜市犯罪被害者等相談支援事業



詳しくはこちら



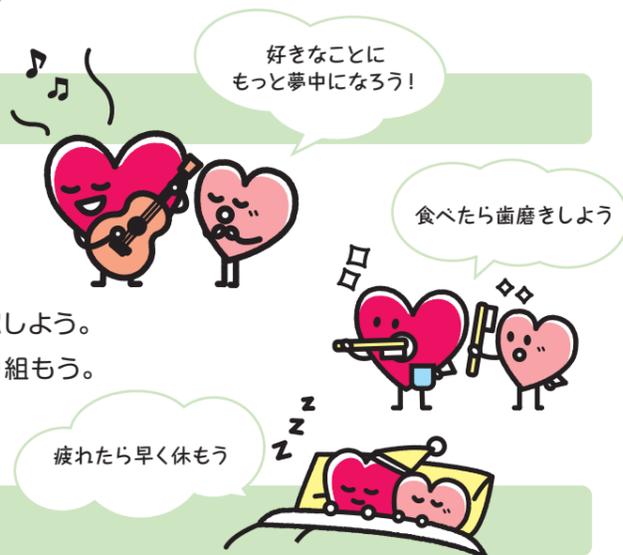
心も体も健やかでいられる地域

めざす姿

- 年齢や障害などに関わらず、その人の状態に合わせて健康づくりの場に参加できる
- 若いころから健康づくりに関われる
- 年齢や障害等に関わらず、ボランティアや地域活動等に参加し、居場所や役割が持てる機会がある

自分で・家族で

- ・自分のやりたいこと、好きなことや趣味を楽しもう。
- ・自分や家族みんなの健康について考えよう。
- ・良い生活習慣（食事、運動、休養）を心がけよう。
- ・定期的に健診、歯科検診を受けて自分の体の状態を確認しよう。
- ・疲れたとき、つらいときはこころと体のセルフケアに取り組もう。



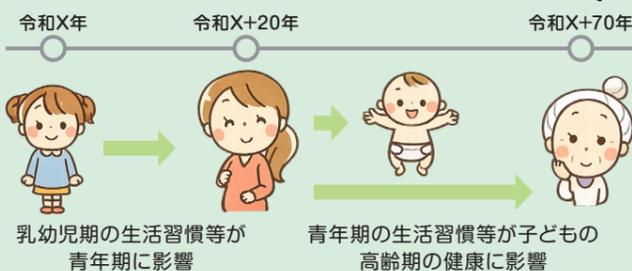
なかまで・地域で

- ・元気のない人がいたら声をかけあおう。
- ・楽しく、無理のない活動を考えていこう。
- ・子どもから大人まで、楽しく「健康づくり」に参加できる内容のイベントを考えよう。
- ・気軽に「健康づくり」に取り組めるイベントを考えよう。
- ・だれもが参加できる交流の場（サロン、居場所）を増やしていこう。
- ・特技や趣味、経験を生かすことができる居場所や活動を作っていこう。
- ・新たな団体とのコラボレーションも考えよう。



“元気”のバトンをつなごう ~子どものころからの健康づくり~

子どものころからの生活習慣や健康状態は、大人になってからの健康につながります。子どものころから、家族ぐるみで取り組みましょう。



居場所が育む大きなつながり

地域の中に様々な居場所があると…人と人が出会うきっかけになり、ふれあい・つながり・助け合いが生まれます。



居場所紹介

健康づくりは“誰かと一緒に”が合言葉 ~元気づくりステーション~

元気づくりステーションとは、身近な場所で元気なうちから健康づくりや介護予防の活動を行う自主的なグループです。鶴見区内には16か所※の居場所があります。ウォーキングや体操などを通し、参加者本人が元気になると共に、仲間や地域も元気になることを目指しています。（※R7年12月現在）



子どもも大人も、みんなの居場所 ~子ども食堂・地域食堂~

「子ども食堂」や「地域食堂」は、食事を通じて人と人がつながる、ほっとできる居場所です。鶴見区内には17か所※の食堂があります。子ども食堂では、子どもがひとりでも安心して来られて、楽しく食事ができます。友だちと話したり、地域の人とふれあったり、心温まる時間が過ごせます。地域食堂は、子どもだけでなく、大人も高齢の方も、誰もが集まれる食堂です。世代をこえてつながりが生まれ、地域の絆が深まる場所になっています。（※R7年12月現在）



詳しくはこちら
鶴見区子どもの居場所
(子ども・地域食堂、学習支援等)



▶区役所・区社協・地域ケアプラザで



♡「心と体の健康」につながる活動を増やしていきます

共通の支援

- 様々な団体、世代が興味・関心をもてる内容や手法を検討し、取組を進めます。
- 地域の活動に寄り添い、継続的な活動となるよう支援します。

区役所

- 乳幼児から高齢者までのライフコースアプローチ※を意識し、効果的な情報発信を行います。
- 保健活動推進員や食生活等改善推進員等とともに地域の健康づくり活動を進めます。また、学校、企業等と連携して活動を進めます。
- うつ病、依存症など、こころの病気に対する理解を促し、心の健康づくりを進めます。
※胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくり（第3期健康横浜21）

区社協

- 地区社協などによる取組を共有し、身近な地域で参加できる活動が増えるよう支援します。
- 様々な課題解決を目指す取組が生まれるよう、地域住民が集える場づくりを支援していきます。

地域ケアプラザ

- 子どもから高齢者、障害者など誰もが、集い・学び・語らい・活動する機会と場を提供し、地域活動につながるよう支援します。
- 地域に身近な相談先として、福祉・保健に関する専門の相談、連絡調整を行います。

取組例

- **健康づくり・介護予防**
健診、がん検診の啓発、ウォーキング普及、フレイルの予防啓発、食育、ゲートキーパー研修等
- **学校や企業等と連携した取組**
命の授業、GOGO健康講座、歯周病やオーラルフレイルの予防啓発、地域防災拠点訓練での歯科医師会による口腔ケア講座等
- **安心して子育てできる環境づくり**
親子の居場所ふらっとるーむ、子育て支援拠点わっくんひろば
- **うつや自殺対策、本人と家族への支援**
ゲートキーパー研修、メンタルヘルス普及啓発、精神福祉相談、心の病気理解に向けた研修
- **健康づくりの機会を増やす取組**
健康増進を意識した様々な世代向けの講座、広報誌等を通じた情報発信、ウォーキングポイント、気軽に参加できる企画の工夫
- **住民の個性を活かせる場・機会づくり**
サロンやサークル等の居場所支援、地域活動の情報発信

誰もがゲートキーパー

～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～

鶴見区では「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、心の悩みを抱える方々への支援体制を強化しています。その一環として、毎年、相談業務に従事する職員を対象に自殺対策研修会を実施し、自殺予防に関する知識と寄り添う姿勢を養っています。また、鶴見図書館にて自殺予防週間に合わせたパネル展を開催するなど、行政や福祉職員だけでなく、地域に暮らす一人ひとりが「いのちのゲートキーパー」として、苦しむ人のSOSに気づき、声をかけ、つなぐ存在となり、区民全体で支え合える温かな地域づくりを目指しています。



♡交流、生きがい、楽しみを持つことができる活動・場・機会を増やしていきます

共通の支援

- 生活の中で、生きがいや楽しみを見つけることの重要性を伝えていきます。
- 楽しみを感じ、自らの役割を見つけることができ、自分の居場所であると感じることのできるような場や機会を設けていきます。
- 「参加してみたい」「参加できそう」という人を増やすために、多様な興味・関心に合わせた活動を用意し、周知します。
- 誰もが身近な場所で活動に参加できるように、活動場所までの移動手段等の課題解決に向け、地域の方々とともに検討します。

区役所

- 地域の拠点となる施設がその役割を果たせるよう、持っている機能を高め、活用していきます。

区社協

- ボランティアセンターなどで活動者自身の趣味や特技を活かせるもの、地域へ出るステップにつながるものなど、様々な活動を紹介できるよう工夫します。
- 新たなつながりや場・機会が生まれるよう、区内各地域の活動やボランティア情報を区社協のホームページや広報誌などで発信していきます。

地域ケアプラザ

- 地域活動のさらなる広がりに向けて、世代や分野を超えた様々なつながりを持てるようコーディネートしていきます。
- 地域ケアプラザの場を活かし、地域住民が気軽に集い、交流できる機会づくりを進めます。

取組例

- **地域活動の支援**
NPO や地域活動団体の活動支援・情報提供・発信、補助金団体の活動交流会、区民活動センターによる支援、まつりや文化イベントなど区民や団体の交流を深める取組
- **活動を共有し認め合う機会や場づくり**
鶴見・あいねっと推進フォーラム、つるみ MACHI 塾、鶴見・まちづくりゼミナール、つるみ区民活動センターまつり
- **施設の整備・機能強化**
地区センター、コミュニティハウス、地域ケアプラザなど、集える場所としての機能強化
- **ボランティアの活動支援**
ボランティア講座、ボランティア・市民活動団体分科会、地区社協分科会、子どもの居場所連絡会
- **交流やいきがい、楽しみをもつことができる活動への支援**
年齢、障害の有無に関わらず参加できるポッチャやモルック大会、障害児余暇事業、よこはまシニアボランティアポイント事業

ボランティア活動ははじめませんか？

～よこはまシニアボランティアポイント～

よこはまシニアボランティアポイントとは、65歳以上の方が、介護施設等でボランティア活動を行うと、ポイントが貯まり、寄付や換金ができる仕組みです。

シニアパワー、100%!!



詳しくはこちら

第5期計画の評価指標

今後の第5期計画の推進状況を把握するため、下記6つを取組の評価指標としています。
 第5期計画でも、取組を進めていくことで地域の交流が深まり、住民が安心して健やかに暮らせる住みよいまちになることを目指していますが、下記指標値の上昇は一人ひとりの幸せにつながるとともに、幸せな生活をみんなで支える地域の実現に近づく一つの目安となります。

指標	考え方	直近の推移			目標値
定住の意向	区民アンケートにおいて、現在お住まいの地域に、これからも住み続けたいと「思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合	74.8% (平成26年度)	—	85.1% (令和6年度)	↑
地域活動への参加状況	区民アンケートにおいて、ご近所や区内で行われている何らかの「活動に参加している」割合	—	27.5% (令和元年度)	27.9% (令和6年度)	↑
災害時の助け合い意識	区民アンケートにおいて、災害時の地域の助け合いには日頃からの顔の見える関係が「とても必要だと思う」「必要だと思う」を合わせた割合	91.5% (平成26年度)	85.5% (令和元年度)	86.0% (令和6年度)	↑
健康診断の受診率	区民アンケートにおいて「この1年間に健康診断を受けた」割合	77.8% (平成26年度)	80.1% (令和元年度)	82.2% (令和6年度)	↑
歯科健診の受診率	区民アンケートにおいて「この1年間に歯科健診を受けた」割合	52.9% (平成26年度)	57.4% (令和元年度)	67.6% (令和6年度)	↑
地域の居場所数	区内の「地域子育て支援拠点」「つるみ・ふらっとるーむ」「親と子のつどいの広場」、高齢者の「居場所・サロン」・「認知症カフェ」等の介護予防に資する住民主体の通いの場等、地域の居場所の合計	161か所 (平成28年度)	263か所 (令和元年度)	419か所 (令和6年度)	↑

第5期鶴見・あいねっこの評価指標について

第5期鶴見・あいねっこでは、第4期と同様、指標の目標を上昇(↑)と設定しています。

評価指標は、地域の福祉や保健活動の進捗を確認するためのいわば「みちしるべ」としての役割を果たしますが、最も大切なのは、目標に向かって進んでいく過程で地域の皆さんがともに考え、話し合い、協力していくことです。この過程での対話や協力は、地域の絆を深め、共通の理解を築くための貴重な機会となります。



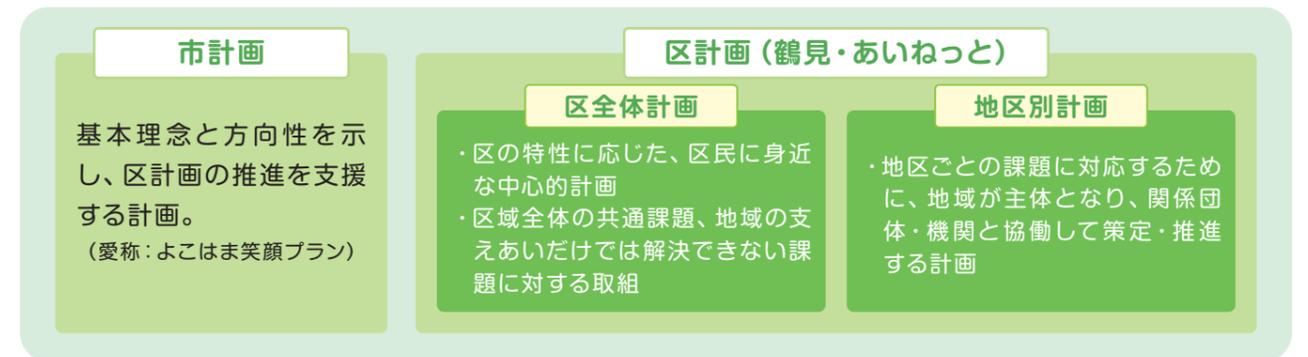
まずは、地域のみなさんで話し合う機会を設定してみませんか？区役所・区社協・ケアプラザなどで構成する「地区別支援チーム」も、サポートさせていただきます！



寺尾地区あいねっこ地区懇談会に旭小学校の児童が参加

市計画との関係

横浜市地域福祉保健計画は、横浜市全体の基本理念と方向性を示す「市計画」、市内18区ごとの特性に応じた「区計画」、地区ごとの課題に対応した「地区別計画」で構成されています。



1 第1期計画の経過 平成17年度～平成21年度

18区の中で先行して策定する区の一つとして、平成17年3月に、区計画及び地区別計画が策定されました。

【基本理念】 地域社会のつながりをつくります
 必要な人には確実に支援が届く仕組みをつくります
 互いに支えあう相互扶助の地域社会をつくります

2 第2期計画の経過 平成22年度～平成27年度

第1期計画では、「地域福祉保健計画」と区社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」が連動して、地域の福祉保健活動を総合的に下支えすることとしていましたが、第2期計画からは、区と区社協が策定プロセスを共有し一体的な計画として策定しました。

【基本理念】 健康で住みやすい福祉のまちに！
【推進の柱】 一つ目の柱 つながりのある地域づくり
 二つ目の柱 必要な人に支援が届く仕組みづくり
 三つ目の柱 互いに支えあう地域社会づくり

3 第3期計画の経過 平成28年度～令和2年度

第3期計画では、基本理念の実現を目指して3つの「推進の柱」を掲げ、その柱に沿って地域の皆さん、区役所・区社協・地域ケアプラザ等が連携し、取組を進められるよう策定しました。

【基本理念】 たすけあい・支えあい・人と人のネットワーク
【推進の柱】 一つ目の柱 つながりのある地域づくり
 二つ目の柱 必要な人に支援が届くしくみづくり
 三つ目の柱 健やかに暮らせる地域づくり

地域のみなさんの
 カで長く続いている
 計画なんだね！
 第5期計画の計画期間は、
 令和8年度から
 令和12年度だよ！

4 第4期計画の経過 令和3年度～令和7年度

67ページ「第4期計画の振り返り」をご覧ください。



4章 地区別計画

地区別計画とは

概ね各連合町内会を単位とし、各地区の状況に合わせた様々な方法で話し合いなどを重ねながら、区全体計画と同じく5年ごとに計画を策定しています。

地区ごとに目指す地域の姿、それに向けた今後5年間の取組をまとめており、計画に沿って取組を進め、振り返りを行いながら、次年度以降のまちづくりにつなげていきます。

鶴見区は地域によって特徴は様々です。特徴に合わせた各地区の取組がひととき重要となっています。



臨海部は工業地帯、中心部は商業・住宅地域が主体となっていますが、住工混在地区も見られます。また、丘陵部は、区内では数少ない自然が残された住宅地となっています。昭和2年の横浜市の区制施行によって誕生した鶴見区は、工業地帯としての顔ばかりでなく、商業都市、住宅都市としての顔も兼ね備えています。

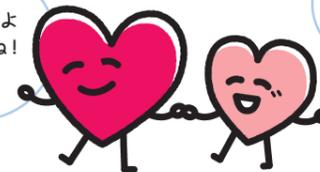
外国人住民数は中区に続いて市内2番目の多さとなっており、国際色豊かな地域です。

各地区の地区別計画

18地区ごとに第5期計画で力を入れたいことや、計画の策定経過をまとめています。

- ① 矢向地区連合町内会 —— 誰もが安心して暮らせる矢向のまち
- ② 市場地区自治会連合会 —— 集まれ!だれでも参加の市場地区
- ③ 市場地区第二自治連合会 —— 笑顔と幸せの輪をつなげよう みんなのふるさと市場第二
- ④ 鶴見中央地区自治連合会 —— 健康と防災でみんながつながりつづけるオール鶴見中央
- ⑤ 潮田中央地区連合会 —— つながりの街 USHIODA
- ⑥ 潮田東部地区自治会連合会 —— 声かけて 心がつながる 潮田東部
- ⑦ 潮見橋地区連合会 —— ふれあい 支え合おう 潮見橋
- ⑧ 潮田西部地区自治連合会 —— "助け合う・支え合う・分かち合う 人が繋がるまちづくり"
- ⑨ 小野町地区自治連合会 —— 地域みんなでつながろう、取組の輪をひろげていこう
- ⑩ 生麦第一地区連合会 —— 人とひととのつながりを大切に育てます。
- ⑪ 生麦第二地区連合会 —— みんなの笑顔が みんなの健康が なまに(生麦第二地区の愛称)の元気の源
- ⑫ 豊岡地区連合会 —— つながりが育む、安心と健康のまち豊岡
- ⑬ 寺尾地区自治連合会 —— ふんわりとしたつながりで互いに認め合い 誰もが輝ける街 寺尾
- ⑭ 寺尾第二地区連合会 —— みんなの思いや 心が見える まちづくり
- ⑮ 駒岡地区連合会 —— 地域みんなでつながる町 駒岡
- ⑯ 上末吉地区自治連合会 —— つながる 安心安全なまち 上末吉
- ⑰ 法人下末吉連合会 —— とともに つながる 下末吉
- ⑱ 江ヶ崎町内会 —— 支えあう・助け合う町 江ヶ崎

地区別計画はより身近なまちの計画だよ
個性豊かなキャッチフレーズが素敵だね!
みんなで進めていく計画なんだね



これまでの地域の取組を
動画で見ることができるよ!
二次元コードを読み取ってね



詳しくはこちら



地域活動の仲間を増やす工夫

様々な団体で、参加の裾野を広げたり参加しやすくするための工夫として、病院等いろいろな人の目に留まる場所へのちらしの配架、口コミや SNS の活用、二次元コードを活用した申込などが行われています。また、ちょっとした役割や期間限定の関わりをお願いしたり、サロンの参加者にできる範囲でお手伝いをしてもらうなど、協力者を増やす工夫もされています。本冊子にも仲間を増やす工夫が随所に盛り込まれています。

仲間を増やすってなかなか難しいよね
でも「この部分だけなら手伝えるよ」って人は
案外いるのかも!?
まずは周りの人に聞いてみよう!





キャッチフレーズ

誰もが安心して暮らせる矢向のまち

第5期計画で力を入れたいこと

1 子どもが健全に過ごせる場づくり

具体的な活動

- 1 乳幼児期から地域とつながっていける環境づくり（赤ちゃん会、子育て相談、とちのきっすサロンなど）
- 2 子どもたちが地域のつながりの楽しさや大切さを感じられる矢向のまちづくりを進めていく。（あいさつ運動、こどもフェスタなど）
- 3 小・中学生が地域との関わりを増やせるよう交流・取組を進めていく。（総合学習での連携、地域イベントへの参画など）



こどもフェスタの様子

2 住民の参加・担い手づくり

具体的な活動

- 1 町会の垣根を越え、子どもから高齢者、障害がある方など誰でも参加できるイベントを行う。（お祭り、運動会、グラウンドゴルフなど）
- 2 若い世代が参加しやすい仕掛けづくりを進めていく。（イベント内容や情報発信の工夫など）
- 3 多世代・多文化の住民が交流できる機会をつくる。（矢向ふれあいcafé、多文化共生講座など）



矢向ふれあいcaféの様子

3 住民同士の見守り見守られる関係づくり（ゆるやかな見守り）

具体的な活動

- 1 地域の方が身近な場所で安心して集まれる居場所をつくる。（サロン、体操、趣味活動など）
- 2 ひとり暮らしの高齢の方など支援が必要な方を日ごろからの見守る活動。
- 3 災害の際に支えが必要な方をはじめ、地域でお互いが助け合える地域づくり（防災訓練、黄色いリボン運動など）



防災拠点訓練の様子

神社神輿宮入（矢向日枝神社）



出典「横浜市統計ポータルサイト」、「住民基本台帳」（令和7年9月末日現在）※集計上の誤差があり、実態と一致しない場合があります。

DATA

川崎市と隣接しており、住民の生活圏域は川崎駅方面に広がっています。東京や横浜方面へのアクセスも良く、マンションや新築戸建て住宅の建設が進み、子育て世代家族が増えています。

【年齢3区分別人口グラフ】



第5期計画はこのように取り組みました

- あいねっとクイズラリーの実施に併せて、シールアンケートを行いました。小学生から子育て世帯、高齢の方など幅広い地域の皆さんから目指したい矢向のまちのイメージを伺いました。
- 推進委員会にて、4期の振り返りと5期に向けてのグループワークを行いました。地域の皆さんの活動の中で「やっていること」や「これからやりたいこと」などを付せんんに貼って共有し、活発な意見交換を行いました。子どもと地域との交流・参加を進め、将来の担い手づくりにつなげたい、などさまざまな意見があがりました。



これまでの計画（第4期）の振り返り

誰もが安心して暮らせる矢向のまち

目標① 子どもが健全に過ごせる場づくり

矢向小入学式で新生児に声かけを行い、「あいさつ」によるつながりづくりを進めました。

目標② 住民の参加（担い手づくり）

10月のとちのきフェア「あいねっとクイズラリー」を通じて地域参加の意識が高まりました。

目標③ 住民同士の見守り見守られる関係づくり（ゆるやかな見守り）

矢向ふれあいCaféを毎月開催し、多世代交流によりゆるやかな見守りにつながっています。



キャッチフレーズ

集まれ！ だれでも参加の市場地区

第5期計画で力を入れたいこと

1 子どもから高齢者まで、地域の中で見守り、支え合いの活動を推進します。

具体的な活動

- 1 日頃のあいさつ、声掛けにより世代を超えて笑顔と安心をふやしていきます。
- 2 登下校時の子どもの見守り活動を通じて、互いに顔の見える関係づくりを進めます。
- 3 地域の居場所や活動を通して地域の見守り・支え合いを進めます。



キッズルーム

2 行事をとおして、地域を盛り上げる仲間の輪を広げます。

具体的な活動

- 1 世代を超えて誰でも気軽に参加できる活動やイベントの工夫を考えます。
例) 「できることから、無理なく」を合言葉に
スポットでのお手伝いを募集、無理なく楽しく参加できる活動



お祭り・神輿

3 取組み・アイデアの共有を促進し、地域のつながりを強めます。

具体的な活動

- 1 地区懇談会等の話し合いの場を通じて、地域の取組の共有・情報交換を進めます。
- 2 小中学校や福祉施設等と地域のつながりを大切にします。
例) 防災、地域清掃、お祭り



買い物支援

リバーサイドガーデン



出典「横浜市統計ポータルサイト」、「住民基本台帳」(令和7年9月末日現在) ※集計上の誤差があり、実態と一致しない場合があります。

DATA

鶴見川に隣接し、川崎市との境にあります。平坦な地形のため、鶴見駅まで自転車や徒歩で移動がしやすいエリアです。京急鶴見市場駅が最寄りの駅となっています。鶴見川沿いは、四季折々の花が楽しめます。

【年齢3区分別人口グラフ】



第5期計画はこのようにつくりました

- 令和7年2月地区懇談会で「第4期計画の振り返り・第5期計画策定に向けて」をテーマに、参加者で話し合いを行いました。この中で、年間を通じて各種行事が盛大に行われている市場地区の良さを再確認しました。また、地域活動の新たな担い手づくりの課題や対応策を話し合いました。

こうした内容を受け、その後毎月の会長会で第5期計画に盛り込む具体的な文言を検討してきました。



地区懇談会

これまでの計画(第4期)の振り返り

支え合い 笑顔で見守る 市場地区

目標① 日頃のあいさつから地域のつながりを強め、情報が行き届く町を目指します

あいさつ運動を実践し、掲示板・回覧板での情報発信やあいねっと地区懇談会で取組みの共有を図りました。

目標② 地域行事を通じて、未来の担い手をつくります

祭りや各種イベントには多くの参加者が集まっています。担い手づくりには引き続き取り組んでいく必要があります。

目標③ 子どもから高齢者まで、地域の中で見守り、支え合いの活動を推進します

ほがらか教室やハートフルキッチン等の活動を、引き続き地域全体で支え推進しました。



キャッチフレーズ

笑顔と幸せの輪をつなげよう みんなのふるさと市場第二

第5期計画で力を入れたいこと

1 興味を引き出す情報発信で地域のつながりを強くしよう

具体的な活動

- 1 ホームページへ気軽にアクセスできる工夫を考えよう
市場地区第二自治連合会ホームページの認知度を高める工夫を考える
- 2 自治会町内会、活動団体の情報を共有し、地域の活動を知ろう
ホームページに地域情報を集約、地域の皆さんと話し合う場づくり



2 交流の場や地域活動を通じて世代を超えた絆をつくろう

具体的な活動

- 1 「楽しい」行事・イベントで盛り上げよう
季節のお祭りや行事を通じた「みんなのふるさと市場第二」の実感
オール市場運動会、球技大会、市場小コンサート等の取組
- 2 幅広く世代を超えて交流しよう
小・中学校地域活動（鶴見ふるさと科）や乳幼児・高齢者・障害者支援施設を通じた交流
- 3 地域活動により関心を持つ人を増やしていこう



3 見守り・支え合い・頼りあいにより、安全安心なまちづくりに取り組もう

具体的な活動

- 1 身近な見守りを大事にしよう
身近な地域での要援護者の見守りや防災・防火・防犯・交通安全の取組
- 2 支え合いの仕組みづくりを進めよう
子ども食堂や認知症サポーター養成講座等の実施
- 3 いつまでも健やかに暮らそう
フレイル予防等、身近な場所で健康づくり活動に参加しよう



オール市場運動会

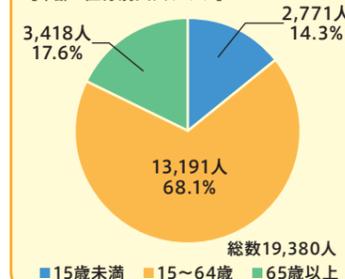


出典「横浜市統計ポータルサイト」、「住民基本台帳」（令和7年9月末日現在）※集計上の誤差があり、実態と一致しない場合があります。

DATA

鶴見川に隣接し、川崎市との境にあります。大型マンションの建設により子育て世代が多く転入し、令和2年度に市場小学校けやき分校が開校しました。また、旧東海道が通り、歴史的資源が残る地域でもあります。

【年齢3区分別人口グラフ】



第5期計画はこのようにつくりました

- 第4期計画の振り返りと第5期計画に向けた意見交換
令和7年3月地区関係者連絡会で、第4期計画の状況を振り返り、これまでの取組を継続することを確認するとともに、第5期計画で行いたいことなどについて意見交換を実施しました。
- 第5期計画策定のグループ討議
令和7年6月地区関係者連絡会で、第5期計画の取組目標やキャッチフレーズについてグループ討議を行いました。これまでの取組を踏まえながら、将来にわたって地域のつながり、絆づくり、安心・安全な街づくりが実現できるよう、熱意のこもった議論が行われました。



これまでの計画（第4期）の振り返り

はじける笑顔があふれる市場第二

目標① 情報発信や広報の工夫により、地域のつながりをより強くしていきます

情報発信・広報のプラットフォームとして市場地区第二自治連合会ホームページを立ち上げ

目標② 交流の場を通じて、世代等を超えたつながりをつくります

お祭りや地域行事を通じてのつながりのほか、小・中学校や福祉施設等との交流も推進

目標③ 見守り・支え合いのまちづくりに取り組みます

身近な場所での健康づくり活動、認知症サポーター養成講座、学習支援活動を実施



キャッチフレーズ

健康と防災でみんなであつながら つづけるオール鶴見中央

第5期計画で力を入れたいこと

- ◆ 共生社会実現のため「オール鶴見中央」を合言葉に、鶴見中央地区に住むすべての人と一緒に取り組みます。
- ◆ 何ごとも楽しく、気軽に声をかけたり話し合える地域を目指します。
- ◆ 担い手不足を解消するために、新しい人や若い人たちも気軽に参加できる工夫や、団体同士が協力しあって人手不足を補うといった工夫をします。

1 みんなの声が届き、みんなが参加できる、みんなが主役のまち

具体的な活動

- 多世代・多文化・障がいなど、みんなが会いあつながら
例：多世代多文化交流サロン、子どもの居場所、町内会やマンションごとの高齢者等のサロン など
- 町会の垣根なく楽しみながら参加でき、地域の絆が深まる
例：地域とかかわりを持てるようなイベントを充実させる。
- 住民や学校、企業等を含め、情報が届いてつながる
例：広報誌「まちしるべえ」、ホームページなど、様々な媒体で広報する
例：声や情報が届きにくい人（現役世代・外国にルーツのある方など）とつながる工夫をする



2 防災・防犯で安心して暮らせるまち

具体的な活動

- 自助・共助で減災につなげる
例：備蓄、防災訓練への参加、ご近所との関係づくり など
- 地域での防災意識を高める
例：町内会未加入の人、転入者、外国にルーツのある方、障がいのある方、ペットなどの防災訓練への参加を進める
例：各自自治会の防災組織や訓練内容の拡充
- 地域での見守り活動 例：あいさつをして知り合いを増やす、「つるみっ子見守り隊」、「防犯パトロール」など



3 健康で元気に暮らせるまち

具体的な活動

- 日頃の生活を整えて、様々な世代がこころやかなら健康について学ぶ場を作る
例：健康測定、食育講座、公園清掃、認知症サポーター養成講座、フレイル予防の取組 など
- 様々な団体が協力し、健康づくりの間口を広げ、乳幼児から高齢者まで参加できる
例：子育て支援教室終了後の歯の健康講座など
- 趣味や運動を通じた健康づくりを行う
例：ラジオ体操、ポッチャ、グランドゴルフ、ふまねっと運動、eスポーツなど



鶴見・みんなの会

毎月第2土曜日10:00~11:30
鶴見中央ケアプラザで開催しています！



みんな、あそびにきてね〜

とっても楽しいよ！

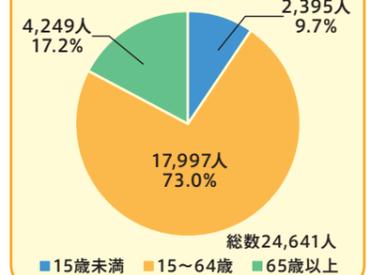
活動の様子はこちらから！



DATA

鶴見駅が近く、交通の便がよい地域です。店舗や公共施設、医療機関、保育園などが数多くあります。マンションやアパートが多く、若い世代が増加傾向にあります。

【年齢3区分別人ログラフ】



出典「横浜市統計ポータルサイト」、「住民基本台帳」（令和7年9月末日現在）※集計上の誤差があり、実際と一致しない場合があります。

第5期計画はこのようにつくりました

鶴見中央地区社会福祉協議会（以下、地区社協）を中心に、準備を進めてきました。地区社協より、「各町会をはじめ、一人ひとりの声を大切にしていきたい」という意見があり、令和6年11月に「あいねっと検討会」（各町会から3名出席）を開催しました。検討会では、第5期計画に向けて、鶴見中央地区への熱い気持ちを話し合いました。出席されたメンバーから「愛着」、「つながり」というキーワードが多く挙がっていたことを踏まえ、鶴見中央地区に住むすべての人と一緒に取り組み、何事も楽しく、気軽に声をかけたり、話し合える地域を目指すことになりました。第5期計画では第4期に続き、健康と防災等を通じてみんながあつながら、元気に過ごせるまちづくり、多世代・多文化共生のまちづくりを目指して、「オール鶴見中央」を合言葉に、みんなで進んでいきます。

これまでの計画（第4期）の振り返り

健康と防災でみんながあつながら鶴見中央

第4期地区別計画は、鶴見中央地区あいねっと推進委員会が中心となり策定しました。地域交流サロン・配食・防犯パトロール・スポーツイベント・お祭りなどの事業継続に加え、コロナ禍を経て休止した団体の活動再開や、地区社協・みんブラ広場などの新規取組の実現がされました。

1 声かけでみんながあつながら地域づくり

地区に暮らしす外国ルーツの方から「子育て」で感じたことや困ったことを話していただき、多文化理解のきっかけをつくりました。



2 みんなで見守りができるまち

地域防災拠点訓練では、障害関係事業所の参加や、ペット受入訓練の実施など、防災を通して地域と多様につながっています。



3 みんなが健康にすごせるまち

認知症サポーター養成講座等を通じて、認知症の方が地域で安心かつ健康に過ごせるような取り組みを行っています。





キャッチフレーズ

つながりの街 USHIODA

第5期計画で力を入れたいこと

1 住民同士の“つながり”の輪を広げる

具体的な活動

- 1 日頃からのあいさつや登下校時の見守り・声かけ、身近な居場所を通した、つながりづくりを行ないます。
(例：高齢者サロン、子育てサロン)
- 2 子どもから高齢者、外国につながる方など世代や文化を超えた交流を深められるイベントを企画実施します。
(例：USHIODAフェスタ、クリスマスランタンフェスタ)
- 3 町の美化に協力して取り組み、住民同士のつながりをつくります。
(例：ごみの分別の啓発、地域清掃)



2 災害に備えて安心・安全なまちづくり

具体的な活動

- 1 地震だけでなく風水害にも備えて、防災訓練の呼びかけや内容の工夫を行う。小中高校生、若い世代、外国につながる方、障害のある方の参加を促します。
- 2 日頃から子ども、高齢者、障害者等の見守りを行い、地域みんなでの助けあう意識を高めていきます。
- 3 災害時要援護者の見守り、声かけ等の体制づくりを行っています。



3 地域みんな健康づくり

具体的な活動

- 1 地域の公共施設や福祉施設を活用し、地域での健康づくりの取組をさらに充実させます。
(例：ポッチャ、ラジオ体操、ウォーキング大会)
- 2 若い世代、外国につながる方も含めて、住民一人ひとりが健康づくりの意識を育てられる場・機会づくりを行い、発信します。
(例：掲示板の活用、情報発信の工夫)
- 3 健康づくりの取組に、認知症予防やフレイル予防の視点を加えていきます。



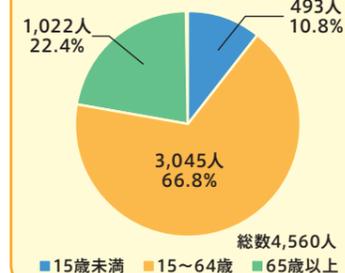
～第2回USHIODAフェスタの様子～ 2024.3.9

出典「横浜市統計ポータルサイト」、「住民基本台帳」(令和7年9月末日現在)※集計上の誤差があり、実際と一致しない場合があります。

DATA

地区幹線道路などが整い、住宅、店舗、工場などが混在しています。最寄り駅まで距離があるため、バスまたは自転車を利用する人が多い地域です。鶴見川などの自然があり、潮田神社、潮田公園などの歴史資源や公共施設があります。

【年齢3区分別人ログラフ】



第5期計画はこのようにつくりました

令和6年10月から令和7年2月にかけて、潮田中央地区あいねっと推進委員会にて合計3回のグループワークを実施し、できていること、地域課題や今後取り組みたいことなどを議論しました。第5期計画につながるポイントとして、多世代・多文化間の相互理解と交流、若い世代や外国につながる方の防災訓練への参加促進、健康づくりの場の情報発信についての工夫等を計画に盛り込みました。



これまでの計画(第4期)の振り返り

つながりの街 USHIODA

目標① 住民同士の“つながり”の輪を広げる

子育てや高齢者サロンに多くの方が楽しみに参加してくれています。潮田公園やコミュニティハウスが多世代交流の場となっています。USHIODAフェスタ、ランタンフェスタがつながりの輪の場に成長しています。



ランタンフェスタ

目標② 災害に備えて安心・安全なまちづくり

防災訓練には多くの方が参加し、災害時に支援が必要となる方へ特に周知を実施しました。中学生や障害のある方、防災に関心な方に防災訓練への参加を促す方法が課題です。発災時に住民間で災害情報を共有する仕組みづくりに取り組む必要があります。

目標③ 地域みんな健康づくり

ラジオ体操、グランドゴルフ、モルック、ポッチャ、羽根つき大会などを実施しました。二次元コードの掲載など様々な世代の方にイベント情報が届くよう情報発信に工夫が必要です。子どもや外国につながる方がある方が参加しやすい健康づくりイベントの企画開催を進めます。



キャッチフレーズ

みんなで
声をかけよう
手をのばそう
手をつなごう
挨拶をしよう

声かけて 心がつながる 潮田東部

高齢者、子ども、子育て中の方、介護をしている方、障害のある方、外国にルーツのある方など、様々な世代、様々な環境にある方が地域でつながり、支えあうことを大切にします。地域で何が課題になっているか、住民が何を望んでいるか、住民の『声』をもとに取り組んでいくことを目指します。各町会の情報交換を密にし、取組を共有し、広げていきます。

第5期計画で力を入れたいこと

1 地域みんなで支えあい

具体的な活動

- 1 災害に備えた地域ごとの仕組みづくりをすすめます。
(要援護者支援等)
- 2 支援者間での情報共有をすすめます。
(例：各自治会で様々な講習会等を実施、情報交換を促進し様々な人との連携を広める、地域と関係機関との情報交換など支援者間で情報を共有する、こども食堂を行っている自治会への協力)



盆踊り大会

2 地域の中での見守り活動

具体的な活動

- 1 高齢者に限らず見守り活動を推進します。
- 2 様々な世代、様々な環境にある方への理解・啓発に取り組みます。
(例：登下校時の見守りを継続、緊急連絡カードを子どもから大人まで広める、各イベント《連合、自治町会》への参加を積極的に呼びかける)



敬老祝賀会

3 地域で楽しく健康づくり

具体的な活動

- 1 4公園の元気づくりステーションを充実させます。
- 2 既存の活動(ウォーキングや体操等)のPRを強化します。
- 3 活動を通じ、多世代交流、趣味特技を活かした健康づくりに取り組みます。
(例：マンネリ化しないような工夫を続ける、参加するみんなが興味を持てる企画、公園の掃除、花壇づくりへの参加呼びかけ)



元気アップウォーキング

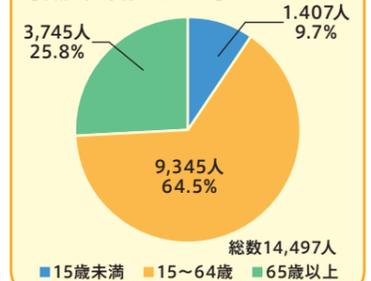


出典「横浜市統計ポータルサイト」、「住民基本台帳」(令和7年9月末日現在) ※集計上の誤差があり、実際と一致しない場合があります。

DATA

鶴見川と海側の工場地帯に挟まれた平坦なエリアで、川崎市に隣接しています。地域には、潮田神社、潮田小学校、入船小学校、潮田中学校、寛政中学校などがあります。

【年齢3区分別人ログラフ】



第5期計画はこのようにつくりました

地区懇談会(潮田東部地区フォーラム)で話し合い、下記のような様々な意見が出ました。この意見をもとにさらに地域で話し合い、第5期計画をまとめていきました。

- 支えあい**
- 高齢者サロンでの詐欺防止講習
 - 何気ない会話から知り合いを増やすことが災害時に役立つ
 - 要援護者名簿だけでなく各町会で見守りの決めごとが必要
 - 多国籍交流のまち、人権の授業が充実。誰もが溶け込みやすい地域性
- 見守り**
- 住民同士の見守りで、アパート室内で倒れていた人を見つけたことがある
 - ポッチャを通じた多世代交流
 - 転入者は町会に入りづらい傾向。子どもが加入のきっかけになる
 - 登下校時の声かけ、見守りは安心につながる
- 健康づくり**
- コロナ禍を経て、取組再開、継続
 - 各公園で元気づくりステーション、元気アップウォーキング、ラジオ体操を実施しているが、参加者が年々減少している

これまでの計画(第4期)の振り返り

声かけて 心がつながる 潮田東部

目標① 地域みんなで支えあい 目標② 地域の中での見守り活動 目標③ 地域で楽しく健康づくり

これまでの活動 ～潮田東部地区フォーラムを開催～

- 【第1回】令和6年5月13日(月)「緊急連絡カード」のリニューアルを検討、高齢者や子どもの見守り活動での課題を共有
- 【第2回】令和6年8月2日(金)「緊急連絡カード」の内容について話し合い、支え合いマップについて各自治会の状況を共有
- 【第3回】令和6年11月13日(水) 地域の見守りや子育て支援のあり方について意見交換



あいねっと地区フォーラム



キャッチフレーズ

ふれあい 支え合おう 潮見橋

第5期計画で力を入れたいこと

1 つながりを広げよう！声かけてつなぐ地域の絆づくり

具体的な活動

- 胸をはってあいさつができる子どもを地域で育てよう
例：学援隊と学校が連携した子どもたちへの声かけ
次につながる足がかりとなるような行事・イベントへの声かけ
- 住民同士の心のふれあいの場や機会を増やそう
例：こどもから高齢者まで参加しやすい行事・日頃のごみの分別や環境美化を切り口にした交流
- 広報や口コミなど情報発信の内容や方法の工夫を行おう
例：友達同士や親子への声かけ・子どもたちが情報を得られやすいような工夫



2 支え、助け合う 安全・安心な町づくり

具体的な活動

- 日頃からの子どもや高齢者の見守りを続けよう
例：小学校の学援隊での見守り、声掛け・一人暮らし高齢者への声掛け、見守り
- 人が集う場・機会での見守りを広げよう
例：子ども食堂・子育てサロン・高齢者サロン・居場所
・広報活動の強化により参加者を増やす
・SNS等で活動を発信して多世代にアピールする
- 災害に対する備えをしよう
例：防災講座の開催・学校等と連携して子どもや若い世代の参加が増えるように取り組む



3 それぞれの人に合った健康づくり♡

具体的な活動

- 誰もが参加できる健康づくりの場を充実させよう
例：子どもや若い世代も参加できるように、内容や情報発信の方法を工夫する。
・ポッチャやワックン体操など、みんなで楽しく身体を動かせる機会を増やす
- 趣味や特技を活かした健康づくりを広げよう
例：ウォーキング、グランドゴルフ、ペタンク、美容教室など
- みんなで心身の健康づくりに取り組み、健康寿命を延ばそう
例：広報等で特定健診の大事さを伝える、健康講座の開催



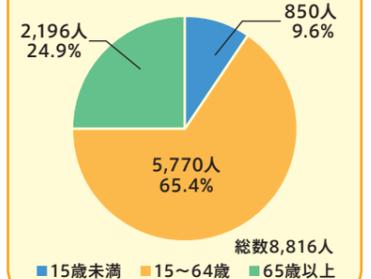
健康ウォーキングと三ツ池公園のお花見

出典「横浜市統計ポータルサイト」、「住民基本台帳」（令和7年9月末日現在）※集計上の誤差があり、実態と一致しない場合があります。

DATA

鶴見川に面した平坦なエリアで、南北にJR鶴見線が走っています。地区の商店街は住民の生活に便利な商店街として定着しています。工場跡地などにマンションや戸建てが建ち、転入者が増えています。

【年齢3区分別人口グラフ】



第5期計画はこのようにつくりました

- 第4期計画の振り返りアンケートを実施
第4期で取り組んだ内容や今後取り組みたい内容、課題と感じていることについて各町会にアンケートを実施しました。
- 意見交換会を実施
第4期ふりかえりアンケートを基にし、目標1、目標2、目標3のグループに分かれて第5期計画策定にむけた意見交換会を実施し、各グループから地域愛にあふれた意見が沢山だされました。



これまでの計画（第4期）の振り返り

ふれあい 支えあおう 潮見橋

目標① つながりを広げよう！声かけてつなぐ地域の絆づくり

ふれあいの集い、祭りや様々なイベント、健康ウォーキング、ちびっ子広場など、みんなが楽しめる参加型の行事を企画し、住民同士の交流を深めた。



目標② 支え、助け合う安全・安心な町づくり

下野谷小学校の学援隊での声かけあいさつの実施や、ちびっ子広場やこども食堂の開催。

目標③ それぞれの人に合った健康づくり♡

ウォーキング、ポッチャなど体を動かすイベントの開催や健康の大切さを伝える福祉講座の開催。



キャッチフレーズ

“助け合う・支え合う・分かち合う 人が繋がるまちづくり”

第5期計画で力を入れたいこと

1 他者を認め、お互いを活かし、共生・協働できるまちづくりの推進 ～絆、交流、外国につながる人～

具体的な活動

- 1 参加しやすい地域のイベントを企画・実施しよう。
- 2 ささまざまな憩いの居場所をつくろう。
- 3 だれもが参加しやすい防災訓練を実施しよう。
- 4 外国につながるのがある住民と交流しよう。
架け橋となる人材を育成しよう。

2023年9月 潮田交流プラザ秋まつり
インターナショナルカフェ

2 助け合いの輪を広げるまちづくりの推進 ～安全対策、災害対策、要援護者対策～

具体的な活動

- ◆ ①～⑨の取組を充実させ、助け合いの輪を広げていこう。
- ①声かけ・挨拶運動 ②要援護者支援 ③防災訓練
- ④災害時安否確認（黄色いタオル） ⑤安心安全マップ（消火栓）
- ⑥食品ロスの削減（フードドライブ）
- ⑦あいねっと推進会議
- ⑧地域資源の発掘・地域ならではの魅力創出 ⑨後継者探し

2024年12月 汐入小防災拠点訓練
HUG訓練を実施

3 元気なまちづくりの推進 ～地域資源、健康づくり、人材発掘、他組織との交流～

具体的な活動

- 1 スポーツ交流会を通じて健康づくりに取り組もう。
- 2 健康のために体操を続けよう。
- 3 仲間と一緒にウォーキングをしよう。
- 4 熱中症予防対策をしよう。
- 5 国際学生会館と交流しよう。

2024年8月
支え合い(愛)パーティー
ラダートレーニング

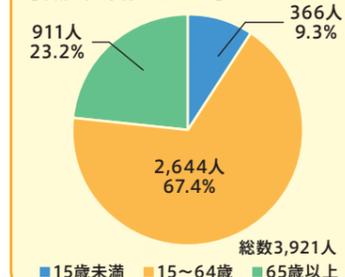
2024年7月 納涼祭

出典「横浜市統計ポータルサイト」、「住民基本台帳」（令和7年9月末日現在）※集計上の誤差があり、実際と一致しない場合があります。

DATA

鶴見川と海側の工場地帯に挟まれた平坦な地域で、地区の中央を潮風大通りが通っています。地域には、潮田交流プラザ（潮田地域ケアプラザ、潮田地区センター、横浜市国際学生会館）、汐入小学校などがあります。

【年齢3区分別人ログラフ】



第5期計画はこのようにつくりました

あいねっと鶴見区計画第5期を参考に、これまでの4期の活動を地区計画にどのように継続して発展していけるかを考えながら作成しました。

作業の過程では、後継者にどう引き継いでいくか、担い手をどのように増やしていくかも意識しながら進めていきました。

7月23日に方向性検討を、8月23日に素案作成委員会を、9月7日にあいねっと推進会議を行い、皆で意見を出し合いました。



これまでの計画（第4期）の振り返り

"安心・安全・支え合い 人が育む まちづくり"

目標① 地域みんなで支え合うまちづくり

支え合いパーティーをとおして、食品ロスの削減の取組としてのフードドライブ・ウォーキング・健康体操等の健康づくりを実践。海外のお茶で外国籍の人と交流を図る。熱中症予防・火災予防のチェックリストを配布。HUG防災訓練、小学生の放水訓練を実施。

目標② 地域の中で資源の掘り起こし

各イベントについて、次世代の担い手を中心に企画運営に携わり、組織の強化を図る。目標1のイベントをつうじた居場所づくりを実施。住民アンケートを実施。

目標③ 地域の資源・情報を活用した組織づくり

自治会にwi-fiの導入・学校交流（計算道場・ミシンかけ・イベント参加）・国際学生会館との交流・あいねっと推進会議で情報発信



キャッチフレーズ

地域みんなでつながろう、取組の輪をひろげていこう

第5期計画で力を入れたいこと

1 地域の力で新たな担い手を増やしていこう

具体的な活動

- 1 新たな担い手を育て、中高生を含めた幅広い世代へ取組の輪をひろげていこう
 - ・Machi-Kirei (マチ・キレイ) やアートイベントなどをとおした芸術と活気があふれる美しいまちづくり
 - ・お祭りなど地域行事への中高生を含めた幅広い世代の参加
- 2 転入者や若い世代、外国籍の方などを含め、小野町のみなさんに行事やイベントが伝わるように、周知方法を工夫します
 - ・掲示の工夫、広報紙の作成と全戸配布、SNSの活用



2 地域のつながりで助け合える、災害に強いまちにしよう

具体的な活動

- 1 災害に備えよう
 - ・地域の福祉施設、病院、企業等と連携した一時避難場所の確保・防災倉庫の整理
- 2 顔の見える関係をつくり、普段から助け合えるまちにしよう
 - ・日頃からの隣近所のあいさつや声かけ
 - ・地域の取組の輪を通して、顔の見える関係づくり
- 3 災害時に支援が必要な人を把握しよう
 - ・要援護者名簿の活用、日ごろからのゆるやかな見守り



3 地域みんな健康づくり

具体的な活動

- 1 地域資源を活用して健康づくりの活動をしよう
 - ・地域の福祉施設・病院、企業からの出張講座
 - ・保健活動推進員との連携
- 2 高齢者の集まる場や機会を増やしていこう
 - ・カラオケや健康麻雀等、趣味や特技を活かした活動、食事会等
- 3 地域の日常的な活動に積極的に参加するとともに皆さんへ声かけしよう
 - ・ラジオ体操、レクリエーション、運動会等
 - ・ご近所さんを誘ってウォーキングに参加



納涼仮装盆踊り大会

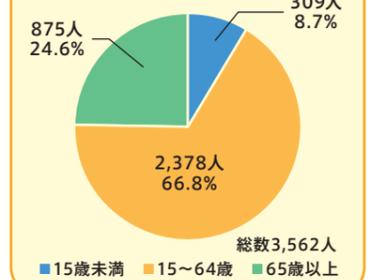


出典「横浜市統計ポータルサイト」、「住民基本台帳」(令和7年9月末日現在) ※集計上の誤差があり、実態と一致しない場合があります。

DATA

鶴見川に面したエリアで、南北にJR鶴見線が走っています。工場跡地などにマンションや戸建てが建ち、転入者が多い地域です。近年は高齢者施設や医療機関なども建っています。

【年齢3区分別人口グラフ】



第5期計画はこのようにつくりました

- 令和6年11月27日に開催した「あいねっと懇談会」において、現在取り組んでいることの再確認と今後取り組んでいきたいことについて、地域みんな意見交換を行いました。



共有した内容をシートにまとめ、第5期計画をつくりあげていきました。

これまでの計画(第4期)の振り返り

地域みんなつながろう

- 目標① 地域みんなつながろう
- 目標② 人のつながりで災害に強いまちにしよう
- 目標③ 地域みんな健康づくり



★これまでの活動

- ・体育祭：未就学児から高齢者まで楽しめる競技やお楽しみ抽選会の企画を実施
 - ・納涼仮装盆踊り：2日間に渡って開催し、2日目は仮装で盆踊り。中学生も出店のお手伝い
 - ・連合防災訓練：消火栓からホースをつないでの放水体験も実施
 - ・Machi-Kirei (マチ・キレイ) イベント：3人1組のチームで地域のごみを拾い、拾ったごみの重さを競争
 - ・出前福祉講座：病院や企業が地域へ出張して健康や福祉に関する講座を開催
 - ・特養ホーム「しょうじゅの里小野」と行事を通じた交流
- ⇒これらの取組みについて年6回発行の広報誌「しゃきょうだより」で特集し、アンケート結果を周知





キャッチフレーズ

人とひととのつながりを大切に育てます。

第5期計画で力を入れたいこと

1 地域みんなで手をひろげ ～つながりの維持～

具体的な活動

- ① 地区内で活動している団体の連携をより進める。
- ② 子ども同士や大人と子どもが世代間で交流する機会を増やす。
- ③ 多くの人が地域活動に参加し、もっと顔見知りが増えるようにする。



こどもフェスティバル

2 地域の中で声をあげ ～活動の継承・活性化～

具体的な活動

- ① 地域行事を通して、子どもたちに地域の伝承を伝える。
- ② 小学校・中学校と連携し、子どもが行事に参加したいと思える情報発信を行う。
- ③ 掲示板を活用し、自治会・町内会、地区活動を広く届ける。



蛇も蚊も祭り

3 地域みんなが健やかに ～健康活動の促進～

具体的な活動

- ① お祭りやスポーツなど、世代を超えて一緒に楽しめる活動を継続する。
- ② 既存の定期的な活動をさらに活性化し、新たな参加者を増やす。
- ③ みんなが気軽に集まれる「場」を作り外出する機会を増やす。



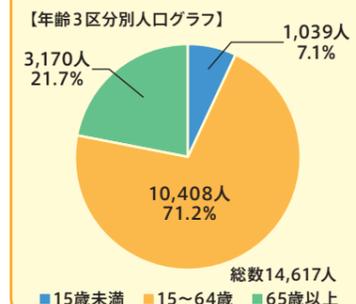
グラウンドゴルフ大会



出典「横浜市統計ポータルサイト」、「住民基本台帳」（令和7年9月末日現在）※集計上の誤差があり、実際と一致しない場合があります。

DATA

鶴見区南西部に位置しており、京急生麦駅や花月総持寺駅が最寄り駅です。旧東海道や魚河岸通りなど、昔からの街並みやお祭りが残る地域です。また、ビール工場なども近くにありま



第5期計画はこのようにつくりました

- 第4期計画の振り返りを行いました
令和6年9月14日に生麦地域ケアプラザで開催された生一連絡会において、第4期計画の振り返りを行いました。その中で、一つ一つの活動を長く続けることが大事であり、活動目標についても継続していく方向性を確認しました。
- 第5期計画素案の意見交換を実施し、確定しました
令和7年6月21日の生一連絡会で、第5期計画の素案についての意見交換を実施し、出された意見を反映し、生麦第一地区の計画を確定しました。



これまでの計画（第4期）の振り返り

人とひととのつながりを大切に育てます。

目標① 地域みんなで手をひろげ ～つながりの維持～

こどもフェスティバルにて、あいねっとの普及啓発のためブースを実施しました。ふれあい昼食会は配食形式からコロナ前の会食形式で再開し高齢者の交流の場となっています。にここサロンも子育て中の親子の集い場として知られています。

目標② 地域の中で声をあげ ～活動の継承・活性化～

地域行事である蛇も蚊も祭りや杉山神社例大祭などがコロナ禍を経て再開しています。なまいちじゃん（地区社協だより）を通じて地域情報や行事の様子など情報発信を行いました。

目標③ 地域みんなが健やかに ～健康活動の促進～

あいねっと・親睦グラウンドゴルフ大会、あいねっとサッカー教室などスポーツを通して交流の場を設けました。また、ふれあいの家で行っている夕暮れラジオ体操の参加者が増えています。



キャッチフレーズ

みんなの笑顔が みんなの健康が なまに (生麦第二地区の愛称) の元気の源

第5期計画で力を入れたいこと

1 住みなれたまちで、みんなの健康と笑顔があふれる暮らしを

具体的な活動

- 1 声かけや挨拶を通じた交流・見守り
(例: 近所付き合い、小学生の登校時の見守り)
2 各町内会での活動を通じた繋がりづくりと健康づくり
(例: 地域サロン、高齢者の食事会、子ども向けの活動、ラジオ体操、バス旅行、話し合いの場づくり)
3 地域に暮らす誰もが居心地の良さを感じる住みやすい環境づくり
(例: 公園や緑道の清掃・花壇整備、自宅そばやごみ集積場の清掃、分別啓発 等)



健康測定会

2 まもろう みんなで安心して暮らせるまち

具体的な活動

- 1 ひとり1人が防災への意識を高く持ち災害に備える強いまち【自助】
(例: 備蓄品の準備など日頃からの備え)
2 災害時、要援護者をはじめ隣近所で見守り、助け合えるまち【共助】
(例: 要援護者を普段から見守る仕組みづくりと必要な情報の共有、「無事タオル」の配布、要援護者の防災訓練の参加、ふれあい防災訪問)
3 身近なところから防犯・防災・防火活動の取組みを継続していこう
(例: 【防犯】 特殊詐欺への対応、防犯パトロール、社会を明るくする運動 【防災】 防災訓練)



社会を明るくする運動

3 子どもから高齢者までみんながまちのいない手(主役)に...

具体的な活動

- 1 イベントや集まりを通して多世代・多文化で楽しく交流できるまち
(例: 健民運動会、ポッチャ・モルック大会、地域のお祭りへの参加)
2 町内会活動の普及啓発と地域活動を次世代にバトンタッチ
(例: 町内会活動のPR、子ども向けの活動を増やす、学校との連携)
3 地域情報に関わる情報の『伝達』と『共有』の工夫
(例: 掲示板・回覧板に加え、自治会HP・メール・SNS等のデジタルツールの積極的な活用)



モルック大会



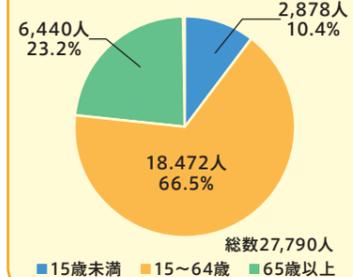
学援隊

出典「横浜市統計ポータルサイト」、「住民基本台帳」(令和7年9月末日現在) ※集計上の誤差があり、実態と一致しない場合があります。

DATA

国道、線路が地区を横断しています。東寺尾地域は緑地が多く、海側の生麦地域には下町の風情が残ります。地区の大半は住宅地で、マンションや戸建てが増えています。

【年齢3区分別人口グラフ】



第5期計画はこのようにつくりました

- 地区懇談会での意見
【令和6年9~10月】自治会・町内会単位で第4期計画の取組みを振り返り、アンケートを作成【令和6年11月】アンケートを共有
【令和7年1月】あいねっと地区計画意見交換会: 地域の皆さんと、「目標1 住み慣れたまちで、みんなの笑顔あふれる暮らしを」について、「いま取り組んでいること」「今後取り組みたいこと」をテーマに意見交換をしました。
●ひがてらフェアでアンケート実施
令和7年3月 広く地域の皆さんの声を聴くため、「これからの生麦第二地区、どんな町になってほしいですか?」をテーマにアンケートを集めました。
大人は①イベントの充実、②地域のつながり、③住みやすい環境、④コミュニケーションの促進、こどもは①お祭りの開催、②交流の場、③楽しい環境づくり などの意見を多くいただきました!



地区懇談会



ひがてらフェア

これまでの計画(第4期)の振り返り

みんなの笑顔が みんなの健康が なまにの元気の源

- 目標1 住みなれたまちで、みんなの笑顔あふれる暮らしを
目標2 まもろう みんなで安心して暮らせるまち
目標3 子どもから高齢者までみんながまちのいない手(主役)に

これまでの活動

- ・見守り、声かけ活動 ・ウォーキングやラジオ体操、サロン活動 ・各清掃活動、花壇整備等
・防災拠点訓練、防災マニュアル作成 ・要援護者に関する活動 ・各種のイベント
・防犯パトロール、社会を明るくする運動 ・子どもの活動の交流・連携 ・情報発信の工夫



キャッチフレーズ

はぐく つながりが育む、安心と健康のまち豊岡

第5期計画で力を入れたいこと

1 人とのつながりを大切にできるまちにしよう

具体的な活動

- 積極的にあいさつをして、顔の見える関係づくりをさらに広げよう。住民同士のふれあいの場を大切にしていこう。 例：お祭り、豊岡もくもく食堂、豊岡ハロウィンイベント
- 清掃やごみ出しなど日常生活での関わりや、まち歩き、地域行事などをきっかけに、まちの良いところを再発見し、交流を進めよう。
- 各自治会町内会の取組みを共有して、お互いに取り入れて活動を広げていこう。



2 多くの人々が安全・安心だと感じるまちづくりを進めよう

具体的な活動

- 学校等とも連携し、地域みなんでお互いに見守り合っていこう。 例：学童の下校時見守り活動、防犯パトロール
- 日ごろから防災・減災への意識を持ち、世代間交流を深めながら自然災害等に備えよう。 例：豊岡地区防災訓練、「無事ですカード」の活用、ペットの飼い主同志の連携による避難訓練



3 心も身体も健康になろう

具体的な活動

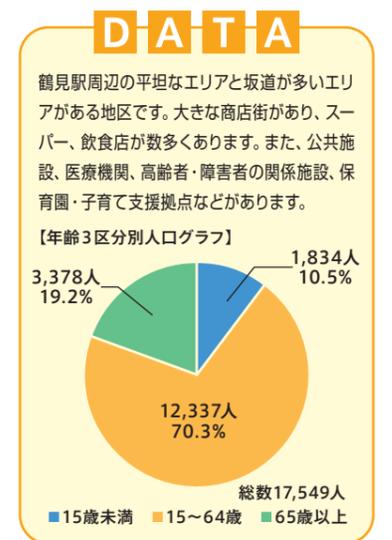
- 外に出て、人とのつながり、心も身体も健康になろう。 例：豊岡ふらっとカフェ、元気づくりステーション、地区連合運動会、体操教室
- 食を通じた健康支援に取り組める機会をつくろう。 例：口腔ケア（歯の健康づくり、感染予防）、口腔体操、豊岡もくもく食堂、めぐみの朝ごはん



豊岡地区連合運動会



出典「横浜市統計ポータルサイト」、「住民基本台帳」（令和7年9月末日現在）※集計上の誤差があり、実態と一致しない場合があります。



第5期計画はこのようにつくりました

第4期計画について、3つの目標ごとに「達成できたこと」「今後取り組みたいこと」「課題と感じていること」について、町内会ごとに意見交換を行いました。感染症の流行により、十分な活動が難しかったという声がある一方で、「制限のある状況下でも実現できた取り組みがあった」との前向きな意見も多く寄せられました。

また、世代間交流の促進やファミリー層への働きかけを通じて、地域の魅力をさらに高めていきたいという意欲が示され、第4期の目標に対する“再挑戦”への思いが共有されました。



これまでの計画（第4期）の振り返り

みんながつながるまち豊岡

目標① 笑顔であいさつして交流の輪を広げよう

学校と地域が連携するなど、世代間交流を通じてつながりを深める活動ができた

目標② 安全・安心な町づくりを進めよう

防犯活動を通じて顔の見える関係が築け、安心感が得られた

目標③ 心と身体の健康づくりを行おう

目的に合った運動ができ、心の健康も保たれ、世代の広がりにも希望が持てた



キャッチフレーズ

ふんわりとしたつながりで 互いに認め合い 誰もが輝けるまち 寺尾

★これからは育った福をたくさん実らせましょう

第5期計画で力を入れたいこと

1 笑顔がみえるつながりを大切に、すべての人を認め合い 地域みんなで安心・安全なまちづくりを進めよう!

具体的な活動

- 「無事ですシール」「安心ホルダー」を活用した見守り・防災への取組を継続しよう。
- 福祉保健講座等を開催し、相互理解を深めていこう。
例：講座のテーマ 障害の理解 多様性の理解 など
- 地域の声を聞き、身近なことから取り組んでいこう。
そして、活動を応援しよう。
例：てらっちーみんなの会（子育て・高齢者支援団体懇談会）



2 多様な個性を認め合い、誰もが笑顔で健康に過ごせるまちにしよう!

具体的な活動

- 行事・イベントを通じて幅広い世代と交流し、お互いを知ろう
例：お祭り、健康イベント、ウォークラリーイベント など
- 地域の活動団体の交流や情報交換を通じて、活動の成果や気づきを発信していこう。
例：あいねっと寺尾地区懇談会
- 地域の多様な人や団体がつながり、コラボレーションした活動を考えていこう。例：町内会、学校、福祉施設、子育て支援団体

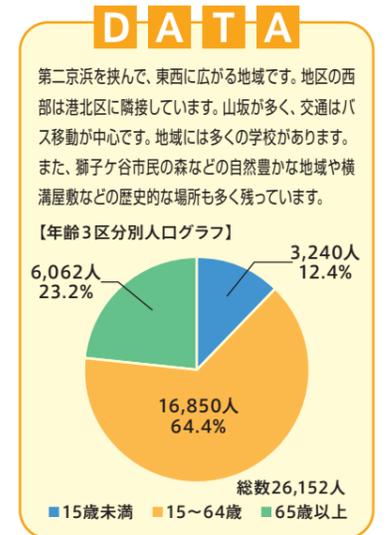


ウォークラリーイベント



横溝屋敷の鯉のぼり

出典「横浜市統計ポータルサイト」、「住民基本台帳」（令和7年9月末日現在）※集計上の誤差があり、実態と一致しない場合があります。



第5期計画はこのようにつくりました

3月26日（水）に地区懇談会を開催しました。
町内会役員の皆さんや子育て支援団体、特別養護老人ホーム、障害者支援施設のほか、近隣の小中学校の先生方や旭キッズ愛護会の小学生の皆さんなど、様々な分野で活躍する総勢35名の皆さんに参加いただきました。第4期計画に関わる6つのテーマに分かれて現在の活動や今後取り組みたいことについて話し合いました。テーマは「高齢者」「子育て」「障害理解」「多世代交流」「防災・見守り」「寺尾に住むことがうれしいと思うようになるためには」で、各グループで活発な意見交換が行われました。
地区懇談会の意見をもとに、町内会会長と支援チームで話し合って目標案を策定し、7月の連合会で皆さんの承認を得ました。



これまでの計画（第4期）の振り返り **ふんわりとしたつながりで、絆を強めよう！みんなが寺尾の応援団**

目標① 笑顔がみえるつながりを大切に、地域みんなで安心・安全なまちづくりを進めよう!

福祉保健講座の開催、子育て支援団体懇談会等の実施により、地域のつながりを深めました。また、安心ホルダーや「無事です」シールの活用を進めています。

目標② 幅広い世代で地域の活動に参加し、地域みんなで楽しく健康に過ごせるまちにしよう!

コロナ禍を経て、各町会で多くの交流行事を再開し、地区懇談会も再開できました。旭小学校有志の子どもたちによる「旭キッズ愛護会」の取組は、あいねっと推進フォーラムでも発表されました。



キャッチフレーズ

みんなの思いや 心が見える まちづくり

第5期計画で力を入れたいこと

1 思いやりや 心づかいを行動に移して つながるまちに

具体的な活動

- 1 地域の子どもの声や、取組を実現する「地域と何ができる会」の開催と継続
地域活動「LCT! (Let's Clean Tsurumi)」の拡大
- 2 多世代交流会を開催し、子どもたちを地域で見守り育てる
「学んでご飯」、集いの場所「はな♡そうカフェ」の充実
- 3 地域の見守り活動を、一人ひとりに知ってもらう
声かけ缶バッジ、自治会・町内会による様々な取組や見守り活動



はな♡そうカフェ

缶バッジ



2 お互いに認めあい 支えあいながら 地域力を高めよう

具体的な活動

- 1 世代を超えた連携で、防災意識を高める
各自治会・町内会で実施する防災訓練
- 2 多世代の交流を通じて、安全で安心して暮らせる私たちの町に
お楽しみ福祉大会、若いも若きも健康づくり
- 3 障がい理解し、誰もが暮らしやすい町に
障がいの理解講座による啓発



防災拠点訓練



お楽しみ福祉大会

第5期計画はこのようにつくりました

- 1 第1回～第3回寺尾第二地区あいねっと準備会（2月～4月）
地区社協会長、副会長、事務局長と計画案の検討を重ねる
- 2 寺尾第二地区懇談会（令和7年6月16日）
自治会・町内会長や民生委員児童委員の皆様と意見交換を実施
- 3 第3回地域と何ができる会（令和7年7月18日）
小・中学校の児童や生徒と地域のために何ができるか意見交換



あいねっとに関するご意見箱



赤門まつり



桜まつり



鶴見配水池（通称ねぎぼうず）



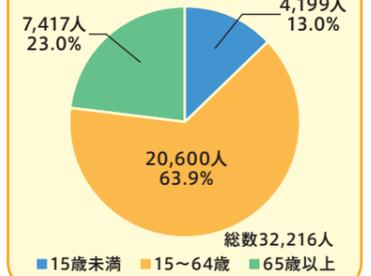
せせらぎ緑道

出典「横浜市統計ポータルサイト」、「住民基本台帳」（令和7年9月末日現在）※集計上の誤差があり、実際と一致しない場合があります。

DATA

北西部に位置し、寺社や史跡などの歴史資源や自然に恵まれた住宅地です。山坂が多く、交通はバスが中心です。近年、戸建てやマンションが建設され、子育て世帯が増えています。馬場地域ケアプラザが地域活動の中心になっています。

【年齢3区分別人口グラフ】



これまでの計画（第4期）の振り返り

世代を超えて未来につなごう 地域の輪

コロナ禍で、これまで行われていた行事などが中止になる中、小・中学生にアンケートを取ってみると、行事などに対する記憶が薄れていることが浮き彫りにされました。また、主催者側も行事開催のノウハウの引き継ぎなどがうまくいっていないことがわかりました。

目標① 思いやりで若いも若きも支え合おう

- ・「地域で何ができる会？」で、子どもたちの要望が多かった“みんなが自由に憩える場が欲しい”に応えるべく“はな♡そうカフェ”（なんでもはなせる、地域がよりそう場）の開催の提案をし、子どもたちの意見を最大限取り入れたカフェを立ち上げました。
馬場地域ケアプラザ全館に子どもたちの声や、地域の人の交流が行われています。
- ・3種類あった缶バッジのデザインを統一しわかりやすくしました。
- ・向こう三軒両隣近所同士の力を借りて見守り活動の強化を目指し、連合内で「地域つながり活動連絡会」（通称：つな連）を開催して、互いの自治会・町内会の良いところを取り入れました。
地域の見守りは、各自治会・町内会で組織を立ち上げ、年間数回の連絡会議を実施し、見守りマップを作成し、日ごろからの見守りを強化しました。

目標② 誰もが絆を深めて、地域力を高めよう

- ・中学生と取り組む地域清掃「LCT! (Let's Clean Tsurumi)」が発足しました。地域の上の宮中学校の福祉委員が中心となって考えたLCT!は、清掃しながら自然や歴史にも関心が持てるよう「寺尾奉行マップ」を利用したスタンプラリーを取り入れました。
- ・地域と子どもたちの距離が縮まり、防災訓練や認知症の症状の理解や対応方法について共に学習する「認知症サポーター養成講座」の実施など活動の範囲が広がっています。
- ・障がいに対する理解を共有し共に住みやすい環境が作れるようにする第一歩の「障がいの理解講座」を実施しました。



LCT! (Let's Clean Tsurumi)



キャッチフレーズ

地域みんなでつながる町 駒岡

第5期計画で力を入れたいこと

1 地域のつながりを充実させよう

具体的な活動

- 1 誰もが参加できる防災活動を行います。
- 2 行事やスポーツ（水鉄砲・モルック）等を通じて、多世代の交流を進めて地域のつながりを充実させます。



2 今よりもっと地域の情報が入りやすい町にしよう

具体的な活動

- 1 地域の情報がより多くの人に届くように、住民と地域の団体（高齢・障害者・児童関係施設等）がつながる機会を大切にします。
- 2 今後も読み手に合わせた、情報発信の方法を検討します。



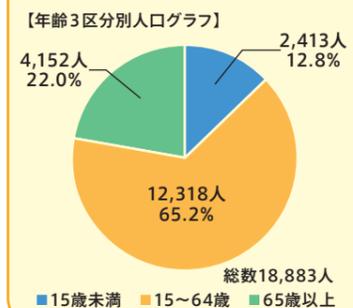
駒岡地区連合盆踊り大会（子ども太鼓）



出典「横浜市統計ポータルサイト」、「住民基本台帳」（令和7年9月末日現在）※集計上の誤差があり、実態と一致しない場合があります。

DATA

港北区や鶴見川と隣接し、住宅地が主となっています。駅までの交通手段は主にバスで、綱島駅方面が近いエリアです。地域内には古墳跡や貝塚等の名所・旧跡が残っています。



第5期計画はこのようにつくりました

令和6年11月22日（金）駒岡地区センターにてあいねっと駒岡地区懇談会を開催しました。町会・民生委員・主任児童委員・保健活動推進員・消費生活推進員・子ども会・PTA・障害者施設・高齢者施設・親と子のつどいの広場・婦人部・支援学校・スポーツ推進員など駒岡地区に関係するさまざまな方が計20名参加されました。

グループワークにて『現在、行っている取組』『今後続けていきたい活動』『これから取り組んでいきたいこと』などについて話し合いました。

この話し合いをもとに令和7年2月12日、6月19日に駒岡地区懇談会（コア）で振り返りながら作りました。



これまでの計画（第4期）の振り返り

地域みんなでつながる町 駒岡

目標① 地域のつながりを充実させよう

様々な人が参加する防災活動（障害児者・福祉施設の参加、小学生が役割を持って参加）
お祭りや行事を通じてのつながり（盆踊り・節分豆まき）
想いが集まり寄付につながる活動（フードドライブ）
新たな居場所の創出（カフェ燦々）

目標② 今よりもっと地域の情報が入りやすい町にしよう

掲示板の有効活用： あいねっと地区懇談会での各団体での取り組み情報共有



キャッチフレーズ

つながる 安全安心なまち 上末吉

第5期計画で力を入れたいこと

1 隣近所で顔の見える関係をつくろう

具体的な活動

- あいさつや声かけでご近所とつながり、地域みんなで子どもを見守ります。
- 見守りの中で“気づき”・“つなげる”を気軽にできるようにしよう。
【一人暮らし高齢者の食事会】



子どもたちの見守り

2 地域と学校・施設等のつながりを充実させよう

具体的な活動

- 地域と学校・施設等が連携し、地域活動に取り組もう。
【防災訓練への児童の参加、保育園や親と子のつどいの広場等との交流】
- みんなで役割分担して、楽しいイベントを企画し、幅広い世代で交流しよう。
【ポッチャなどのスポーツイベント など】
- 発災時に備え、既存の行事の中に防災をテーマに取り入れよう。
【歩け歩け大会での炊き出し】



ポッチャ大会

3 地域活動に興味を持つ人を増やそう

具体的な活動

- 地区のイベント情報を共有し、発信しよう。
【地区社協だより など】
- 各団体の垣根を超えてアイデアを出し合い、よりよい地域活動を考えよう。
【上末吉あいねっとの会 など】



地区社協だより

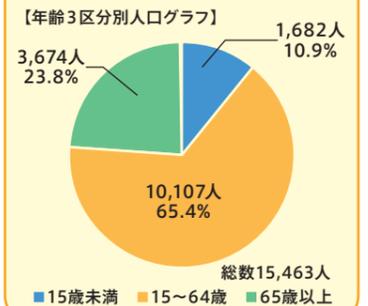
令和7年3月に鶴見川人道橋開通



出典「横浜市統計ポータルサイト」、「住民基本台帳」（令和7年9月末日現在）※集計上の誤差があり、実際と一致しない場合があります。

DATA

鶴見川や三ツ池公園に隣接しており、自然環境に恵まれた地域です。主な交通手段はバスで鶴見駅方面や綱島・新横浜駅方面にも移動できます。末吉地区センターが近くにあり、地域活動の拠点になっています。



第5期計画はこのようにつくりました

- 上末吉地区「上末吉地区あいねっとの会」令和7年3月14日 開催
地域をはじめ、学校関係者、子育て支援など地域で活動する団体など32名の方々にご参加いただきました。5グループに分かれて、防災、見守り（子ども、高齢者）、交流、まちの魅力アップ、人材育成・発掘などをテーマに「5期計画に向けて 5年間の具体的な取組「続けていきたいこと」「これから出来そうなこと」」について有意義な意見交換の場となりました。
どのグループでもこれからの上末吉地区の発展に向けた前向きな意見が出ました。それらの意見を基に、町内会長をはじめ地域の方とともに計画策定に向けて話し合いを行いました。



これまでの計画（第4期）の振り返り

まわりが見える住みよいまち 上末吉

目標① 既存の行事や活動を充実させて、世代をこえたつながりをつくろう

- ・三ツ池フェスティバルやポッチャ大会など、多世代交流を深める場をつくりました。
- ・フレイル予防や交流のため、歩け歩け大会でのウォーキングを実施しました。

目標② 日頃の交流を深めよう

- ・小・中学校、ぼんぼり広場や親と子のつどいの広場 coronなどの交流の場をつくりました。
- ・掲示板の活用や地区社協だよりで情報発信を行いました。

目標③ 気軽なあいさつから、見守り・支え合いの輪に広げよう

- ・民生委員等による日頃の見守り活動に加え、4年ぶりに「敬老のつどい」を開催しました。
- ・コロナ禍でも工夫して地域防災拠点訓練や一人暮らし高齢者食事会などを継続して実施しました。
- ・上末吉あいねっとの会で「生活困窮」をテーマにした勉強会を実施しました。



キャッチフレーズ

ともに つながる 下末吉

第5期計画で力を入れたいこと

1 地域みんなでつながりあえる、下末吉を目指そう

具体的な活動

- 1 日頃からのあいさつや声かけ・見守りから、防災に強い地域のつなぐりづくりをしていこう。
- 2 子育て世代が地域とのつなぐりを持つきっかけとなるよう「楽しい」イベントを考えていこう。
- 3 地域と学校のつなぐりを充実させて、多世代が支え合う地域にしよう。



ドッジボール大会

2 地域の中で、より情報を共有できる仕組みを考えよう

具体的な活動

- 1 地区フォーラムを開催し、地域住民、施設、活動団体と課題や情報を共有していこう。
- 2 情報発信や防災の取組の視点でも学校・保育園等と地域のつなぐりを充実させよう。



一人暮らし高齢者会食会「寿々め会」

3 地域に興味をもつ人を増やしていこう

具体的な活動

- 1 地域の行事を通じて、子どもたちの「ふるさと愛」をそだてよう。
- 2 地域のつなぐりを広げ、地域活動へ声かけあって誘い合って、参加してみよう。
- 3 地域にある福祉施設や活動団体との交流を通じて、高齢者・障がいのある方等への理解をより深めていこう。



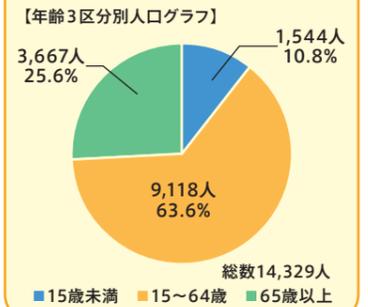
敬友の集い



出典「横浜市統計ポータルサイト」、「住民基本台帳」（令和7年9月末日現在）※集計上の誤差があり、実態と一致しない場合があります。

DATA

幹線道路の鶴見溝ノ口線が南北に、第2京浜が東西に伸び、鶴見川に隣接しています。平坦な地形と山坂の地形があるエリアです。交通手段は主にバスで、鶴見駅、綱島や川崎方面にも移動可能です。大きな病院や製菓工場が近くにありま



第5期計画はこのようにつくりました

- 下末吉地区あいねっと地区フォーラム 日時：令和6年11月29日 場所：下末吉小学校 参加50人
①防災 ②見守り・つなぐり ③情報発信・共有 ④多世代交流の4つのテーマで意見交換を行いました。
- 下末吉地区あいねっとの会 日時：令和7年6月11日 場所：下末吉会館
キャッチフレーズ、目標について話し合いました。「ともにつながる」は、地域で生活する人、施設、団体、学校等すべてがつながっていくことです。



これまでの計画（第4期）の振り返り

さらに“つながる”まち下末吉を目指して

目標① 地域みんなでつながりあえる、下末吉を目指そう

【見守り】民生委員さんによる見守り活動でのつなぐり 【防災】コロナ禍でも工夫して地域防災拠点訓練を実施
【交流】お祭りや行事を通じてのつなぐり（三ツ池公園フェスティバル、盆踊り大会、ドッジボール大会、祭礼）
下末吉小学校創立70周年を記念して、児童が盆踊りで「下小音頭」披露、連合・地区社協共催の福祉バザーの開催
【居場所】地域の居場所、サークル活動等（寿々め会、ダンボの会）※地区社協が支援

目標② 地域の中で、より情報を共有できる仕組みを考えよう

毎年、様々なテーマで地区フォーラムを開催し、地域の思いや次の一歩に繋がるアイデアを共有

目標③ 「担い手」が活躍し、「場の活用」ができる活動を充実させよう

【新たな活動場所】地区フォーラムの開催場として、下末吉小学校のご厚意のもと体育館をお借りして実施



キャッチフレーズ

支えあう・助け合う町 江ヶ崎

第5期計画で力を入れたいこと

1 子どもが健全に過ごせる場づくり

具体的な活動

- 1 年少人口の増加に伴う多様化した居場所づくり。
- 2 子育て中の親への支援の充実と交流の支援。
- 3 新しい世帯や地元中学生などに地域活動への積極的な参加を促し、親世代へと活動の輪を広げる。



2 世代を超えた住民間の交流

具体的な活動

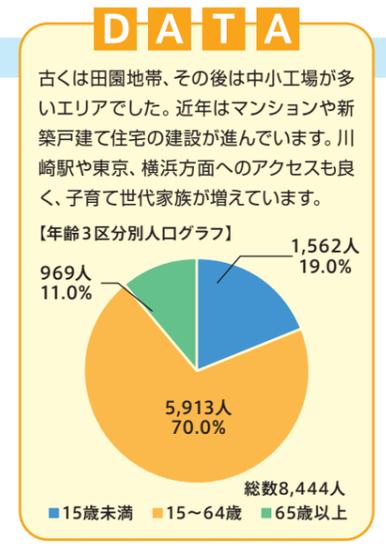
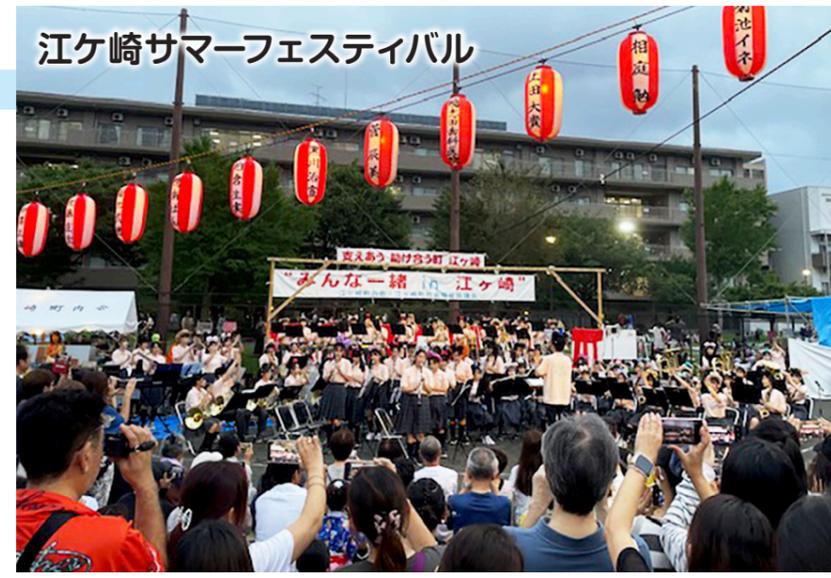
- 1 様々な地域行事により多世代の住民の参加と交流を広げる。
- 2 イベントなどを「きっかけ」に顔の見える関係を築き、それとともに運営への参画を促す。
- 3 総合防災訓練などを通じて災害に備えると共に、共助の働きかけを促進する。



3 誰もが参加しやすい環境・見守り

具体的な活動

- 1 ホームページなどを活用し、誰にでも伝わるよう、地域の情報発信について工夫する。
- 2 楽しく・気軽に・誰でも参加しやすい場や環境を整え、日ごろから交流・見守り・健康づくりを促進する。
- 3 あいさつ運動をさらに浸透させ、住民間の交流を深める。



出典「横浜市統計ポータルサイト」、「住民基本台帳」（令和7年9月末日現在）※集計上の誤差があり、実際と一致しない場合があります。

第5期計画はこのようにつくりました

- 推進協議会にて、第4期の振り返りと第5期計画策定に向けてのグループワークを行いました。地域の皆さんの活動の中で「できていること・取り組んでいること」や「課題に感じていること・こうなったらいいなと思うこと」など活発な意見交換を行いました。



【主な意見】

地域行事へ新しい世帯や子供を呼び込みたい／イベントは中学生の手伝いや参加も多いので、運営に関わってくれれば嬉しい／広報用フェイスブックの一層の有効活用ができればいい。

これまでの計画（第4期）の振り返り 支えあう・助け合う町 江ヶ崎

目標① 子どもが健全に過ごせる場づくり

毎月第2火曜日に開催する子育て広場は、子どもの居場所づくりになっています。クリスマス会、かるた大会など様々なイベントを行い多くの子どもが参加しました。

目標② 世代を超えた住民間の交流

サマーフェスティバル、総合防災訓練、家族大運動会、もちつき大会などの行事には、多世代にわたる方々が参加し、交流の場となっています。

目標③ 誰もが参加しやすい環境・見守り

地域が作成している「江ヶ崎の防災」を8年振りに改訂し、全世帯に配布しました。回覧板、掲示板、フェイスブック運営で、情報発信を行いました。小学校・中学校の入学式でのあいさつ運動を実施し顔の見える関係づくりをすすめました。

第5期鶴見・あいねっとの策定経過

第4期計画の「推進の土台」ではすべての地域活動を充実させる共通の要素を推進の柱から抽出・設定し、各地区や区役所、区社協、地域ケアプラザそれぞれの取組を推進してきました。

第5期計画策定に向けては、検討の場を設け第4期計画の基本的な考え方を継承しながら「推進の土台」をそれぞれの柱に吸収しました。また、大切にしたいキーワードを出し合いながらどんな地域をめざしていくのかをまとめました。

第4期計画の振り返り（推進委員会・策定検討プロジェクト+区・区社協・地域ケアプラザ）

柱Ⅰ つながりのある地域づくり キーワード 交流・多様な主体 土台 人材

具体的な取組

- 1 コロナ禍以降は、実施形態を工夫しながら、イベント、地域交流の取組が行われています。一方で、担い手の高齢化や担い手不足により活動が終了した団体や、今後の継続に不安を感じている団体もあります。
- 2 各種連絡会への民間企業の参加や、若い世代の参加、新たな団体・世代とのつながりが生まれています。また、地域と学校と一緒に地域活動に取り組む地域が増えており、子どもの意見を地域活動に生かしていく視点が広がっています。
- 3 地域や関係機関が連携しながら、地域の担い手を増やすための講座や研修会を実施しています。

柱Ⅱ 必要なときに支援が届く地域づくり キーワード 支えあい・見守り 土台 相互理解

具体的な取組

- 1 認知症カフェや介護者の集いなど、当事者や家族の孤立予防につながっています。子ども食堂や地域食堂など、新たな居場所も増えています。地域情報の発信には、様々な人に必要な情報が届くよう工夫しています。
- 2 災害時要援護者名簿の活用や地域独自の見守りツールの活用、小学生の登下校時の見守り活動など、地域ごとに工夫して見守りのすそ野を広げています。
- 3 認知症サポーター養成講座の開催やキャラバンメイト連絡会への参加、自立支援協議会などを通じた権利擁護の取組、消費者被害に関する講座の開催など、権利擁護のための取組が進んでいます。

柱Ⅲ 健やかに暮らせる地域づくり キーワード 健康 土台 場・機会

具体的な取組

- 1 フレイルや閉じこもり予防講座が開催されました。また、土曜開催や託児付講座など、どのような世代でも健康づくりに参加できる工夫をしながら企画されています。また、学校と連携した子どものころからの健康づくりを考える取組も進められています。
- 2 障害の有無にかかわらず、誰でも参加できるスポーツのイベントが実施されています。大学生と実施したイベント等、若いころから健康づくりに関わるきっかけとなりました。
- 3 ボランティア活動等のニーズが多様化しています。住民のそれぞれの力を生かす場づくりや機会づくりに取り組みました。

第5期計画に向けて

<大切にしたいこと>

将来をつくる子どもの意見を取り入れよう！

積極的に地区の情報を発信して、子ども、子育て世代に参加してもらい、つながるきっかけを作ろう。

企業や事業所等の力にも頼りながら、高齢化・担い手不足が解消できるといいな。福祉分野をこえたつながりを考えよう。

協力してもらえそうな団体と、地域の様々なニーズを結びつける「つなぎ役」がいるといいな。

★子ども・学校・若い世代
★分野をこえたつながり
新しいつながり方・つなぎ役
★つながり・交流の場
★高齢化・担い手不足

多様な人や団体が参加し、つながっている地域



<大切にしたいこと>

支援が必要な人が相談につながるよう、様々な居場所があって必要な支援につながるといいな。支援者同士の連携も大切だね。

日ごろからあいさつができる関係であれば、気にかけてもらったり、見守られている安心感があるよね。

地域には外国にルーツがある方、障害がある方、性的マイノリティの方など様々な背景がある人がいることを理解しておく必要があるね。

★困っている人に気づく・情報が届く
★おたがいさまの関係
★一人ひとりの多様な背景
★縦割りではない相談支援

困ったときにお互いに気づき、助けあえ、支援が届く地域

<大切にしたいこと>

誰もが参加したいと思える健康づくり講座や居場所があるとよいな。

健康づくりに興味をもってもらうために、また子どものころから健康意識を高めてもらうために、企業・学校等とコラボできるといいね。

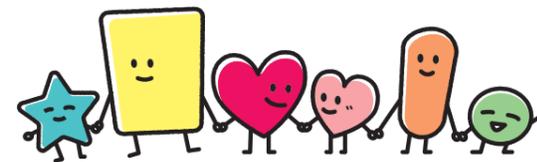
得意なことを地域で生かせる場があるといいね。自分の役割が地域の中であると健康につながるよね。

★誰でも参加できる
★楽しい内容・コラボ
★認知症の理解
★用事や役割がある=健やかでいられる

心も体も健やかでいられる地域

資料編 鶴見・あいねっと推進委員会委員等の団体紹介

鶴見区では、地域の皆さんが「顔の見える関係づくり」を大切にしながら、福祉・防災・子育て・健康づくりなど、様々な分野で活躍しています。推進委員会・策定検討プロジェクトのメンバーは、こうした地域の力を結集し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して、鶴見区全体の取組を考えていく役割を担っています。



自治連合会

「顔の見える関係づくり」を大切に

区内には126の自治会・町内会があり、自主的に地域福祉活動・レクリエーション活動・防災防犯活動などに取り組んでいます。

この単位自治会が地域ごとに集まって、17の地区連合町内会を形成しており、顔と顔の見える関係づくりを大切に、区民の皆さまや関係機関とともに地域の福祉・環境・防犯・防災等、様々な課題解決に取り組んでいます。



地区社会福祉協議会

自分の地域は自分たちで良くしていこう

地域住民の最も身近な福祉活動を行う団体として組織された地域住民による任意団体です。「一人ひとりの困りごとを解決できる地域づくり」を目的として高齢者食事会・見守り活動・親子の集い・福祉保健講座・広報紙発行など、各地区の実情に合わせて様々な活動を行っています。



地域ケアプラザ

あなたの近くに！地域ケアプラザ

誰もが地域で安心して暮らせるよう、身近な福祉・保健の拠点となる施設です。支援を必要としている方の相談窓口やボランティア等の活動場所の提供、催しの開催などを行っています。区内を9ヶ所のエリアにわけて、地域の方とともに、地域づくりにも取り組んでいます。



鶴見区地域子育て支援拠点

「わっくんひろば」「わっくんひろばサテライト」

ふれあい広がる子育てひろば

0歳から就学前の子どもとその保護者、妊娠中の方とご家族が利用できる、登録制・無料の子育て支援施設です。ひろばでの交流や親子のふれあい、子育て相談、情報提供などを行い、地域のつながり合いを大切にしながら、安心して子育てできるまちづくりを目指しています。



民生委員・児童委員協議会

地域の「身近な相談相手」として

区民を取り巻く環境が複雑化する中、常に住民の立場に立って人々の暮らしを支え、支援が必要な人を見逃さないよう「見守り活動」を行っています。住民と専門機関をつなぐパイプ役として、やりがいをもって活動しています。



保健活動推進員

地域の皆さんの健康づくりを応援します！

ウォーキングや体操教室、健康測定会、子育て支援など、様々な健康づくりの活動を行っています。地域の皆さんが「楽しく」健康づくりに取り組めるよう、これからも、笑顔あふれる健やかな地域を目指して、みなさんと一緒に活動していきます。



鶴見国際交流ラウンジ

多文化共生のまちづくり

多文化共生の地域づくりの拠点となる公共施設です。鶴見区多文化共生基本指針に基づきだれもが安心して豊かに生活できるよう、多言語での相談対応や情報提供のほか、日本語教室や外国につながる子どもたちの学習支援教室、未就学児の保護者向け生活ガイダンス、異文化体験イベントなどの事業を行っています。



まめっこひろば(横浜市乳幼児一時預かり事業)

♡子育て中の方が笑顔になれるように♡

【預かり保育】や親子で集まれる会の開催などを通じて、子育て家庭の応援をしています。子育て中のママが心や体が疲れてしまう前に、ほんの少しお子さんと離れ、自分を取り戻す時間を持てると余裕が生まれ少し心が軽くなって笑顔になれたりします。ママが頑張りすぎないでいられるようなお手伝いができたらと思っています。



スポーツ推進委員連絡協議会

スポーツで笑顔あふれる街づくり・仲間づくり

ポッチャやソフトボールの大会では、子どもも大人もみんなが主役！笑い声が響く会場では、ハイタッチしたり、応援したりとにぎやかです。スポーツやレクリエーションを通じた、世代をこえて地域がつながる、活動をすすめています。



鶴見区老人クラブ連合会

おはようさん!!今日も元気であしたもネ ～仲間づくりを通し、生きがいと健康づくり～

高齢者の自主的な組織として生活を豊かにする楽しい活動を行っています。ポッチャ大会、バタンク大会、グラウンド・ゴルフ大会やカラオケ大会など、知識や経験を活かして長寿社会の実現や保健福祉の向上を目指しています。



つるみ地域活動ホーム幹

地域とともに心を飾る

隣接する公園に七夕やクリスマスの飾りつけを、施設利用者や地域住民とともに取り組んでいます。公園利用者からは「今年もきれいだね」といった温かい言葉もいただくようになり、こうした活動を通じて、障がいの有無に関係なく「ともに支え合う」地域づくりを今後も目指していきたいと考えています。

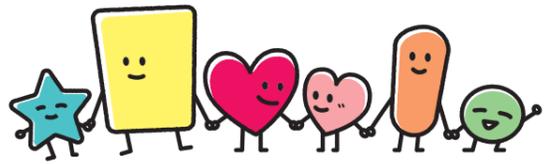


介護者の集い おりづる会

介護者の横のつながりを大切に

おりづる会は、家庭で高齢の家族を介護している人の負担を少しでも軽減するため、2000年に設立されました。介護の苦勞や悩みなどを打ち明けあうつどいの開催を通じて、介護者の心のケアや横のつながりづくりを行っています。





鶴見区視覚障害者福祉協会

会員同士だけでなく、社会とのつながりも大切に
 鶴見区視覚障害者福祉協会は、視覚障害者の生活と福祉の向上を目指して1970年に設立されました。
 映画鑑賞、カラオケ、バスハイクなどの行事や「見えない方」「見えづらい方」の相談会の開催のほか、他ボランティア団体との交流も大切に活動を続けています。



鶴見区精神障害者家族会 のぞみ

こころの病を持つ方のご家族同士の支えあい
 懇談会、バスハイク等を通じ、同じ立場の家族が話し合い、交流しています。また専門家を招いての講演会では、病気についての理解や対応の仕方を学んでいます。家族会役員による家族相談も実施しています。(毎月第2水曜日の午後2時から4時まで。鶴見区在住のご家族が対象)



鶴見区社会福祉協議会 ボランティア・市民活動団体分科会

ネットワークを活かしてささえあいのまちづくり
 区内のボランティア・市民活動団体が、定例会や交流会での情報交換、スキルアップのための研修などを行っています。また、団体紹介カードを活用し、お互いの活動を知り、より一層の連携につなげています。
 例年、鶴見・あいねっと推進フォーラムで各団体のパネル展示を行い、活動の周知に努めています。



中学校

鶴見区の子どもたちが育てる「地域との絆」
 区内には10校の市立中学校があります。地域にもっと愛着を持ち、暮らしやすいまちにしていけるために、地域清掃、お祭りへの参加、地域の課題を話し合う場への参加など様々な活動に取り組んでいます。活動を通じて、「自分のまちが好き」「地域の人とつながっている」という気持ちを育てています。



株式会社メディコラボ研究所(学識経験者)

～安心して地域で暮らしつづけられるように～
 多職種や地域の方々と連携し、切れ目のない支援を大切にしています。医療を通じて、地域の「つながり」を育み、安心して暮らせるまちづくりを目指しています。ご縁をいただき「鶴見・あいねっと」に20年にわたり関わっています。



一般社団法人 Omoshiro

鶴見区内にて「親子まるっと伴走支援」を掲げ、ケアが必要な家族とそこで暮らす子どもたちへの福祉サービスの調整、放課後の居場所づくりなどを行っています。
 全ての子どもの安心と希望の実現を目的に、オモシロがる大人たちとのつながりの中で挑戦していくことを日々楽しんでいきます。



鶴見区特化型ポータルサイトこれつる～日日はつるみ～

鶴見区の「情報拠点」を目指す鶴見区特化型の情報発信サイト ※「ポータル」＝「入口」
 ジャングルや世代問わず魅力的な活動や人を取り出し情報を流通させるとともに、地域の課題解決のために顔の見えるつながりも生み出そうとイベント等も企画。
 楽しく住み続けられるまちを目指して活動しています。



一般社団法人 鶴見交通安全協会

交通事故のない安全な街づくりを目指しています。
 「はまっ子交通安全教室」等で交通指導員が子ども達に自転車の乗り方等を教える他、春夏秋冬の交通安全期間中の啓発物品の配布、ランドセルカバーの制作等を実施しております。



鶴見・あいねっと推進委員会委員 / 第5期計画策定検討プロジェクトメンバー 名簿

	氏名	所属団体等	備考
1	石井 キヨ子	鶴見区社会福祉協議会 ボランティア・市民活動団体分科会 分科会長	
2	板山 重樹	駒岡地域ケアプラザ所長	
3	祝出 真紀子	鶴見区地域子育て支援拠点 「わっくんひろば」施設長	
4	押山 道代	横浜市乳幼児一時預かり施設 まめっこひろば 施設長	
5	小林 広子	鶴見国際交流ラウンジ 館長	
6	小林 政晴	鶴見区自治連合会福祉保健部長(小野町地区自治連合会会長) 鶴見区民生委員児童委員協議会 会長	
7	斉藤 達之	つるみ地域活動ホーム 幹 施設長	
8	清水 和枝	鶴見区介護者の会 おりづる会 世話人代表	
9	巴 伸一	鶴見区スポーツ推進委員連絡協議会 会長	
10	八森 淳	株式会社メディコラボ研究所 代表取締役(つながるクリニック 院長)	
11	日向 邦夫	鶴見区老人クラブ連合会 会長	
12	平森 義教	鶴見区中学校長会 理事(横浜市立 市場中学校校長)	
13	福井 司臣	鶴見区精神障害者家族会 のぞみ 会長	
14	増子 眞智子	鶴見区保健活動推進委員会 会長	～令和6年度
	芦澤 年子	// 副会長	令和7年度～
15	松坂 治男	鶴見区視覚障害者福祉協会 副会長	
16	宮野 昌夫	鶴見区社会福祉協議会 地区社協分科会 分科会長	
17	大野 慶太	鶴見交通安全協会 会長 東宝タクシー株式会社 代表取締役 一般社団法人全国子育てタクシー協会 会長	※
18	勝呂 ちひろ	一般社団法人 Omoshiro 代表理事	※
19	浜田 貴也	鶴見区特化型ポータルサイトこれつる～日日はつるみ～編集長	※

※第5期計画策定検討プロジェクトのみ参加のメンバーです。・表記は令和7年度時点のものです。(敬称略・五十音順)

■ 鶴見・あいねっと推進委員会

第5期の方向性の確認、計画全体構成等について確認を行いました。



■ 第5期計画策定検討プロジェクト

第4期の振り返り、第5期計画に向けて新たに取組む視点等について話し合いました。

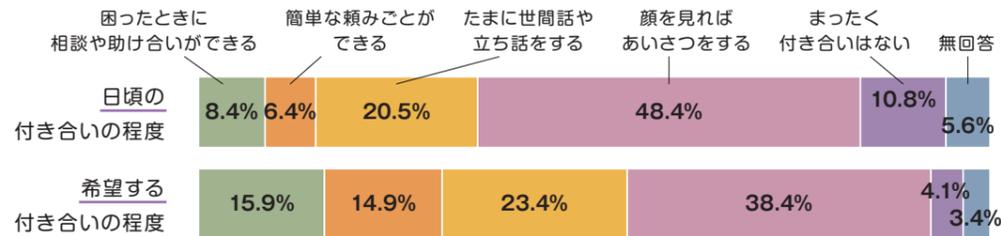


区民アンケート調査結果 (抜粋)



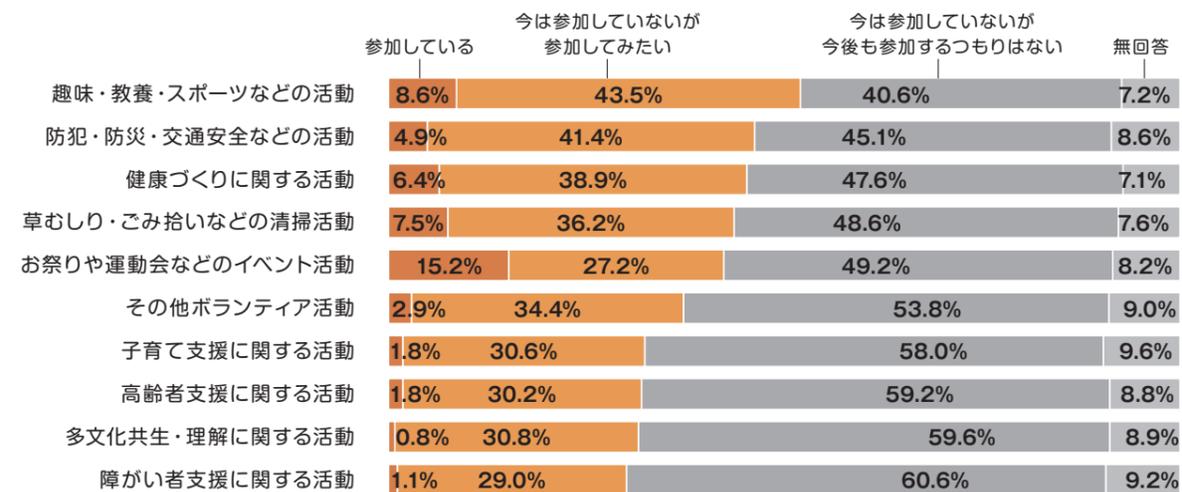
● 近隣との関わりについて

日頃、近所の人とどの程度の付き合いをしていますか？ / どの程度の付き合いを望みますか？



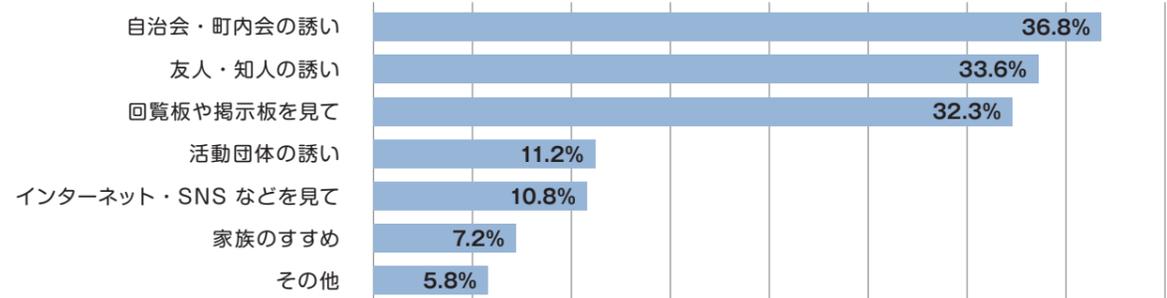
● 地域活動への参加状況・参加意向

次のような活動に参加していますか？



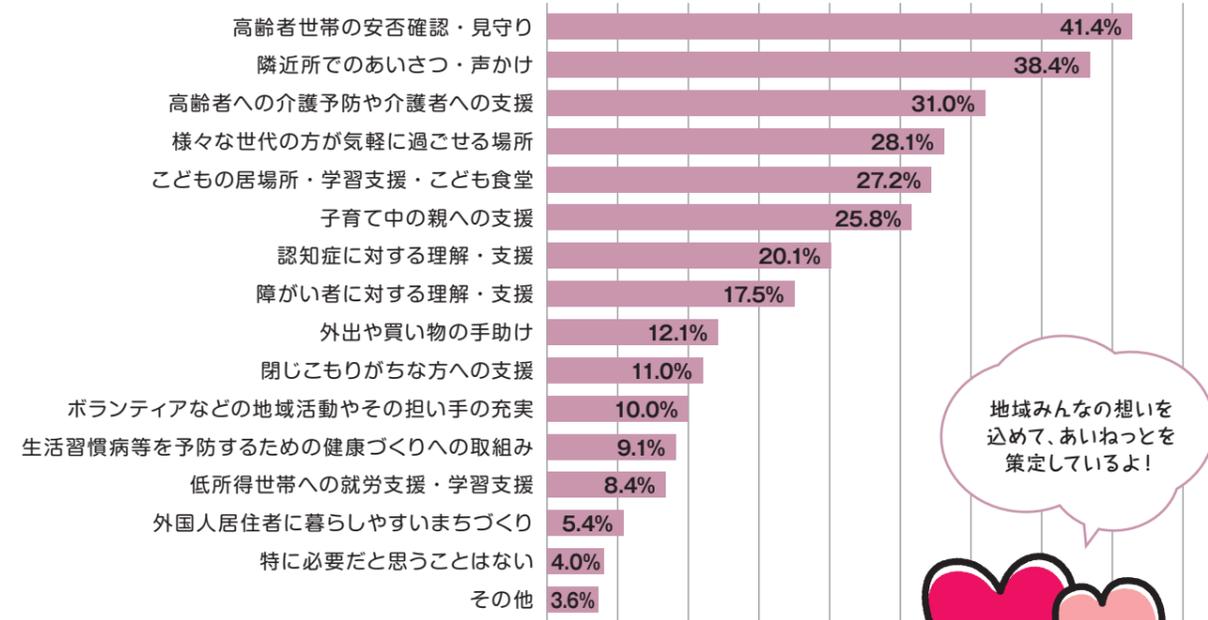
● 活動に参加したきっかけ

活動に参加したきっかけは何ですか？



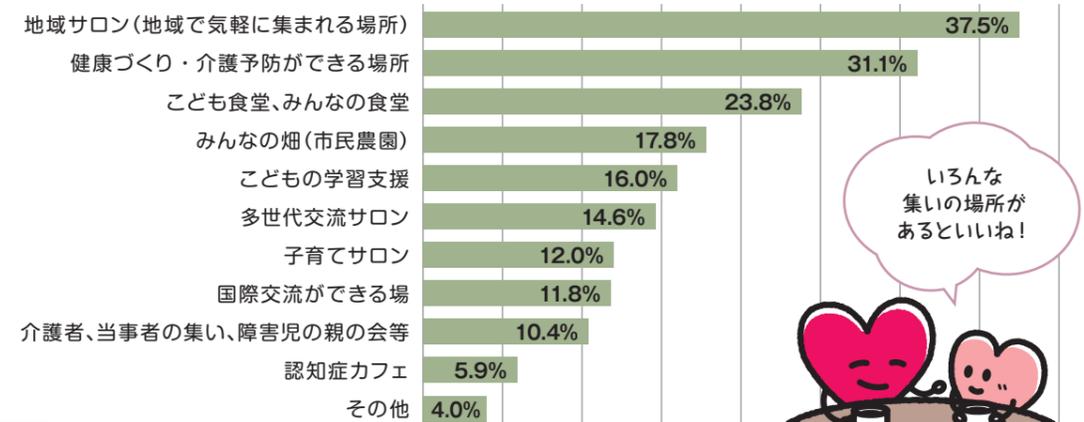
● 充実するとよいと思うこと

地域がもっと住みやすくなるために、どのようなことが今後充実するとよいと思いますか？



● あったらしいと思う交流の場

地域の中で、あったらしいと思う交流の場は何ですか？



令和6年度第5期
鶴見区地域福祉保健計画区民アンケート調査
詳しい結果報告書はこちら

相談先一覧



1 地域ケアプラザ (自分自身やご家族のことで不安なことがある場合の問合せ先)

施設名	所在地	電話番号(045)	FAX(045)
潮田地域ケアプラザ	鶴見区本町通4-171-23	507-2929	507-2930
矢向地域ケアプラザ	鶴見区矢向4-32-11	573-0020	573-0027
寺尾地域ケアプラザ	鶴見区東寺尾6-37-14	585-5566	585-5737
東寺尾地域ケアプラザ	鶴見区東寺尾1-12-3	584-0129	570-6202
駒岡地域ケアプラザ	鶴見区駒岡4-28-5	570-6601	570-6602
鶴見市場地域ケアプラザ	鶴見区市場下町11-5	504-1077	500-6677
鶴見中央地域ケアプラザ	鶴見区鶴見中央1-23-26	508-7800	508-7808
生麦地域ケアプラザ	鶴見区生麦4-6-4	510-3411	510-3018
馬場地域ケアプラザ	鶴見区馬場7-11-23	576-4231	576-4233

近隣の地域ケアプラザにまずはお電話等にてお問合せください。
地域ケアプラザの機能等について、詳しくは二次元コードでご参照ください。



《お住まいの地域の担当ケアプラザはこちら》 《地域ケアプラザ紹介》

2 鶴見区役所

施設名	所在地	電話番号(045)	FAX(045)
総務課	鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1653	510-1889
区政推進課		510-1678	504-7102
地域振興課		510-1687	510-1892
福祉保健課		510-1826	510-1792
高齢・障害支援課		510-1768	510-1897
こども家庭支援課		510-1797	510-1887
生活支援課		510-1782	510-1899

相談したい内容が決まっている場合は、区役所へお問合せいただくとスムーズです。
内容によって窓口が異なります。二次元コードもあわせてご参照ください。



《鶴見区役所の業務案内》

3 福祉保健関係・拠点施設

施設名	所在地	電話番号(045)	FAX(045)
鶴見区社会福祉協議会 (鶴見区福祉保健活動拠点)	鶴見区鶴見中央4-37-37 リオベルデ鶴声2階	504-5619	504-5616
鶴見区基幹相談支援センター (つるみ地域活動ホーム 幹)	鶴見区北寺尾4-21-20	580-5066	582-1313
鶴見区生活支援センター	鶴見区豊岡町28-4 ハーモニートよおか4階	576-3173	576-3172
鶴見区地域子育て支援拠点 わっくんひろば	鶴見区豊岡町38-4	582-7590	582-7591
鶴見区地域子育て支援拠点 わっくんひろばサテライト	鶴見区尻手1丁目4-51	642-5710	585-0051
鶴見国際交流ラウンジ	鶴見区鶴見中央1-31-2 シークレイン2階	511-5311	511-5312
つるみ区民活動センター	鶴見区鶴見中央3-20-1 鶴見区役所2階	510-1694	510-1716

令和8年3月 編集・発行

鶴見区役所 福祉保健課事業企画担当

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央 3-20-1

TEL 045 (510) 1826 FAX 045 (510) 1792

社会福祉法人 横浜市鶴見区社会福祉協議会

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央 4-37-37リオベルデ鶴声2階

TEL 045 (504) 5619 FAX 045 (504) 5616

2026 三ツ池公園

文化環境



鶴見区
マスコット
「ワックン」

フェスティバル

5/16(土) 9:30 ~ 16:00

(小雨決行、荒天中止 ※振替日なし)

会場：県立 三ツ池公園 (横浜市鶴見区三ツ池公園 1-1)

※公共交通機関でのご来場にご協力ください。

地球に
優しく！

フードドライブ

寄付できる食品

家庭などで余った食品を、食べ物を必要としている人や施設に届けます。

未開封のもので賞味期限が2か月以上残っているもの
缶詰・レトルト食品・インスタント食品・お菓子・お米・
防災備蓄品など

寄付できない食品

お酒・お弁当・生鮮食品
賞味期限の記載のない食品など

寄附できる食品がありましたら会場へお持ちください。お持ちいただいた方
には、ワックンカトラリーセットをプレゼント！(先着100名)

使用済みてんぷら油

回収協力：信愛エナジー

天ぷら油が、ボイラーや飛行機などの燃料に生まれ変わります！
蓋のしまる容器に入れてお持ちください。

文房具・制服回収

協力：
児童家庭支援センターつるみらい
特定非営利活動法人サードプレス
株式会社マルハチ

未使用の鉛筆・シャープペン・ノートを、鶴見区内の支援を必要とするお子さん
達に送ります。不要になった区内中学校の制服・
体操着も回収してリユースします。

洗った牛乳パック

協力：ツルミ紙業

洗って開いて乾かした牛乳パック5枚以上持参した方にトイレ
トイパー1個と交換します。
先着200名、おひとり様1個まで

マイバッグにお絵かきしましょ♡

アース green つるみ

マイバッグに好きな絵を描いて、オリジナルマイバッグを作ろう！
対象：小学生以下 50枚限定
参加費：200円

不要なプラレール

協力：鶴見区社会福祉協議会

不要になったプラレールを地域コミュニティサロン開催に役立てる為、回収をしています。



JR 鶴見駅西口から

★市営バス 6-6 7-1 04 系統

「三ツ池公園北門」バス停より徒歩3分

★臨港バス 07 系統「公園正門」バス停すぐ

「楽しい」が
いっぱい！

豪華賞品が当たる
大抽選会もあるよ!!

いろんな
体験をしよう!

地域にゆかりのある
団体や企業の
様々な模擬店やPRブース。

区内の学校・団体による
ダンスや吹奏楽など、
盛りだくさんの
ステージパフォーマンス!

気軽に参加できる
スポーツ体験
& 昔あそび

消防はしご車搭乗体験

10:00~12:00(先着抽選順)

抽選券配布 10:00~

抽選開始 10:15~

※中止の場合あり



当日開催可否のお問合せ先

開催可否は区ホームページに掲載します。

三ツ池公園フェスティバル



パソコン・スマートフォンをお持ちでない方は
横浜市コールセンター ☎045-664-2525 で
ご確認ください。(イベント当日 午前8時から)

【主催】三ツ池公園(文化・環境)フェスティバル実行委員会

【共催】鶴見区役所・県立三ツ池公園指定管理者(神奈川県公園協会・石勝エクステリア・サカタのタネGSグループ) 【協力】鶴見区民地域活動協会



- ・会場内での喫煙マナーにご協力ください。
- ・ゴミは各自でお持ち帰りください。
- ・混雑場所、飲食ブース付近でのペットの散歩はご遠慮ください。
- ・公園内でのドローン飛行及び撮影は禁止します。

【問い合わせ先】三ツ池公園(文化・環境)フェスティバル実行委員会

TEL:045-510-1692 (鶴見区役所地域振興課)

私たちは三ツ池公園（文化・環境）フェスティバルを応援しています!!

協賛企業・団体・個人の皆様

鶴見区自治連合会
鶴見区自治会町内会



(公社)神奈川県
宅地建物取引業協会
横浜鶴見支部

聖ヨゼフ学園小・中・高等学校	プリンス電機（株）	文具・事務用品の（株）マルハチ
ニチアス（株） 鶴見工場	介護付き有料老人ホーム もみの樹・横浜鶴見	不動産の（株）タルヤ
横浜東ロータリークラブ	鶴見区民地域活動協会	植進
横浜鶴見北ロータリークラブ	地区センター・コミュニティハウス・こどもログハウス	

(株) 照繁工務店	横浜市駒岡地区センター（アクティオ（株））	横浜鶴見西ライオンズクラブ
俊庭園（株）	横浜信用金庫 馬場支店	鶴見警察署・鶴見区防犯協会
鶴見けんこう太極拳グループ	(株) グリーンフィールド	神奈川トヨタ自動車（株）
横浜信用金庫 末吉支店	(公財) 横浜勤労者福祉協会 梶山診療所	(宗) 真福寺
(株) エムアールシー電気	鶴見区社会福祉協議会	川崎信用金庫 鶴見支店
済生会横浜市東部病院	横浜市駒岡地域ケアプラザ	生活クラブ生協
(福) 秀峰会 横浜市馬場地域ケアプラザ	駒久産業（有）	(有) 齋藤設備工業所
(株) 江電社	(有) 山昇	(株) 村西電気商会
(株) 不動田運輸	(宗) 常倫寺	(株) 大立農園
東宝タクシー（株）	駒岡郵便局	(有) 好樹園
白鵬女子高等学校	(宗) 長松寺	神明屋酒店
鶴見建材（株）	内町商事（株）	Flower&Garden 花枝
(有) 小野田工務店	(有) 亀村屋	丸経清水表具店
(株) ユニオンプライム	横浜商科大学	(有) 星野板金
ボーイスカウト横浜第3団	三ツ池幼稚園	香取米店
(医) 育成社 佐々木病院	(株) 神奈川銀行 末吉支店	(有) 飛川工務店
(株) ツルダイ商事	飯嶋 義幸	川崎信用金庫 駒岡支店
(福) 大樹	横浜市寺尾地域ケアプラザ	(有) 大地産業
JA 横浜 鶴見支店	新鶴見ドライビングスクール・菊ノドライビングスクール	(有) 昭和鋳金工業
横浜信用金庫 駒岡支店	(株) クオリティ・ジャパン	スナック みほ
鶴見暴力団排除推進協議会	F・F 魚春	

自治会町内会長 各位

鶴見区長 渋谷 治雄

「まちかど花壇事業」の実施について（ご案内）

日頃から、街の美化にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

鶴見区では、「きれいな街つるみ」を目指し、まちかどを花と緑で彩る「まちかど花壇事業」を実施しています。

この事業は、区内の団体に花壇・プランター等を整備・設置いただき、維持管理をしていただくことにより、不法投棄を防止するとともに、鶴見区の景観を花と緑で彩ることを目的としています。

令和 8 年度も以下のとおり活動協力団体の募集を行いますので、貴地区の自治会・町内会等へご周知いただきますようお願い申し上げます。

活動申請受理後、審査の上、協力団体に決定した団体については予算の範囲内で以下の物品を配布します。

詳細については、別紙「実施要領」をお読みください。

1 配布内容

花壇の面積に応じた花の種苗、肥料等

2 申請期限

令和 8 年 4 月 17 日(金) ※区役所へ持参・郵送・Eメールのいずれかにて提出

3 添付資料

- (1) 「まちかど花壇事業」実施要領
- (2) 「まちかど花壇事業」活動申請書・活動計画書
- (3) 春の花苗等申込書

※本事業は、令和 8 年度予算が横浜市議会において議決されることが実施の条件となります。

【問い合わせ・申請書提出先】

鶴見区役所地域振興課 資源化推進担当

担当：唐沢・阿部（区役所 5 階 2 番）

〒230-0051 鶴見区鶴見中央 3-20-1

TEL 510-1689 FAX 510-1892

Eメール tr-shigen@city.yokohama.lg.jp

つるみクリーンタウン事業
「まちかど花壇事業」
実施要領

1 目的

鶴見区では「いつまでも住み続けたいまち・鶴見」を掲げて、各種の事業を展開しております。その一環として、まちかどを花と緑で彩り、不法投棄を防止するとともに、「きれいな街つるみ」を目指し、「まちかど花壇」を整備する「まちかど花壇事業」を実施します。

2 協力団体および対象場所

◎協力団体…年間を通じた花壇の維持管理を責任もって行うことができ、次に掲げるいずれかに属する団体を対象とします。

- (1) 地域グループ（自治会町内会・子供会・老人クラブ等）
- (2) 職域グループ（企業・商店街・施設等）
- (3) 学校グループ（幼稚園・小学校・中学校・高校等）
- (4) その他有志のグループ

◎対象場所

- (1) 公共性・公開性が高いこと
- (2) 土地所有者に使用許可を得ていること

3 整備品目および時期

- ・花の種苗、肥料等の配布

整備時期は春期および秋期の年2回。

内容は、予算の範囲内で、決定協力団体の状況ならびに花壇の面積に応じて調整を行うことがあります。

4 提出書類

- (1) 活動申請書（第1号様式）
- (2) 活動計画書（第2号様式）
- (3) 花苗等申込書（春期・秋期）
- (4) 新規申請団体については、名簿・規約・活動内容・土地の使用許可等団体の概要がわかるもの

5 実施通知文送付先

- (1) 昨年度実施団体
- (2) 自治会町内会長あて（自治連定例会にて案内します）

6 審査・決定

区役所にて申請書を審査し、通知書で申請団体に連絡します。

7 活動報告書の提出

活動の様子を記録した活動報告書を区役所へ提出していただきます。

8 令和8年度スケジュール（予定）

時期	変更案
令和8年3月下旬	申請書及び花苗申込書配布
4月中旬	申請書及び花苗申込書配布×切
4月下旬	内容審査
5月上旬	決定通知等送付（春期分）
5月下旬～6月上旬	花苗配付
9月中旬	花苗申込書送付（秋期分）
9月下旬	花苗申込書締め切り
10月上旬	内容審査
10月下旬～11月上旬	花苗配付
令和9年3月下旬	活動報告書締め切り

年度 「まちかど花壇事業」
活動申請書

(申請先)
鶴見区役所

(申請者) 団 体 名
住所(所在地)
ふりがな
代表者名
連 絡 先

標記活動につきまして、次のとおり申請いたします。

- 1 活動する花壇
 - ・場所

 - ・面積 (概算)

- 2 添付書類
 - 活動計画書
 - その他添付書類 (団体規約・見積書・設計図など)
 - ・
 - ・

年度 活動計画書

■団体名

■整備場所・花壇の概要

- ・花壇の規模・所在地がわかるように地図の添付や地番を記入してください。
- ・花壇の形、花の種類がわかる図を御記入ください。

■活動内容（期間・年間スケジュール・参加予定人数等）

時 期	内容（作業等）	参加予定人数



まちかど花壇 令和8年度春の花苗等申込書



団体名		
代表者	氏名	電話
花苗等受領者	氏名	電話
花苗等受領場所	①まちかど花壇現地 ②その他(場所:)	
受領希望日	第1希望(月 日) 第2希望(月 日)	

※5/27(水)・5/29(金)のいずれかで希望日をご記入ください。

【配布希望物品】

1 花種子・花苗等 (植付面積に見合った数をお申込みください)

種類	数量	備考
【種】コスモス(1ℓ)	袋	
【苗】サルビア	株	
【苗】ベコニア	株	
【苗】マリーゴールド	株	
【苗】ペチュニア	株	

2 肥料

種類	数量	備考
黒土(14ℓ入)	袋	
はまっこユーキ(10kg) ※令和8年度からお選び いただけるようになりました。	袋	
化成肥料(10kg)	袋	

※予算に限りがあるため、希望どおりの数量を配布できない場合がありますので、御了承ください。

※はまっこユーキを使用する場合の割合の目安は、黒土5・はまっこユーキ1・肥料適量です。

提出締切 : 令和8年4月17日(金)必着

【郵送】〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1 鶴見区役所地域振興課 資源化推進担当

【FAX】045-510-1892

【メール】tr-shigen@city.yokohama.lg.jp

令和8年3月19日

各地区連合会長 様

鶴見区地域振興課長

令和8年度「地区連合会現況届」の提出について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から、鶴見区政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年度を迎えるにあたって、貴地区連合会におかれましては、会長をはじめ役員の方々の改選時期と存じます。

つきましては、令和8年度の地区連合会の現況を確認したく、「地区連合会現況届」を記入し、4月17日(金)開催の4月定例会にて御提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、現況届御提出に伴う個人情報の取扱いについては、裏面をご確認ください。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、御協力をお願いいたします。

1 提出依頼書類**(1) 令和8年度地区連合会現況届**

- ※1 鶴見区役所が把握している地区連合会情報の再確認の意味合いもあります。
- ※2 御提出いただいた個人情報は、鶴見区役所による地区連合会の現況把握の目的で使用し、その目的以外には使用しません。
詳細は裏面をご確認ください。
- ※3 令和8年4月1日以降、「自治会町内会ポータル」からの提出も可能です。補助金をポータルから申請する場合は、現況届もポータルからご提出いただく必要がありますので、ご注意ください。

2 提出期限

令和8年4月17日(金) (4月区連会開催予定日)

- ※ 総会日程等により提出期限に間に合わない場合は、総会終了後すみやかに御提出ください。
- ※ 会長が変更となる場合は、別途「地区連合会長変更届」を御提出ください。

3 提出先

鶴見区役所地域振興課地域振興係 自治会町内会担当あて

裏面あり

4 自治会町内会長の個人情報取扱いについて

「地区連合会現況届」（「地区連合会長変更届」）で、お届けいただいた会長の個人情報については、次のとおり取り扱います。

(1) 会長の氏名

会長の氏名は、地区連合会の代表者として対外的に公にされていることから、問合せがあった場合には、地区連合名・自治会町内会名とともに情報提供しています。地縁による認可を受けている団体については、会長の住所も公表となります。

(2) 会長の連絡先（住所・電話番号等）

(ア) 原則

会長の住所・電話番号等については、会長個人の住所・電話番号が対外的に公にされているとは言えないことから、問合せに対し情報提供はしていません。

(イ) 情報提供するケース

会長の連絡先について、行政機関（国、県、市等）、行政関連団体（市外郭団体、市社協等）などから、問合せがあります。そこで市政・区政の推進、公益上必要と認められる場合又は地区連合会にとって有益と認められる場合、次の範囲で利用します。

提供先	具体的団体名等	提供の可否
① 行政機関	国の機関、県の機関、市の機関	提供
② 行政関連団体	市外郭団体、市・区社協、鶴見警察署、区交通安全協会、区防犯協会等	同上
③ 市議員等	国会、県会、市会の各議員	同上
④ 区内自治会町内会長		同上
⑤ 公共工事業者等	水道・電気・ガス・携帯電話等の工事業者	同上
⑥ 不動産販売業者等	宅建協会、不動産販売業者等	同上※
⑦ 個人（転入者等）		同上※
⑧ その他	定例会で協議若しくは個別に確認	個別対応

※ 目的が自治会町内会の加入促進（会費の確認、活動内容の問合せなど）につながるものであること。

5 名簿の作成について

会長氏名・住所・電話番号・FAX番号を「鶴見区自治会町内会長名簿」として作成し、区内の地区連合会長、区社会福祉協会、区防犯協会、鶴見警察署、区交通安全協会へ配布します。

担当 鶴見区役所 地域振興課地域振興係 小川、池田

電話 510-1687 FAX 510-1892

Mail tr-chikatsu@city.yokohama.lg.jp

令和7年3月19日

各自治会町内会長 様

鶴見区地域振興課長

令和8年度「自治会町内会現況届」等の提出について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から、鶴見区政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年度を迎えるにあたって、自治会町内会におかれましては、会長をはじめ役員の方々の改選時期と存じます。

つきましては、令和8年4月1日の自治会町内会の現況と令和8年度の役員の方々についての状況を確認したく、「自治会町内会現況届」を記入し、御提出をお願いします。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、御協力をお願いいたします。

1 提出依頼書類

(1) 令和8年度自治会町内会現況届

★昨年度と内容に変更がない場合でも、必ず御提出ください。

- ※1 区役所が把握している自治会町内会情報の再確認の意味合いもあります。
- ※2 不動産販売業者や公共工事業者等から事業説明等の御挨拶等のため、会長の連絡先についてお問合せがあったときには、区役所からお答えしています。
- ※3 御提出いただいた個人情報は、区役所による自治会町内会の現況把握及び上記※2の目的で使用し、その目的以外には使用しません。詳細は裏面をご確認ください。
- ※4 令和8年4月1日以降、「自治会町内会ポータル」からの提出も可能です。補助金をポータルから申請する場合は、現況届もポータルへご提出いただく必要がありますので、ご注意ください。

2 提出期限

令和8年5月15日（金）

- ※1 総会日程等により提出期限に間に合わない場合は、総会終了後に御提出ください。
- ※2 会長が変更となる自治会町内会は、別途「自治会町内会長変更届」を御提出ください。

提出先：鶴見区役所 地域振興課地域振興係 担当 小川、池田

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1

電話 510-1687 FAX 510-1892

Mail tr-chikatsu@city.yokohama.lg.jp

3 認可地縁団体（法人化）の自治会町内会で変更がある場合

会長や規約、区域等を変更した場合、変更したことがわかる総会の議事録を添えて、区役所地域振興課へ届出する必要があります。お手数をおかけしますが、別途ご相談ください（手続きのフローは別紙参照）。

裏面あり

4 自治会町内会長の個人情報取扱いについて

「鶴見区自治会町内会現況届」（「自治会町内会長変更届」）で、お届けいただいた会長の個人情報については、次のとおり取り扱います。

(1) 会長の氏名

会長の氏名は、自治会町内会の代表者として対外的に公にされていることから、問合せがあった場合には、自治会町内会名とともに情報提供しています。地縁による認可を受けている団体については、会長の住所も公表となります。

(2) 会長の連絡先（住所・電話番号等）

(ア) 原則

会長の住所・電話番号については、会長個人の住所・電話番号が対外的に公にされているとは言えないことから、問合せに対し情報提供はしていません。

(イ) 情報提供するケース

会長の連絡先について、行政機関（国、県、市等）、行政関連団体（市外郭団体、市社協等）などから、問合せがあります。そこで市政・区政の推進、公益上必要と認められる場合又は自治会町内会にとって有益と認められる場合、次の範囲で利用します。

提供先	具体的団体名等	提供の可否
① 行政機関	国の機関、県の機関、市の機関	提供
② 行政関連団体	市外郭団体、市・区社協、鶴見警察署、区交通安全協会、区防犯協会等	同上
③ 市議員等	国会、県会、市会の各議員	同上
④ 区内自治会町内会長		同上
⑤ 公共工事業者等	水道・電気・ガス・携帯電話等の工事業者	同上
⑥ 不動産販売業者等	宅建協会、不動産販売業者等	同上※
⑦ 個人（転入者等）		同上※
⑧ その他	定例会で協議若しくは個別に確認	個別対応

※ 目的が自治会町内会の加入促進（会費の確認、活動内容の問合せなど）につながるものであること。

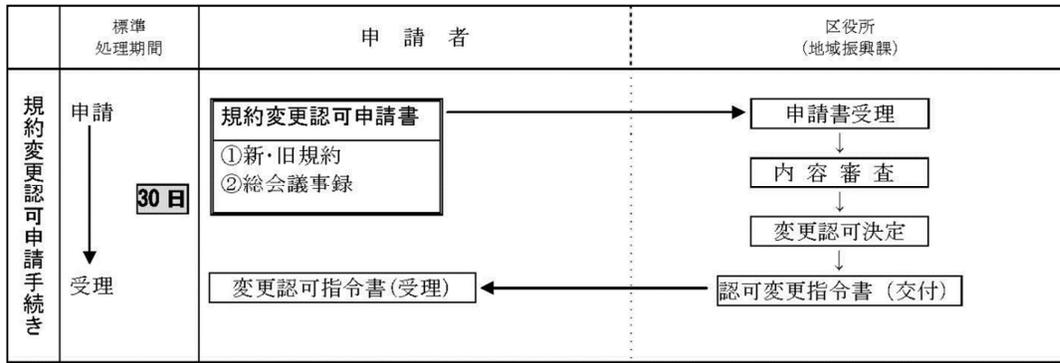
5 名簿の作成について

会長氏名・住所・電話番号・FAX番号を「鶴見区自治会町内会長名簿」として作成し、区内の地区連合会長、区社会福祉協会、区防犯協会、鶴見警察署、区交通安全協会へ配布します。

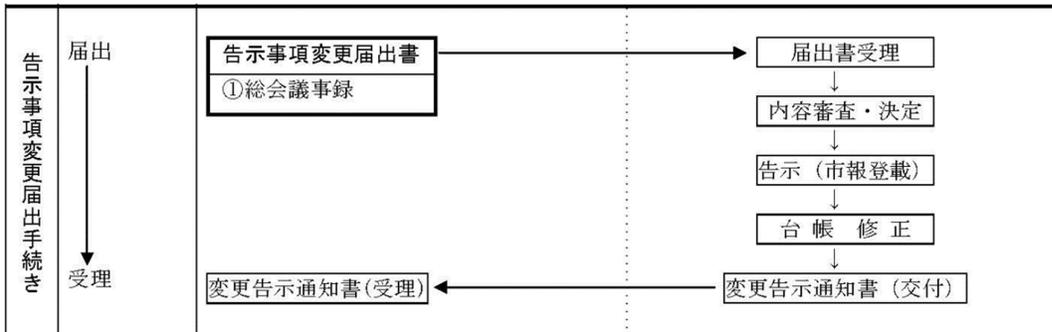
担当 鶴見区役所 地域振興課地域振興係 小川、池田
電話 510-1687 FAX 510-1892
Mail tr-chikatsu@city.yokohama.lg.jp

認可地縁団体(法人化)の自治会町内会で 変更がある場合のフロー

○規約を変更する場合



○告示事項(代表者(会長)、所在地、区域、会の目的)を変更する場合



令和 年 月 日

令和8年度 鶴見区地区連合会現況届

横浜市鶴見区長

地区連合会名 _____

会長氏名 _____

※会長、副会長、会計担当に関しては、新年度の担当の方を記入してください。
 役員の個人情報の収集にあたっては、本人の同意を得た上でご記入ください。

1 地区連合会名	
2 会長	ふりがな
	氏名
	住所 鶴見区
	電話 FAX
	(携帯電話)
3 副会長	(Eメール)
	ふりがな
	氏名
	電話 FAX
	(携帯電話)
4 会計担当	ふりがな
	氏名
	電話 FAX
	(携帯電話)
	ふりがな
	氏名
	電話 FAX
(携帯電話)	
5 会館	○で囲んでください⇒ 有 無
	住所 鶴見区
	電話 FAX
6 会長の任期制度	○で囲んでください⇒ 有 無
	会長任期 年、再任 回まで

令和8年度 鶴見区自治会町内会現況届

No. _____

横浜市鶴見区長

次のとおり、令和8年4月1日現在の現況を届け出ます。なお、役員情報は本人の同意を得ています。

自治会町内会長名

1	自治会町内会名	ふりがな			
2	認可地縁団体かどうか	<input type="checkbox"/> 認可地縁団体である		<input type="checkbox"/> 認可地縁団体ではない	
3	自治会町内会長	ふりがな			公表電話 () <small>自宅か携帯の公表可の番号を記入。</small>
		氏名			携帯 ()
					FAX ()
		住所	〒230-		
	Eメール				
4	加入世帯数等	① 一般会員		世帯	
		② 賛助会員 (法人等)		世帯	
		世帯数合計 (①+②)		世帯	
		※2で認可地縁団体に回した団体は常に世帯数だけでなく、会員人数も把握し、最新版の構成員(会員)名簿を備える必要があります。			
5	回覧数 (回覧用チラシ等必要枚数)	<input type="checkbox"/> 変更なし	<input type="checkbox"/> 変更あり	チラシ 必要枚数	枚
6	掲示板数 (掲示ポスター必要枚数)	<input type="checkbox"/> 変更なし	<input type="checkbox"/> 変更あり	掲示板数	枚
7	配送先 (区役所からの資料、回覧用のチラシ等)	<input type="checkbox"/> 会長宅 <input type="checkbox"/> 会館 <input type="checkbox"/> その他 (配送先を下記に記載してください)			
		氏名 (名称)	電話 ()		
		住所	〒230-		
		置き配等の場所(玄関前・宅配ボックス・ドア前 等)			
8	会館	名称	電話 ()		FAX ()
		住所	鶴見区		
	会館予約担当	氏名	電話 ()		
9	役員氏名	<input type="checkbox"/> 副会長	電話 ()		
		<input type="checkbox"/> 会計	FAX ()		
		<input type="checkbox"/> 副会長	電話 ()		
		<input type="checkbox"/> 会計	FAX ()		
		<input type="checkbox"/> 副会長	電話 ()		
		<input type="checkbox"/> 会計	FAX ()		
10	自治会町内会費	(記入例: 一般世帯〇〇円/月、単身世帯〇〇円/月 等) ※別紙も可			
11	自治会町内会費集金方法	(記入例: 班長が戸別訪問で一年分集金、毎月口座振替 等)			

12	その他 ICTを活用した情報発信	HP	<input type="checkbox"/> なし	□あり (URL: _____)		
				鶴見区自治連合会のHPからのリンク可否	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
		SNS	<input type="checkbox"/> なし	□あり (利用サービス: _____)		
	その他					

届いただいた自治会町内会長の個人情報については、次のとおり取り扱います。

○ 自治会町内会長の氏名は、自治会町内会名とともに公表します。(認可地縁団体の場合は、団体の住所も公表となります。)

○ 自治会町内会長の氏名・住所・公表電話番号は、市政・区政・公益上必要と認められる場合及び、自治会町内会にとって有益と認められる場合に、次の範囲で利用します。

① 横浜市の機関
(区役所・市役所各局・市立学校等横浜市の機関)からの問い合わせがあった場合

② 個人(転入者等)からの自治会町内会に関する問い合わせ
(加入手続き、ごみ集積所の利用、会費等についての問い合わせ)があった場合

③ 不動産業者等からの自治会町内会に関する問い合わせ
(入居者の加入、ごみ集積所の利用、会費等についての問い合わせ)があった場合

④ 国、県等の行政機関及び関連する各機関
(国・県・市等の行政機関、区社会福祉協議会、警察署(交通安全協会・防犯協会含む)、区内市民利用施設)からの問い合わせがあった場合

⑤ 市連会・区連会で承認された業務を行う場合

⑥ 区内自治会町内会長からの問い合わせがあった場合

⑦ 開発事業や、建物の建築、道路・水道等の工事のために地元説明を行う施工業者からの問い合わせがあった場合

⑧ 国・県・市議員が議員活動を行う上で必要と認められる場合

【補足事項】

○ 現況届の5～7の変更内容は、届出のあった月の翌月からの反映となります。

○ 8、自治会町内会館の予約担当者を公開している場合は、記入してください。会員の方等から問い合わせがあった場合に情報提供します。

○ 9、役員の指名・連絡先は、緊急時に使用する場合があります。役員の個人情報の同意を得た上で記載してください。

○ 10・11、会費・集金方法は、新規加入に際しお問い合わせがあった場合に、情報提供します。

○ 広報よこはまの配送先や部数を変更する場合は、鶴見区役所広報相談係(電話：510-1680)へ連絡してください。

令和8年度 鶴見区自治連合会定例会日程

月	議題エントリー締切	鶴見区自治連合会定例会			自治会町内会への 配送日
4月	7(火) AM	17	金	8・9号室	21 火
5月	7(木) AM	19	火	8・9号室	21 木
6月	9(火) AM	19	金	8・9号室	23 火
7月	7(火) AM	17	金	8・9号室	22 水
8月	休 会				
9月	8(火) AM	18	金	8・9号室	25 金
10月	7(水) AM	19	月	8・9号室	21 水
11月	9(月) AM	19	木	8・9号室	24 火
12月	8(火) AM	18	金	8・9号室	22 火
1月	7(木) AM	19	火	8・9号室	21 木
2月	8(月) AM	19	金	8・9号室	24 水
3月	8(月) AM	19	金	8・9号室	24 水

担当：鶴見区地域振興課

電話：510-1687

自治会・町内会長 各位

交通安全チラシの掲示について（お願い）

日頃から、鶴見区の交通安全に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記チラシにつきまして、掲示板への掲載をお願いします。資料は表裏で1組のため、掲示板のスペースに合わせて、以下のとおり横並び（下図①）もしくは縦並び（下図②）で掲示してください。なお、スペースが少なく、2枚分の掲示が難しい場合は、適宜ご調整いただいて構いません。

また、本チラシは4月から導入される自転車の青切符制度の周知を目的としたものです。掲示期間につきましては、町内会様にて適宜ご調整いただければ幸いです。

お手数をおかけしますが、ご対応をよろしくお願いいたします。



(問合せ先)

鶴見区役所地域振興課 小川、大河原
 電話：045-510-1687 / FAX：045-510-1892
 メール：tr-chikatsu@city.yokohama.lg.jp

守っていますか？ 自転車ルール

令和8年4月から
16歳以上が
対象

自転車
ルール
🚲

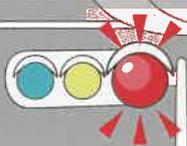
違反すると青切符

自転車も対象となる **青切符** (交通反則通告制度) とは
交通違反をした運転手は取締りを受け、反則金を支払う制度です。
※特に悪質な違反行為は制度の対象外



信号無視

信号を
守らないと
危険！



携帯 電話等

運転に
集中して！



2人乗り

不安定で危険！



徐行 義務違反

通る場合は
ゆっくりと
歩行者優先



並走

並んで走ると
危険！



逆走

左端を
走りましょう！



一時 不停止

しっかり
止まって
安全確認！



自転車も信号と標識を守らなければなりません



信号機

通行する場所で
従う信号が
違います



進入禁止

車両は侵入して
はいけません



一方通行

矢印の方向に
しか進めません



普通自転車 専用通行帯

普通自転車は、
専用通行帯を通行
しなければなりません

自転車とクルマ
道路をシェアしよう
自転車は車道の左側を走ろう！



思いやり SHARE THE ROAD
運動についてはこちら ▶



ルールブックで
確認を！ ▶



横浜市道路局

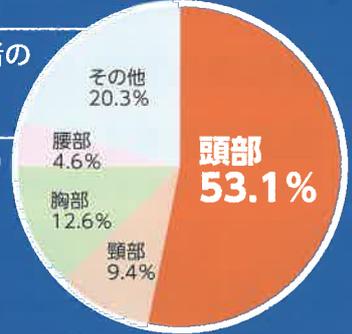
⚠️ 自転車に乗る時は ヘルメットの着用が重要です

ヘルメットをかぶっていれば…

法律によりヘルメットの着用は努力義務となっています。
自転車乗用中の事故で死亡原因の半数以上が「**頭部損傷**」です。
ヘルメットで命を守りましょう。
家族や身近な人にもヘルメットをかぶるように伝えてください。

自転車乗用中死者の
致命傷の部位
(令和2～6年)

(警察庁公表資料より)



自転車保険への加入は義務です！

神奈川県条例により自転車保険への加入が義務付けられています。
自転車事故には、自転車側に高額な損害賠償責任が発生した事例があります。
自転車を利用する人は、**全員必ず自転車保険に加入しましょう。**

〔自転車事故による高額賠償事例：賠償金額9,266万円〕

高校生の自転車が斜め横断し、直進していた男性の自転車と衝突。男性は言語障害が残った。〕

令和8年 春の全国交通安全運動 横浜市実施要綱

目 的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールを守り、交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

- 1 令和8年4月6日（月）～ 4月15日（水）の10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（金）



スローガン

新入学児童・園児を交通事故から守ろう



横浜市交通安全キャラクター
ルール

重 点

- 1 子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- 2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- 4 二輪車の交通事故防止

◇◇◇令和7年中 市内状態別交通事故発生状況◇◇◇

	件数 (件)	子ども			高齢者	歩行者	自転車	二輪車	飲酒 運転	速度 超過	
		幼児・ 園児	小学生	中学生							
鶴見区	490	27	6	16	5	161	111	137	143	4	8
神奈川区	404	23	3	13	7	133	90	91	152	3	6
西区	254	15	7	6	2	76	68	40	72	4	11
中区	403	22	6	8	8	157	112	104	92	3	14
南区	408	25	4	13	8	133	106	92	152	4	5
港南区	299	25	3	15	7	131	78	68	88	0	6
保土ヶ谷区	369	19	8	7	4	119	90	41	141	3	9
旭区	521	35	10	15	10	165	112	81	199	1	12
磯子区	267	22	3	14	5	94	62	60	87	1	2
金沢区	393	27	2	17	8	163	73	106	156	1	15
港北区	568	43	13	21	9	170	126	153	183	4	10
緑区	495	38	7	23	8	174	119	113	151	2	9
青葉区	616	56	10	34	12	220	152	140	149	2	9
都筑区	418	45	10	21	14	114	77	92	121	1	12
戸塚区	579	29	2	19	8	188	109	97	202	5	16
栄区	152	12	2	3	7	58	30	38	49	0	5
泉区	367	23	2	14	7	149	72	92	120	4	5
瀬谷区	237	15	1	7	7	90	40	68	67	0	6
合 計	7,240	501	99	266	136	2,495	1,627	1,613	2,324	42	160



各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 4月10日の「交通事故死ゼロを目指す日」に合わせたキャンペーンなどの開催により、広報啓発活動を強化し、市民の交通安全意識の向上を図ります。

交通事故死ゼロを目指す日

平成20年から春・秋の全国交通安全運動期間中に「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられ、本年は4月10日と9月30日が「交通事故死ゼロを目指す日」とされています。

(4月10日には、市民一人ひとりが交通ルールを守り、一層交通事故に注意して、交通事故死「ゼロ」を目指しましょう。)

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、この運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
- 4 衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等の搭載された、安全運転サポート車(略称：サポカー)の普及啓発等を図ります。

警察

- 1 交通事故に直結する自転車等の悪質性・危険性・迷惑性の高い違反やスクールゾーン等を中心とする指導取締りを強化します。
- 2 子どもや高齢者に対する街角アドバイスを強力に推進します。
- 3 各重点に的を絞った交通安全教育等を積極的に推進します。
- 4 関係機関・団体へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会等交通安全関係団体

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、広報啓発活動を強化することにより、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室、チャイルドシート着用教室や自転車交通安全教室を実施し、交通事故から子どもを守る取組を推進します。

教育関係

- 1 スクールゾーン等を中心に、子どもの安全な通行を確保するための安全点検を実施します。
- 2 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 3 自転車・二輪車の安全な利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 子どもや高齢者の横断を見かけたら、思いやりの気持ちをもって声をかけたり、手をさしのべたりしましょう。
- 2 ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを家族で話し合い「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。
- 3 自転車や特定小型原動機付自転車等に乗るときは乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 4 二輪車を運転するときはヘルメットやプロテクターを正しく着用し夜間走行時は反射材を効果的に活用しましょう。

横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局道路政策推進課
電話045(671)2323

交通ルールを守って 交通事故ゼロへ!

通学路・生活道路における
こどもを始めとする
歩行者の安全確保

「ながらスマホ」の根絶や
歩行者優先等の
安全運転意識の向上

自転車・
特定小型原動機付自転車の
交通ルールの理解・遵守の徹底



令和8年4月6日(月)～4月15日(水)まで
春の全国交通安全運動



チャイルドシート
着用推進シンボルマーク
「カチャビョン」

4月10日(金)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

内閣府交通安全
オフィシャルサイト



4月10日 金 は 「交通事故死 ゼロ」 を目指す日」です

思いやり一つが、事故ゼロにつながる



1 通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保



安全で安心な交通環境の実現

- 地域全体で通学路や生活道路における見守り活動を推進しましょう。
- 「ゾーン30プラス」の整備や通学路の点検など、人優先の安全・安心な通行空間を目指して対策を進めています。
- 令和8年9月1日から生活道路の法定速度が30km/hに引き下げられます。

横断前に左右確認!



歩行者も交通ルールを守ろう

- 「歩きスマホ」やイヤホンで音楽を聴きながらの歩行は注意力が散漫になり、車の接近や周囲の状況に気づくのが遅れるので大変危険です。
- 横断歩道がある場所では横断歩道を利用し、ドライバーに横断する意思をしっかりと伝えて安全を確認してから渡りましょう。



2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上



ながらスマホゼロ! 飲酒運転ゼロ! みんなで守る命!

- スマホやカーナビを操作しながらの運転は注意力を奪い、重大事故の原因になります。運転に集中しましょう。
- 飲酒運転やあおり運転は危険で悪質な犯罪です。わずかな飲酒でも判断力や注意力が鈍り、事故の危険が高まるため、飲酒後の運転は禁止です。



歩行者優先意識の徹底

- 横断歩道に歩行者がいないことが明らかな場合を除き、横断歩道の手前で停止できる速度で進まなければなりません。
- 横断歩行者がいる場合は必ず一時停止をして、歩行者に道を譲りましょう。



横断歩道では思いやりの心を忘れずに!



3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底



ヘルメット着用を徹底しよう!

- 自転車や特定小型原動機付自転車を利用する際は、頭部を守るためヘルメットの着用が重要です。
- ヘルメットの正しい着用は命を守る第一歩であり、万が一の事故の際に被害を大きく減らす効果があります。



自転車や特定小型原動機付自転車に乗る前に、交通ルールを理解しよう

- 自転車、特定小型原動機付自転車は車両に分類されており、道路（車道）の左側の端に寄って通行することが原則です。
- 16歳以上の自転車の運転者による一定の交通違反に対して交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が適用されます。

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

春の全国交通安全運動

令和8年4月6日 月 ~ 4月15日 水 まで

鶴見

消防団だより

Vol.15
令和8年3月号

第二分団・第三分団・第四分団・第五分団・第六分団・第七分団・第八分団・第九分団

特

◆ ◆ ◆ 令和7年度 鶴見消防団活動報告 ◆ ◆ ◆

集

● 鶴見花月園公園「グルメピクニック」に参加!(11月)

花月園公園にて開催されたグルメイベント。
公園内に多くのキッチンカーが並び、
来場者が自由に巡ることができる催しです。
鶴見消防団も火気警戒を行うと共に、
車両乗車体験や水消火器体験などを行いました!



水消火器の指導をする鶴見消防団員

● 「訓練指導員育成プログラム」研修修了!(1月)



消防団のプロフェッショナル集団です!



消防団の中で、訓練などを主導する立場にある者を
「訓練指導員」として認定する研修です。年間を通して
資機材・車両・礼式など、あらゆる知識と技術を磨き、
無事に研修を修了しました!



消防団員募集中!

「私たち、普段は鶴見区民です。」

消防団は地域の防災リーダーとして家族、区民の安全・安心を守ります。現在約500名の団員が活躍、性別・年齢・職業に関わらず同じ思いの仲間がいる!活動に応じて年額報酬・活動報酬の支給があります。詳しくはホームページで。

鶴見消防団
ホームページ消防団活動
紹介動画お問い合わせ 鶴見消防署 消防団係
045-503-0119



鶴見消防署 インフォメーション



住宅用火災警報器を設置・点検しましょう

昨年の住宅火災による死者（放火自殺を除く）18人のうち、12人は住宅用火災警報器が未設置（設置不明含む）の世帯で発生しています。火災からの逃げ遅れを防ぎ命を守るために住宅用火災警報器の設置・点検をお願いします。

◆ 鶴見区内の火災・救急概況

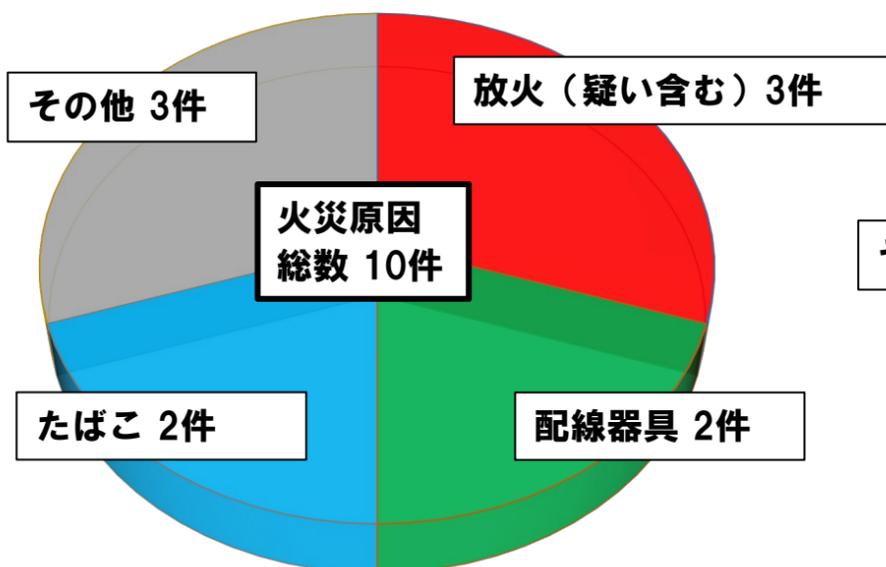
年別		R8年	R7年	増△減
区分				
火災件数		10	13	△ 3
火災種別	建物	6	7	△ 1
	林野			
	車両			
	船舶			
	その他	4	6	△ 2
損害程度	焼損面積 (㎡)	217	39	178
	死者			
	負傷者	2	1	1
主な火災原因	放火 (疑い含む)	3	2	1
	配線器具	2	2	
	たばこ	2	4	△ 2
	その他	3	5	△ 2
救急件数		3,019	3,116	△ 97
救急種別	急病	2,134	2,274	△ 140
	交通事故	123	106	17
	一般負傷	503	525	△ 22
	その他	259	211	48

◆ 横浜市内の火災・救急概況

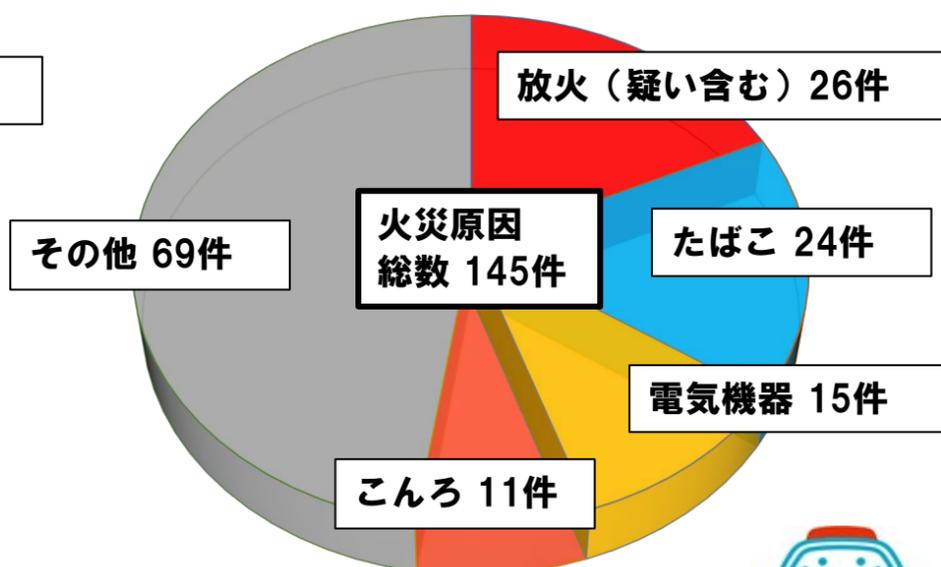
年別		R8年	R7年	増△減
区分				
火災件数		145	183	△ 38
火災種別	建物	90	108	△ 18
	林野	1		1
	車両	11	11	0
	船舶			
	その他	43	64	△ 21
損害程度	焼損面積 (㎡)	1,194	1,716	△ 522
	死者	4	8	△ 4
	負傷者	22	26	△ 4
主な火災原因	放火 (疑い含む)	26	36	△ 10
	たばこ	24	39	△ 15
	電気機器	15	12	3
	こんろ	11	21	△ 10
	その他	69	75	△ 6
救急件数		40,907	42,520	△ 1,613
救急種別	急病	28,588	30,279	△ 1,691
	交通事故	1,276	1,308	△ 32
	一般負傷	7,569	7,558	11
	その他	3,474	3,375	99

(令和8年1月1日～2月28日速報値 去年同期比較)

区内



市内



放火火災が増えています！



横浜市内で放火による火災が発生中！

横浜市内 **26件** 鶴見区内 **3件**



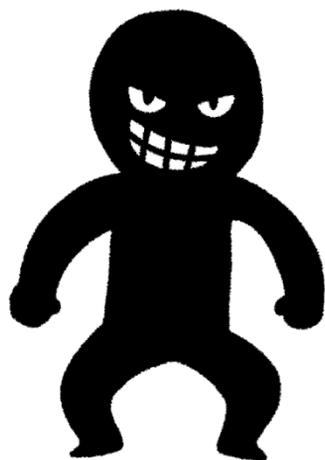
令和7年中の放火（疑いを含む）による火災は169件（全体の22%）となっており、全火災で最も多い原因となっています。



家の周囲はスッキリ整頓を！

- ・ 新聞紙・雑誌
- ・ 段ボール
- ・ 枯草 など

**燃えやすいものを置かないことが
放火防止につながります！**



3分でわかる！住宅防火対策
～放火対策～



鶴見警察署管内刑法犯認知状況表

令和8年3月
鶴見警察署 生活安全課
2月末暫定値

1 罪種別認知状況（年中累計 前年同期比）

年 別	罪 種 別	凶 悪 犯				租 暴 犯				窃 盗 犯			知能犯		風俗犯		そ の 他	合 計
		殺 人	強 盗	放 火	不 同 意 性 交 等	暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝	侵 入 盗	乗 り 物 盗	非 侵 入 盗	詐 欺	そ の 他	わ い せ つ	そ の 他		
令和8年 2月末		0	3	0	0	13	10	3	0	6	91	94	23	1	1	1	31	277
令和7年 2月末		1	3	0	0	11	8	0	0	8	72	101	29	0	1	3	14	251
前年比		-1	0	0	0	+2	+2	+3	0	-2	+19	-7	-6	+1	0	-2	+17	+26



2 窃盗犯手口別認知状況及び特殊詐欺（年中累計 前年同期比）

年 別	手 口 別	侵 入 盗						乗 り 物 盗				非 侵 入 盗						合 計	特 殊 詐 欺	
		空 き 巣	忍 込 み	出 店 荒 し	事 務 所 荒 し	そ の 他	小 計	自 動 車 盗	オ ー ト バ イ 盗	自 転 車 盗	小 計	車 上 ね ら い	ひ つ た く り	自 動 販 売 機 ね ら い	万 引 き	部 品 ね ら い	そ の 他			小 計
令和8年 2月末		2	0	0	0	4	6	3	17	71	91	5	0	0	40	7	42	94	191	9
令和7年 2月末		2	0	3	0	3	8	4	16	52	72	12	0	1	41	9	38	101	181	7
前年比		0	0	-3	0	+1	-2	-1	+1	+19	+19	-7	0	-1	-1	-2	+4	-7	+10	+2

特殊詐欺被害総額 約8677万円

(※被害額は10,000円単位四捨五入)

キャッシュカード詐欺盗被害… 0人

警察官や銀行協会職員、デパートや電気量販店の店員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている。」等の名目により、キャッシュカード等を準備させたうえで、隙を見る等し、新しく用意したカードと説明された偽物のカードが入った封筒を渡され、古いカードを回収する旨を理由として、キャッシュカードを犯人に手渡し、キャッシュカード等を窃取する手口です。

オレオレ詐欺被害… 7人 約 8677万円

息子や孫の親族等を装い、横領、痴漢等の示談金又は仕事上のミスによる損失の補填、バッグの紛失、借金の返済等を名目として、犯人が自宅へ訪ねて来たり、駅等に呼び出し、金銭等をだまし取る詐欺です。

預貯金詐欺被害… 2人 約 0万円

警察官や区役所職員、銀行協会職員等を装い、保険料の払い戻し名目や、口座が犯罪に利用され、キャッシュカードの交換手続きが必要である等の名目で、暗証番号を聞き出し、キャッシュカードやクレジットカードをだまし取る詐欺

還付金詐欺被害… 0人

役所等を装って、保険金や医療費の過払い分の返還を名目に、言葉巧みに被害者をATMに誘導して操作させ、被害者の口座から犯人の口座へお金を振込ませる詐欺です。

架空請求詐欺… 0人

インターネット事業者などを名乗る犯人から、インターネットの未納料金が発生しているなどの名目で携帯電話にメールが送られてきたり、法務省や裁判所からはがき、封書が送られてきて、未払いの料金があるなど架空の事実を口実に、金銭等をだまし取る詐欺です。パソコン操作中に画面がフリーズするなどし、ウイルス感染の警告メッセージに記載

融資保証金詐欺被害… 0人

お金を借りたい人の心理につけ込み、「融資を受けるには保証金が必要。」等と嘘を言ってお金を騙し取詐欺です。SNS上やネット広告での「ブラックでも融資可能」「即日高額貸付」等の文句には注意が必要です。

鶴見警察署公式X (旧Twitter)
@4339_police



鶴見警察署
ホームページQRコード



地域安全情報

鶴見警察署
生活安全課
防犯少年係

令和8年2月末暫定値

町名別窃盗犯発生分析(総数・ひったくり・空き巣・自転車盗の前年対比)

	窃盗犯発生件数			ひったくり			空き巣			自転車盗		
	令和8年 2月末	令和7年 2月末	前年比									
総 数	191	181	+10			0	2	2	0	71	52	+19
朝 日 町	8	4	+4			0			0			0
安 善 町			0			0			0			0
市 場 上 町			0			0			0			0
市 場 下 町		3	-3			0			0		1	-1
市 場 西 中 町	1		+1			0			0	1		+1
市 場 東 中 町		1	-1			0			0		1	-1
市 場 富 士 見 町			0			0			0			0
市 場 大 和 町			0			0			0			0
潮 田 町	7	5	+2			0			0	4		+4
江 ヶ 崎 町	5	5	0			0			0	4	1	+3
小 野 町	2		+2			0			0			0
梶 山		2	-2			0			0		1	-1
上 末 吉	2	1	+1			0			0	1	1	0
上 の 宮	1		+1			0			0			0
寛 政 町	1		+1			0			0			0
岸 谷	2	5	-3			0			0		1	-1
北 寺 尾	3	7	-4			0			0		5	-5
駒 岡	12	13	-1			0			0	9	3	+6
栄 町 通		5	-5			0			0		1	-1
汐 入 町	1	1	0			0			0			0
獅 子 ヶ 谷	3	4	-1			0			0	1		+1
下 野 谷 町	3	3	0			0			0	1	1	0
尻 手	9	5	+4			0			0	2	1	+1
下 末 吉	9	9	0			0	2	1	+1	3	5	-2
末 広 町			0			0			0			0
菅 沢 町	2		+2			0			0			0
諏 訪 坂			0			0			0			0
大 黒 町		2	-2			0			0			0
大 黒 ぶ 頭			0			0			0			0
大 東 町	1		+1			0			0			0
佃 野 町	2	2	0			0			0	1	1	0
鶴 見	1	2	-1			0			0			0
鶴 見 中 央	42	33	+9			0			0	16	9	+7
寺 谷	2	1	+1			0			0	2	1	+1
豊 岡 町	26	16	+10			0			0	9	6	+3
仲 通	1	10	-9			0			0		2	-2
生 麦	4	8	-4			0		1	-1	1	1	0
浜 町	1	2	-1			0			0	1	1	0
馬 場	3	1	+2			0			0			0
東 寺 尾	2	3	-1			0			0	1		+1
東 寺 尾 北 台			0			0			0			0
東 寺 尾 中 台	1		+1			0			0	1		+1
東 寺 尾 東 台			0			0			0			0
平 安 町	4	6	-2			0			0	3	2	+1
弁 天 町			0			0			0			0
本 町 通	2	2	0			0			0	1		+1
三 ッ 池 公 園	1		+1			0			0			0
向 井 町	6	4	+2			0			0	1	2	-1
元 宮	7	4	+3			0			0			0
矢 向	14	12	+2			0			0	8	5	+3

交通事故発生状況

令和8年3月
鶴見警察署 交通課

2月末概数

①管内発生状況 (年累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
8年	93	1	8	91	99
7年	84	0	6	87	93
増減数	+9	+1	+2	+4	+6

②県内発生状況 (年累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	負傷者数
8年	3388	26	3888
7年	3188	33	3661
増減数	+200	-7	+227

③管内発生状況 (2月中 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
8年	41	1	2	42	44
7年	38	0	0	41	41
増減数	+3	+1	+2	+1	+3

令和8年に入りまして、昨年から引き続き、県内での交通死亡事故が多発しています。特に、道路横断中の高齢歩行者が犠牲になる事故が多く発生しています。交通事故はいつ起こるか予測が付きません。緊張感をもって行動してください。

以下 管内年累計件数 (単位:件数)

④路線別

	一般国道			県道・地方道				市道	その他
	国道1号	国道15号	国道357号	川崎町田	産業道路	環状2号	その他		
8年	11	7	1	2	7	3	5	53	4
7年	12	8	0	5	6	2	7	44	0



自転車事故多発中！
ヘルメットを着用しましょう。

⑤曜日別

	日	月	火	水	木	金	土
8年	7	16	18	11	14	17	10
7年	9	12	7	12	14	14	16

⑥時間別

	0時～	2時～	4時～	6時～	8時～	10時～	12時～	14時～	16時～	18時～	20時～	22時～
8年	3	1	4	10	13	11	10	7	17	15	2	0
7年	0	2	0	9	13	10	7	7	9	21	6	0

⑦町名別 (区内多発順)

	鶴見中央	駒岡	下末吉	北寺尾	獅子ヶ谷	東寺尾
8年	10	7	7	6	6	2
7年	14	6	7	4	1	7



鶴見警察署
マスコット
キャラクター
かける&まい

⑧事故類型別

	車両単独	車両同士					人対車両		列車
		正面衝突	追突	出会い頭	右左折時	その他	横断中	その他	
8年	4	1	15	7	17	29	10	10	0
7年	0	0	19	5	17	23	14	6	0

⑨関係者別 (二輪、自転車は子供、高齢者を含む)

	子供	高齢者	二輪	自転車
8年	4	32	27	26
7年	2	28	26	14

自転車事故で亡くなっている方の約6割は、頭部に主な損傷を負っていることから、ヘルメットを着用することは大変重要です。